平成２６年度（８月）　第５回浜北区協議会 次第

日時：平成 26 年 8 月 21 日（木）午後 1 時 30 分から
会場：浜北区役所　北館 3 階　大会議室

１　開　会

２　議　事

(1)　諮問事項

浜松市新・総合計画（案）について　**【資料 2】**

(2)　協議事項

ア　新清掃工場及び新破砕処理センターの施設基本計画について**【資料 4】**

イ　子ども・子育て支援新制度の説明について　**【資料 3】**

(3)　諮問事項に対する答申

子ども・子育て支援新制度に伴う市立幼稚園の再編について　**【資料 1】**

３　その他

(1)　その他

(2)　次回の開催予定

４　閉　会

資料１

第１０号様式

浜北区協第　　号

平成２６年８月　　日

（あて先）浜松市長

浜北区協議会

会　長　　川上　正芳　印

諮問事項に対する答申について

平成２６年７月１５日付け浜教学総第２７０号で当協議会に対して諮問のあったことについて、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第１１条第１項から第３項の規定に基づき審議した結果、下記のとおり答申します。

記

１　答申内容　　別紙第１１号様式のとおり

（案）

第１１号様式

諮問事項に対する答申書

浜北区協議会

件　名	子ども・子育て支援新制度に伴う市立幼稚園の再編について
諮 問 内 容	別紙のとおり、子ども・子育て支援新制度に伴う市立幼稚園の再編について諮問するもの。
答　　申	市立幼稚園の再編の考え方について、幼児期の学校教育・保育環境の向上を図るため、市立幼稚園を認定こども園等に移行する方向性は、適切であると認める。しかしながら、市立幼稚園の閉園については、次のような問題があることから、保護者や地域住民の理解が得られるよう、時間をかけて再検討することを求める。 ①　子ども・子育て支援新制度に基づく、浜松市全体の幼児期の教育と保育の計画の全体像が見えない中で、市立幼稚園の再編を先行して進めるのは拙速である。 ②　閉園の時期をあらかじめ定め、それに遡ったスケジュールとなっているため、保護者や地域住民に対する説明が不十分であり、理解が到底得られるものではない。 ③　「市立幼稚園再編の考え方」を市立幼稚園すべてに同一に当てはめることは無理があり、個々の園の事情を斟酌すべきである。 ④　園児数が少ない幼稚園を閉園するのではなく、利用者を増やすための対策を検討すべきである。
備　　考	

第９号様式

区　協　議　会

区　　分	■諮問事項　　□協議事項　　□報告事項
件　　名	子ども・子育て支援新制度に伴う市立幼稚園の再編について
事業の概要 （背景、経緯、現状、課題等）	・ 市立幼稚園の再編については、各地域の幼児期の学校教育・保育の現状や今後の需給バランス等を踏まえ、市立幼稚園の閉園や認定こども園への移行等について検討してきた。 ・ 計画的に閉園を進めていく市立幼稚園については、「市立幼稚園再編の考え方」に基づき、同一小学校区内に２園ある園や、施設の老朽化等の課題がある園を選定し、計画した。 ・ 閉園により他の園へ通園することは、通園距離等の負担増もあるが、園児が多くの集団の中で生活することは、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられる面が期待できる。 ・ 閉園については、保護者や地域の理解が必要である。
対象の区協議会	全区協議会
内　　容	・ 地域における幼児期の学校教育・保育環境（私立幼稚園や保育所等の存在）、施設の実態等を踏まえ、平成 29 年度末に 13 園の閉園を計画する。 ・ その他にも、私立幼稚園等の新制度への移行や園児の定員の見直し等により、園児の受入が可能と思われる市立幼稚園については、その動向を踏まえながら閉園を検討していく。 ・ 市立幼稚園から認定こども園に移行する園については、平成 30 年度を目途に存続予定の市立幼稚園の中から 12 園の移行を検討していく（認定こども園への移行は、3～5 歳児を対象とする。）。
備　考 （答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）	・ 答申を得たい時期：平成 26 年 8 月末

担当課	教育総務課	担当者	辻村　得雄	電話	457 - 2401

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

資料２

第８号様式

浜 市 協 第 119 号

平成 26 年 8 月 8 日

各区協議会　様

浜松市長　鈴木　康友

区協議会への諮問について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第１１条第１項から第３項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

１　諮問内容　　別紙第９号様式のとおり

２　答申期限　　別紙第９号様式に記載された期限のとおり

第９号様式

区　協　議　会

<table>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="5">■諮問事項　　□協議事項　　□報告事項</td></tr>
<tr><td>件　　名</td><td colspan="5">浜松市新・総合計画（案）について</td></tr>
<tr><td>事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="5">平成 27 年度からスタートする新・総合計画について、市長を座長とする「浜松市未来デザイン会議」において平成 25 年 9 月から策定を進めてきた。
基本構想（浜松市未来ビジョン）及び基本計画（浜松市未来ビジョン第 1 次推進プラン）の素案がまとまったため、区協議会へ諮問を行うもの。現在、パブリック・コメントについても実施しており、市議会 11 月定例会へ議案として提案する予定である。
策定に当たって、人口減少・超高齢社会の到来、公共施設・公共インフラの老朽化、「想定外」の想定など、認識すべき注意点を掲げ、認識の共有を図った。
また、長期的な視野を持ち、将来をしっかり見通すため、基本構想においては 30 年後の未来の理想の姿を定めた。</td></tr>
<tr><td>対象の区協議会</td><td colspan="5">全ての区協議会</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">1　基本構想（浜松市未来ビジョン）
（1）計画期間：平成 27 年度から平成 56 年度まで（30 年）
（2）内容
ア　都市の将来像
イ　1 ダースの未来（理想の姿）
⇒つくる（創る）、たかめる（高める）、いかす（活かす）、めぐらす（巡らす）、つなぐ（繋ぐ）、みとめあう（認め合う）、ささえあう（支え合う）、はぐくむ（育む）、みのる（実る）、はたらく（働く）、かえる（変える）、むすぶ（結ぶ）
2　基本計画（浜松市未来ビジョン第 1 次推進プラン）
（1）計画期間：平成 27 年度から平成 36 年度まで（10 年）
（2）内容
ア　未来ビジョン（基本構想）を受けて
イ　都市経営の考え方
ウ　まちづくりの基本的な考え方
エ　分野別計画
⇒産業経済、子育て・教育、安全・安心・快適、環境・エネルギー、健康・福祉、文化・生涯学習、地方自治・都市経営</td></tr>
<tr><td>備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="5">答申を得たい時期：平成 26 年 9 月末</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>企画課</td><td>担当者</td><td>加藤　健太郎</td><td>電話</td><td>457-2241（内線：2241）</td></tr>
</table>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

※添付資料一覧

・資料１　新・総合計画策定スケジュール

・資料２　総合計画について

・資料３　新・総合計画策定方針

・資料４　浜松市総合計画基本構想浜松市未来ビジョン（案）

・資料５　浜松市総合計画基本計画浜松市未来ビジョン第１次推進プラン（案）

・資料６　計画体系図

資料１

【平成 25 年度】新・総合計画策定スケジュール

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
議会		●特別委員会(31) ・策定方針 ・人口推計結果報告	●特別委員会(14) ・策定方針 ・人口推計結果報告		●特別委員会(23) ・策定委員の確認 ・市民インタビュー中間報告		●特別委員会(8) ・第１回策定委員会を受けた議論	●特別委員会(13) ・第２回策定委員会を受けた議論 ◎特別委員会への意見照会(20)			●特別委員会(4) ・第３回策定委員会を受けた議論 ・基本構想(案) ◎特別委員会への意見照会	●特別委員会(24) ・第４回策定委員会を受けた議論 ・基本構想(案)
未来デザイン会議		(公募開始) ・広報はままつ ・HP ・大学等に依頼 (5 月 31 日〆)	(公募委員審査) ・書類審査	(公募委員審査) ・面接審査	(有識者委員調整)	●第１回(29) ・策定方針 ・人口推計結果報告 ・未来の理想への思い	(宿題など) ・未来の理想の姿のイメージ検討	●第２回(2) ・未来の理想の姿 ・市民インタビュー結果 ・議会からの意見 ・基本構想について (意見交換会)(28) ・未来の理想の姿 ・基本構想(案)	(意見交換会)(16) ・市民インタビュー、議会の意見反映 ・未来の理想の姿 ・基本構想(案)	(意見交換会)(14) ・市民インタビュー、議会の意見反映 ・未来の理想の姿 ・基本構想(案) ●第３回(26) ・市民意識調査結果 ・議会からの意見 ・未来の理想の姿 ・基本構想(案)	(宿題など) ・基本構想(案)の修正意見	●第４回(15) ・議会からの意見 ・市民意識調査結果 ・基本構想(案) ・基本計画について ・来年度について
庁内ワーキング	●第１回(25) ・策定方針 ・市民インタビュー ・策定委員会		●第２回(3) ・市民インタビュー中間報告 ・個別計画との整合について			(策定委員会傍聴)	●第３回(10) ・策定委員会の意見確認 ・市民インタビュー結果 ・基本構想について ・基本計画準備 ・政策レポート作成	(策定委員会傍聴) ●第４回(12) ・策定委員会の意見確認 ・基本構想について ・基本計画準備 (意見交換会参加)	(意見交換会参加) ●第５回(20) ・基本構想(素案)確認 ・政策検討 ・基本計画準備	(政策レポート修正) (策定委員会傍聴)		●第６回(7) ・基本計画について ・政策レポートまとめ (策定委員会傍聴)
基礎調査	◎人口推計確定	◎市民インタビュー ・名簿作成 ・対象者交渉	◎市民インタビュー開始 ◎市民意識調査準備	(市民インタビュー) ◎市民意識調査委託	◎市民インタビュー終了 ・取りまとめ	◎市民意識調査開始 ・ビッグデータの活用 ・市民の声システムの活用 ・市民インタビューの活用				◎市民意識調査 ・中間報告書作成		◎市民意識調査 ・完了 ・最終報告書

【平成 26 年度】新・総合計画策定スケジュール

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
議会		●特別委員会(7) ・基本構想について	●特別委員会(4) ・第５回策定委員会を受けた議論 ・基本構想(案) ・基本計画(案) ●特別委員会(24) ・基本構想(案) ・基本計画(案)		●特別委員会(12) ・第６回策定委員会を受けた議論 ・パブリック・コメント案		●特別委員会 ・第７回策定委員会を受けた議論 ・最終確認	●議案審議	●議決			
未来デザイン会議		●第５回(24) ・基本構想 ・基本計画(案)	(意見交換会)(17) ・基本計画(案)	●第６回(26) ・パブリック・コメント案			●第７回(25) ・最終確認					
庁内ワーキング	●第７回(24) ・基本計画(案)について	(策定委員会傍聴)		●第８回(1) ・基本計画 (策定委員会傍聴)			●第９回 ・最終確認 (策定委員会傍聴)					
基礎調査					◎パブリック・コメント実施(14～9/12) ◎区協議会 ・諮問		◎パブリック・コメント結果公表 ◎基本構想案確定 ◎基本計画案確定			◎印刷、校正	◎区協議会 ・最終報告	◎関係者送付

資料2

総合計画について

平成26年8月

企画調整部企画課

第2次浜松市総合計画

第2次浜松市総合計画の構成と期間

基本構想（8年）	はままつやらまいか創造プラン	平成19～26年（8年間／平成23年に改正）
基本計画（4年）	はままつやらまいか創造プラン 都市経営戦略	平成23～26年（4年間）
実施計画（1年）	戦略計画	

基 本 構 想

都市の基本理念

1　民主主義に基づく自治の実践
2　社会関係資本を基盤とした市民協働によるまちづくり
3　将来の飛躍に向けた「ひとつの浜松」の形成
4　都市の発展と環境の保全が両立する持続可能なまちづくり
5　新たな価値や人材を生み出す創造都市の確立

都市の将来像

市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」

2

第2次浜松市総合計画

都市経営戦略		戦略計画
重点戦略	戦略1：未来を拓(ひら)く“新・ものづくり”	実行 → 戦略計画（重点戦略）
	戦略2：豊かな心と生きる力をはぐくむ・子どもの未来	
	戦略3：安全と安心を人から人へ・活発な地域力	
	戦略4：地球にやさしい持続可能な社会	
	戦略5：快適が感じられるくらしの満足	
	戦略6：いきがい実感・健康づくり	
	戦略7：郷土に誇り・活力あふれるまち	
分野別計画	産業経済分野：創造と革新で未来を拓(ひら)く世界都市	実行 → 戦略計画（分野別計画）
	教育、文化、スポーツ分野：みんなが楽しく学び磨きあう学習・文化創造都市	
	防災、市民生活分野：だれもが安心して暮らせる安全な都市	
	環境分野：未来につなぐ水・空気・緑　環境共生都市	
	健康福祉分野：いきいきと暮らせる思いやり共生都市	
	都市・生活基盤分野：自然と都市が融合するゆとり・ゆめみらい都市	
	都市経営分野：みんなが元気で心豊かな都市	
区別計画	中区：都市の顔　薫る文化の　中区	実行 → 戦略計画別冊（区別計画）
	東区：人と人　心ふれあう未来へ　東区	
	西区：魅力多彩　個性輝く　西区	
	南区：好きですと　声交わたる　南区	
	北区：産業と　自然が織りなす　人にやさしい北区	
	浜北区：副都心　夢人集う　浜北区	
	天竜区：森林と水　生命はぐくむ　天竜区	

3

第2次浜松市総合計画とマネジメントサイクル

【第2次浜松市総合計画】
都市の将来像の実現
＜市民協働によるまちづくりの推進＞

戦略計画
（総合計画の進行管理）

行政経営計画
（行政の仕組みや事業手法の見直し）

【「戦略計画を核とする経営の仕組み」の確立】
①意思決定の仕組みの確立
②資源配分の仕組みの確立
③業務の効率化
④職員の資質向上
⑤市民参画と分かりやすい市政情報の提供

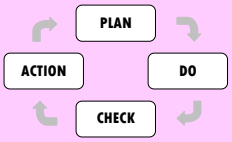

行政サービスの質の向上と
持続可能な都市経営の実現

市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」の実現

PDCAサイクルの全体像

PDCAサイクルにおける主な取り組み

PLAN
- ○戦略計画の策定
- ○戦略計画の基本方針の策定
- ○政策・事業シートの作成
- ○施政方針

DO
- ○事業実施

CHECK
- ○内部評価
- ○外部評価

ACTION
- ○副市長レビュー
- ○サマーレビュー
- ○予算市長査定
- ○予算議会提案

マネジメントフロー

4月
- 戦略計画公表

5月
- ◎副市長レビュー（春）（サマーレビュー案件の絞込み）

6月
- ◎サマーサビュー（来年度新規事業の立案）

8月
- 前年度内部（二次）評価

9月
- 戦略計画の基本方針の公表
- 予算編成方針の公表
- ※資源配分（予算・人・組織）
- ◎副市長レビュー（秋）（新たに判断を求めるものを協議）

1月
- ★予算等の市長協議

2月
- 施政方針

3月
- 予算案の提案

4月
- 当該年度内部（一次）評価

新・総合計画の策定～人口推計～

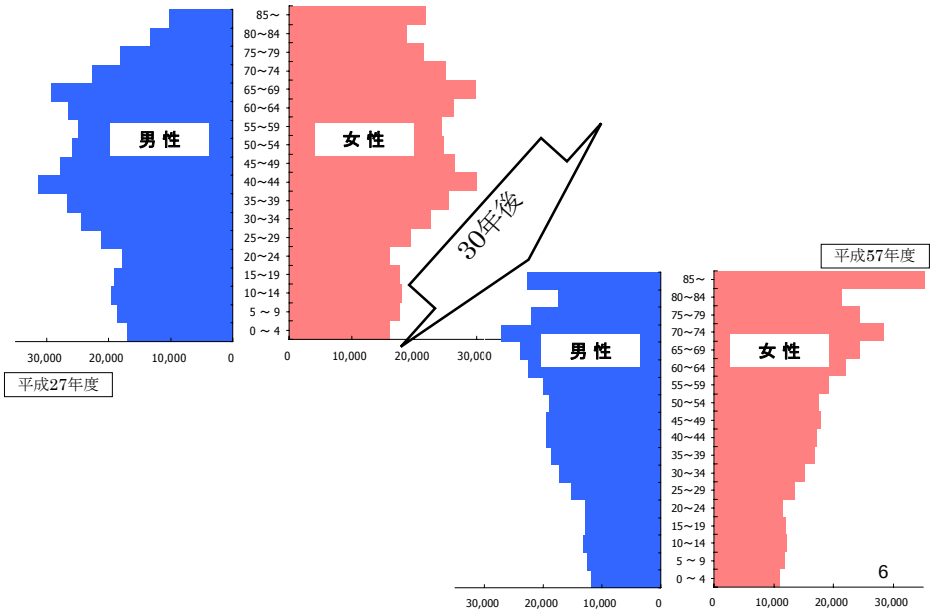

新・総合計画の策定～人口推計～

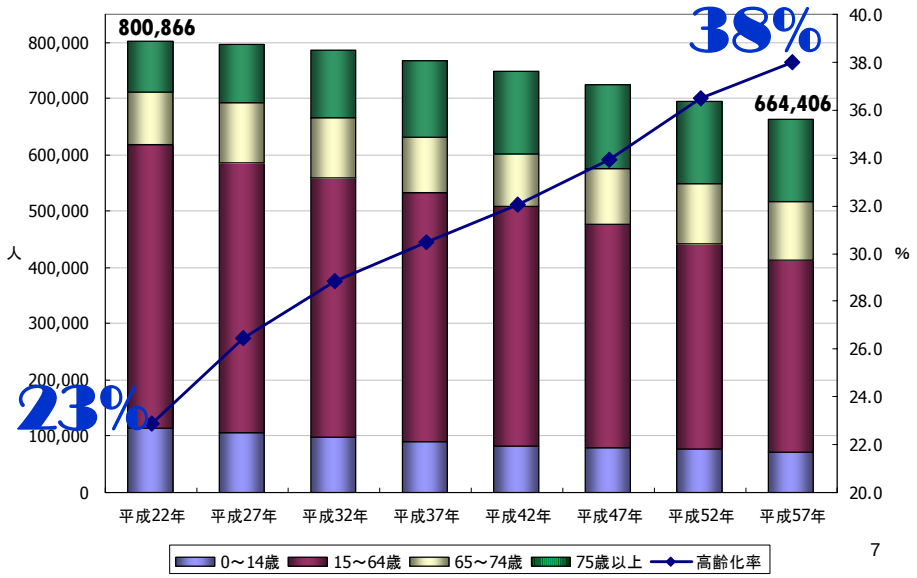

7

新・総合計画の策定～世帯累計の推計～

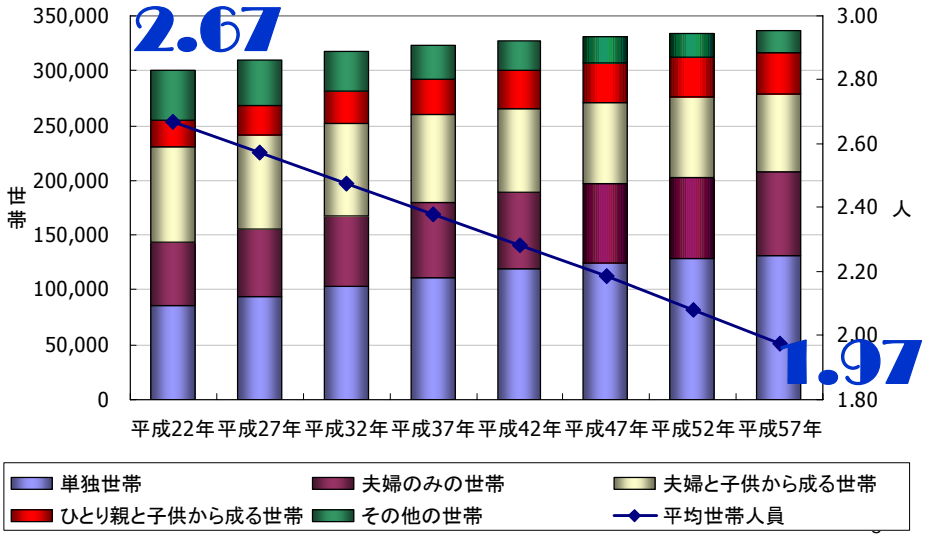

新・総合計画の策定～65歳以上単独世帯の推計～

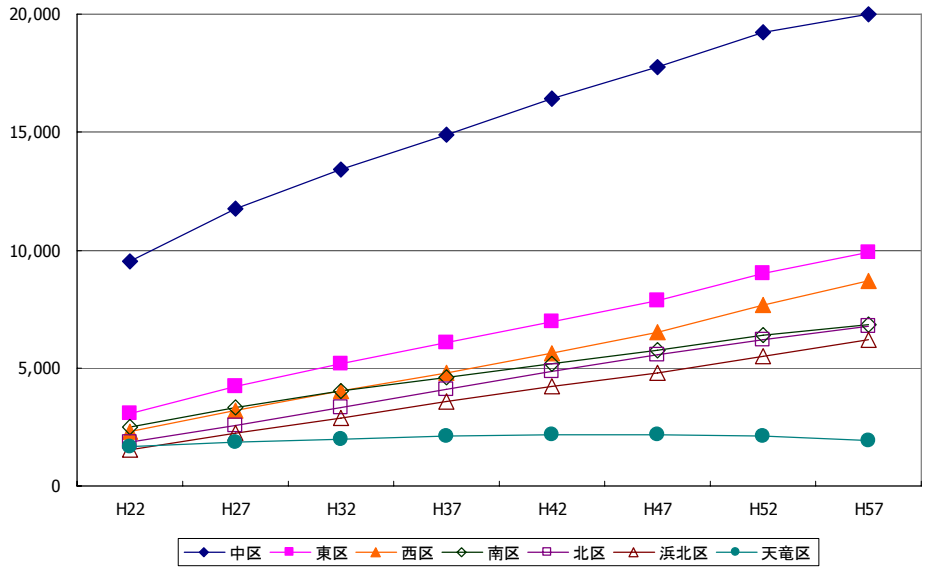

新・総合計画の策定～浜松市未来デザイン会議～

◎委員数：23人
◎内訳
・座　　長：浜松市長
・コーディネーター：静岡文化芸術大学教授（学部長）
・有識者委員10人
　⇒企業・団体：3人
　⇒大学関連：2人
　⇒医療関連：1人
　⇒市民団体：3人
　⇒福祉関連：1人
・公募委員11人
　⇒企業・団体：5人
　⇒大学関連：1人
　⇒市民団体：1人
　⇒学生：4人

☆委嘱期間
H25.9.29～H27.3.31
☆会議回数
平成25年度：7回
平成26年度：4回（予定含む）

委員内訳

性別	人数	割合
男	15	65.2%
女	8	34.8%
計	23	100%

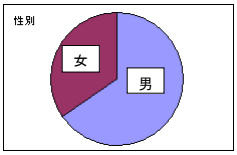

年代	人数	割合
10代	2	8.7%
20代	3	13.0%
30代	8	34.8%
40代	3	13.0%
50代	4	17.4%
60代	1	4.3%
70代～	2	8.7%
計	23	100%

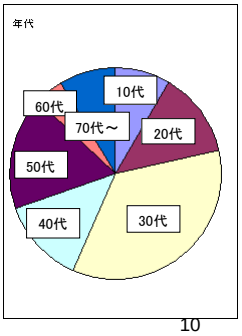

10

新・総合計画の策定～計画の構成～

総合計画の構成

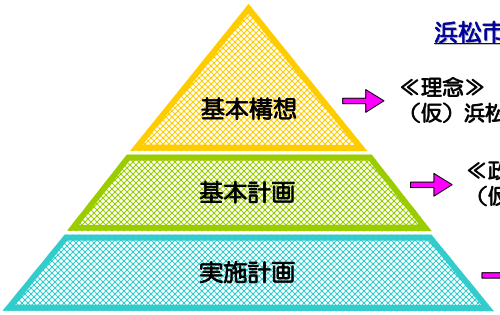

浜松市 新・総合計画

≪理念≫
（仮）浜松市未来ビジョン

≪政策≫
（仮）浜松市未来ビジョン第１次推進プラン

≪事業≫
戦略計画

11

新・総合計画の策定～バックキャスティングの考え方～

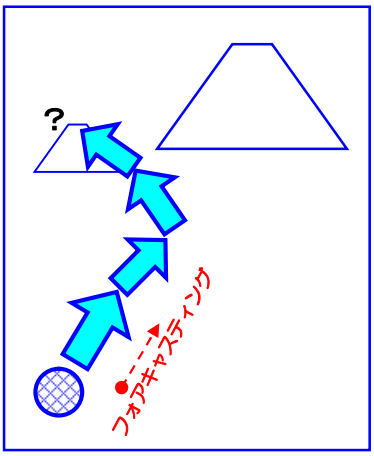

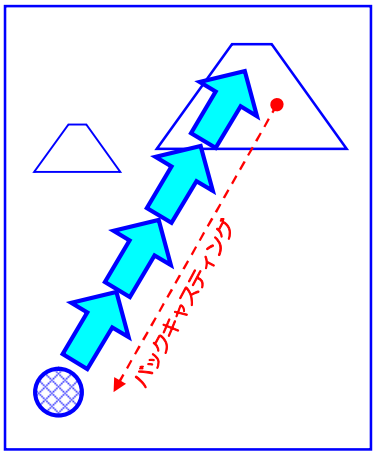

12

新・総合計画の策定～策定の心構え～

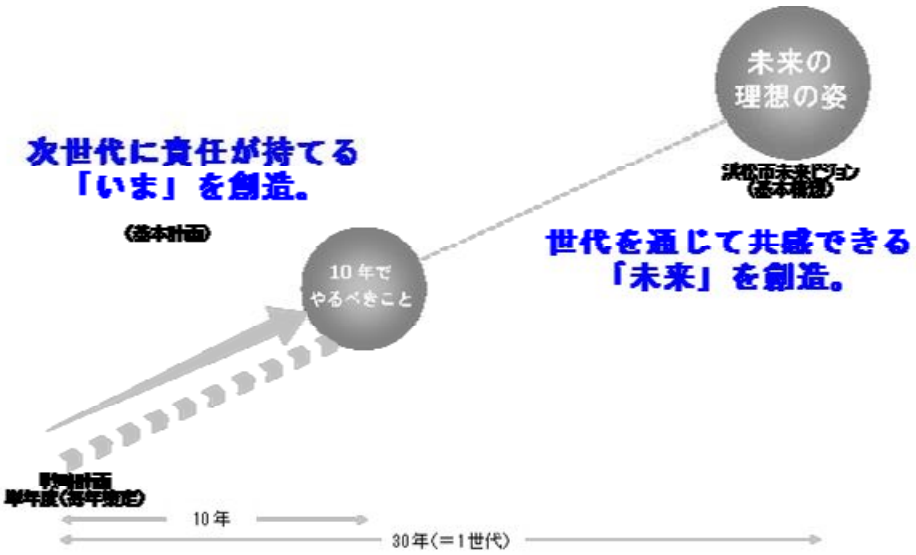

新・総合計画の策定～策定に向けた認識すべき注意点～

①人口減少時代へ突入
②超高齢社会の到来とライフスタイルや世帯構成の多様化
③防災・減災対策の強化
④新興国の成長によるものづくり産業への影響
⑤農業ビジネスのチャンス拡大
⑥地球環境問題やエネルギー問題
⑦情報社会の高度化
⑧公共施設や公共インフラの老朽化
⑨「想定外」を想定する
⑩基礎自治体の自立

新・総合計画の策定～政策レポート～

	課題	短期的にやること	10年後	20年後	30年後の理想の姿
新産業創出	・地場産業の革新 ・既存産業の高度化	・海外を見据えた販路開拓支援 ・技術伝承の促進	・地域企業が新分野への事業展開を活発化させている ・地域の技術が国内外の技術と融合している	・輸送用機器産業に次ぐ新たな産業が生まれている	・新たな産業が次々と生まれ育ち成長企業が集積する都市となっている
子育て	・出生数の減少 ・待機児童が多い ・仕事と家庭の両立が難しい	・結婚、出産についての新たな施策 ・Uターンの促進	・教育、保育に要する費用が軽減されている ・若者の雇用の場が確保されている	・教育、保育に要する費用が更に軽減されている ・ワークライフバランスを実践する企業が増えている	・安心して子どもを生み育てられる環境 ・若者の転入が増加 ・3～4人の子どもを持つ家庭が増える
エネルギー	・地球温暖化 ・化石燃料への依存度の上昇 ・CO2排出量の増加	・再生可能エネルギーの普及啓発 ・省エネルギーの普及啓発	・再生可能エネルギーの利用が促進されている ・省エネルギーに配慮したライフスタイルが定着	・再生可能エネルギーの比率が向上している ・エコハウス街区が開発されている	・エネルギーを賢く使うため、市民自ら行動している ・特性を活かした高度なエネルギー自給に取り組んでいる

新・総合計画の策定～基本構想（浜松市未来ビジョン）～

都市の将来像

市民協働で築く
『未来へかがやく創造都市・浜松』

・【創造都市】
技術も文化も国際色豊かなクリエイティブシティ
・【市民協働】
小さな歯車が重なって大きな‘こと’を動かす
・【ひとづくり】
新しさを生む伝統を未来へつなぐ

16

新・総合計画の策定～基本構想（浜松市未来ビジョン）～

1ダースの未来（理想の姿）

つくる（創る）	たかめる（高める）	いかす（活かす）	めぐらす（巡らす）
つなぐ（繋ぐ）	みとめあう（認め合う）	ささえあう（支え合う）	はぐくむ（育む）
みのる（実る）	はたらく（働く）	かえる（変える）	むすぶ（結ぶ）

17

新・総合計画の策定～基本計画（浜松市未来ビジョン第1次推進プラン）～

都市経営の考え方

・市民協働で高める地域力
・未来まで続く持続可能なまち
・未知の感動を生み出す創造都市
・想定外にも対応できる自立・自律したまち
・世界とツナグ・地域とツナグ

分野別計画

- 産業経済
- 子育て・教育
- 安全・安心・快適
- 環境・エネルギー
- 健康・福祉
- 文化・生涯学習
- 地方自治・都市経営

18

新・総合計画の策定～今後のスケジュール～

7月	8月	9月	10月	11月	12月
・未来デザイン会議	・区協議会 ・大都市制度調査特別委員会		・大都市制度調査特別委員会 ・未来デザイン会議	・議案提出	・議決
	パブリック・コメント				

19

20

資料3

（仮）浜松市未来ビジョン
（仮）はままつやらまいか創造プラン新・10 年の計

新・総合計画
策定方針

世代を通じて共感できる「未来」を創造。
次世代に責任が持てる「いま」を創造。

企画調整部企画課

目　　次

Ⅰ　策定に向けて
（1）　第 2 次浜松市総合計画の中間評価　1
（2）　策定に向けた認識すべき注意点　3
（3）　策定の心構え　6

Ⅱ　計画の構成
（1）　計画の構成　7
（2）　（仮）浜松市未来ビジョン（基本構想）　7
（3）　（仮）はままつやらまいかプラン新・10 年の計（基本計画）　8
（4）　【参考】戦略計画　9
（5）　【参考】マネジメントサイクル　9
（6）　新・総合計画のイメージ　10

Ⅲ　策定の進め方
（1）　基礎調査　11
（2）　策定体制　12
（3）　策定スケジュール　14

Ⅰ　策定に向けて

（1）第 2 次浜松市総合計画の中間評価と策定に向けた考え方

①地方自治法の改正について

平成 23 年 8 月の地方自治法の改正により、市町村に対する基本構想策定の義務付けがなくなりました。一方で、本市においては、市議会からの提案により、「浜松市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例」を定め、基本構想及び基本計画の策定、変更または廃止について、議会の議決を経ることとしています。

行政が行う事務事業は幅広い守備範囲がある中で、本市が進むべき方向を定め、市民の皆様と共有する未来の理想の姿を設定し、市民ニーズを捉えた最適な資源配分の考え方を定めることは、今後も一層重要となります。このため、地方自治法による義務付けはありませんが、新・総合計画の策定を本市独自の判断で進める方針です。

②計画期間について

第 1 次浜松市総合計画（平成 19 年 4 月～）では、基本構想の計画期間を 8 年、都市経営戦略の計画期間を 4 年として定めました。また、第 2 次浜松市総合計画（平成 23 年 4 月～）では、後期の基本計画として策定するとともに、基本構想についても、時代の変化を読み取り、必要な見直しを行いました。

次世代に責任が持てる政策を立案するためには、中長期的な視野を持って、将来をしっかり見通すことが必要です。このため、新・総合計画の策定に当たっては、次世代（＝30 年）の揺るぎない未来の理想の姿を定め、市民の皆様が本市の進む方向性を認識した上で、地域活動や企業活動に励むための指針としたいと考えています。また、未来の理想の姿に向かって必要な政策は何かについて、10 年間の中期計画を定める方針です。

なお、他の政令指定都市（19 都市）では、20 年以上の基本構想を持つ都市が 13 市、10 年以上の基本計画を持つ都市が 15 市となっています。

③戦略計画を核としたマネジメントサイクルについて

第 2 次浜松市総合計画の進捗管理に当たっては、変化に柔軟に対応するため「戦略計画」を毎年策定するとともに、計画（政策）と組織（課）、予算（目）を一致させ、すべての事業（約 1,000 事業）を体系的に管理する「政策・事業シート」を作成し、PDCA サイクルによる経営資源の重点化や政策・事業のスクラップ・ビルドを推進しています。

これらの取り組みは、庁内に定着し、サマーレビューによる新規事業の検証や外部評価結果の反映、予算の重点配分などのマネジメントサイクルが効果的に機能しており、今後においても、これまでと同様、戦略計画を核としたマネジメントサイクルを継続する方針です。中長期の計画と短期の計画の組み合わせにより、ブレずに、しかも、柔軟性のある都市経営を進めてまいります。

④区別計画について

本市は、12 市町村による広域合併、そして、政令指定都市移行へと発展を遂げており、旧市町村ごとに固有の特色を持ちながら成り立っています。このため、第 2 次浜松市総合計画の都市の基本理念に、地域の多様な財産を相互交流の中で理解し合い、ひとつの浜松としての土台づくりを行うことを定め、また、区別計画に、区ごとのまちづくりの方針を定めてまいりました。

現在、市民の皆様は、広大な市域にあっても、地域の特色を身近に感じ、同じ浜松市として受け止めています。また、ごみ収集方法の統一化など、一市多制度として進めてきた合併後の措置も終了を迎え、ひとつの浜松としての基盤は整いつつあります。このため、新・総合計画では、一つの都市の目指すべき未来の理想の姿を定めるものとし、区役所運営のあり方については、区ごとに定める区政運営方針等で対応してまいります。

⑤都市の将来像「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」について

第 2 次浜松市総合計画では、都市の将来像に「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を掲げ、市民協働によるまちづくりと、創造都市の確立を推進してきました。

これまでに、市民の皆様の創造的な活動を活性化させる「地域力向上事業」や「みんなのはままつ創造プロジェクト」などにより、産業や文化の振興、地域イベントにおいて、市民主体の活動が積極的に展開され、市民協働によるまちづくりが定着しつつあります。

また、創造都市の確立に向けては、「『創造都市・浜松』推進のための基本方針」の策定をはじめ、3 年に 1 度の浜松国際ピアノコンクールの開催、音楽分野においてアジア初となる「ユネスコ創造都市ネットワーク」への加盟申請などを行い、国内ばかりでなく世界に向けて発信を続けています。

都市の将来像の実現に向けては、市民の皆様や民間企業との協働による長期にわたる活動が必要であり、新・総合計画においても第 2 次浜松市総合計画の都市の将来像を引き続き堅持していく方針です。

（2）策定に向けた認識すべき注意点

①人口減少時代へ突入

国勢調査の結果を見ると、本市の人口は、平成 22 年度から減少に転じています。また、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、平成 12 年から減少に転じており、少子高齢化の進行が顕著に見られます。

人口減少、少子高齢化は、将来の市税収入の減少や社会福祉にかかる費用の増大など深刻な影響を及ぼすことが予測されます。このため、新・総合計画策定に当たっては、次世代に対する責任を意識し、将来の人口推計に基づく現実をしっかりと見据えて、持続的に発展し、自立した市政運営ができる「未来」を創造することが求められます。

②超高齢社会の到来とライフスタイルや世帯構成の多様化

本市の高齢化率は、我が国の傾向と同じく上昇しています。また、一般世帯の平均世帯人員は 2.67 人（平成 22 年度国勢調査）となり、年々減少傾向にあります。今後は、生涯未婚率の上昇や少子化の著しい進行によって、若者から高齢者まで様々な年齢層で一人世帯が増加し、これまでの標準世帯を想定した行政サービスについては、見直しが必要となります。

ライフスタイルが変化する中で、だれもが安心して生活できる雇用や福祉、住居などの政策を重点的に進める必要があります。

③防災・減災対策の強化

東日本大震災の未曾有の大災害から 2 年が経ちます。国内観測史上最大の大地震と同時に発生した大津波は、多くの人命と財産を奪い、福島第一原子力発電所の大惨事は、我が国のエネルギー政策の転換を迫るなど、これまでの常識を根本から覆してしまうものでした。

本地域においても、東日本大震災の教訓を決して風化させることなく、予想される東海・東南海・南海の三連動地震への対応を最優先に取り組んでいかなければなりません。沿岸地域の避難路や避難場所の確保、住宅密集地から中山間地域までの地域に応じた対策など、ソフト・ハードの両面から、安全に避難できる防災・減災対策を更に強化する必要があります。

④新興国の成長によるものづくり産業への影響

アジアをはじめとする新興国の人口構成は、年少人口、生産年齢人口の割合が高くなっています。これら新興国は、長期にわたって消費拡大の傾向にあり、更なる成長を続けるものと予測できます。

こうした中にあって、地域の企業にも変化が必要であり、それぞれの強みを活かしたイノベーションを実現するとともに、高い技術力を持って海外に進出し、海外での利益を地域に還元するしくみが求められています。今後、地域全体の産業競争力を高めていくため、新興アジアなどに目を向けた海外戦略を促進する必要があります。

⑤農業ビジネスのチャンス拡大

農業の担い手の減少や耕作放棄地の拡大は、我が国における重要な課題であり、本市も例外ではありません。また、消費者からは、有機栽培への注目やトレーサビリティの確保など、食の安全に対する関心が深く、生産者には、適正な対応が求められます。

農業は、食生活を支える重要な産業であり、販売手法の転換や販路の拡大など新しいビジネスとして視野を広げ、産地力を高めることが必要です。本市においては、みかんやガーベラ、馬鈴薯、たまねぎなど特色ある農産物が生産され、全国でも有数の産出額を有します。本市の特色を活かし、企業参入や 6 次産業化を併せながら、新しい農業への変革が求められています。

⑥地球環境問題やエネルギー問題

福島第一原子力発電所の事故により、我が国のエネルギー政策は、大きな転換が求められています。国は、今後のエネルギー政策について、明確な方針を打ち出していませんが、確実に言えるのは、再生可能エネルギーの比率を高める必要があることです。さらには、地球環境への意識を高めて、低炭素社会や循環型社会、自然共生社会を構築することも重要です。

このため、トップレベルの日照時間を活用した太陽光発電の推進のほか、風力、小規模水力、バイオマスなど、新しいエネルギーの利用促進と併せ、リサイクルの推進や生物多様性の保全など地球環境に負荷をかけない取り組みが求められます。

⑦情報社会の高度化

スマートフォンやタブレット端末は、急激に普及しており、現時点で、携帯電話所有者の約 5 割を占めています。また、フェイスブックをはじめとする SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は、世の中に欠かせない存在になりつつあり、我が国の情報化は、今後も更なる成長を遂げるものと予測できます。また、国においても、マイナンバー制度の導入など、情報端末等を活用した行政サービスの高度化・高速化への検討が進められています。

これら情報社会の高度化に即応し、本市においても、市民の皆様が快適に利用できるサービスを提供できる環境づくりが求められています。

⑧公共施設や公共インフラの老朽化

公民館やホール、体育館などの公共建築物は市内で 2,000 施設を超えます。これら建物の耐用年数 60 年を前提に、将来の維持管理費をシミュレーションすると、1 兆 3,000 億円に達し、年平均では、現在の一般会計の約 1 割に当たる約 256 億円が必要になります。また、本市の管理道路延長は 8,300km を超えます。これは、我が国の市町村の中では 1 番であり、直線にすると、太平洋を渡りアメリカ・ロサンゼルスまで届く距離を有します。

これら公共インフラは、適正な管理を怠ると、維持管理コストが一挙に跳ね上がることも考えられます。将来のリスクを低減するためにも、公共インフラや公共資産を適切に評価し、近隣類似施設の統廃合による総数削減や計画的な施設更新による長寿命化対策を進める必要があります。

⑨「想定外」を想定する

近年では、リーマンショックに端を発する世界同時不況、甚大な被害を引き起こした阪神大震災や東日本大震災など、予期せぬ大激変に見舞われ、突発的な対応を余儀なくされています。次世代（＝30 年）に向けて、未来の理想の姿やそれに向けての政策立案に当たっては、歴史的な大激変に遭遇する可能性など最悪の事態を考慮に入れ、変化に即応できる職員の資質向上と組織の柔軟性の確保、健全で弾力的な財政運営など適切な対応に取り組めるよう備えておく必要があります。

⑩基礎自治体の自立

本市は、他の政令指定都市とともに、「特別自治市」の実現を目指しています。特別自治市とは、県・市の二重行政の無駄を取り去り、住民に最も身近な基礎自治体が、包括的な財源と権限を有し、事務の一元化による迅速なサービスや、市民ニーズを的確に捉えた施策展開を行う考え方です。

12 市町村の合併を経て政令指定都市に移行した本市は、都市部から過疎地域も含む中山間地域まであり、また、産業面でも多様性を有する国土縮図型の政令指定都市です。本市が、自立した都市経営に成功すれば、中核市や特例市など、ヤル気と実力のある基礎自治体の先行モデルになります。地域のことを地域住民の皆様が決められる権限、地域特性に応じた施策展開が可能な財源を有する“新しい国のかたち”に向け、基礎自治体として果敢に挑戦してまいります。

（3）策定の心構え

第 2 次浜松市総合計画を適正に評価するとともに、将来の社会環境の変化を的確にとらえ、今後、設置する策定委員会の中で、市民の皆様の意見を反映させながら、基本構想「（仮）浜松市未来ビジョン」と基本計画「（仮）はままつやらまいか創造プラン新・10 年の計」を策定します。

これらの計画策定に当たって、以下の心構えを持ち、市民の皆様と共有できる浜松の明るい未来を創造してまいります。

世代を通じて共感できる「未来」を創造。

基本構想では、人口推計など精度の高い将来データによる未来予想のもと、市民の皆様とともに共感できる明るい未来の理想の姿を定めます。未来の理想の姿は、市民の皆様がイメージしやすいものとします。

次世代に責任が持てる「いま」を創造。

基本計画では、未来の理想の姿に向けての道筋を定めるバックキャスティング方式を取り入れ、次世代（＝30 年）にツケを残すことなく、理想に向かって、今、行うべき政策は何かを定めます。国土縮図型の政令指定都市である本市が、多様な課題を乗り越え、市民サービスを向上し、次世代に責任が持てる自立した基礎自治体を創造します。

Ⅱ　計画の構成

（1）計画のイメージ

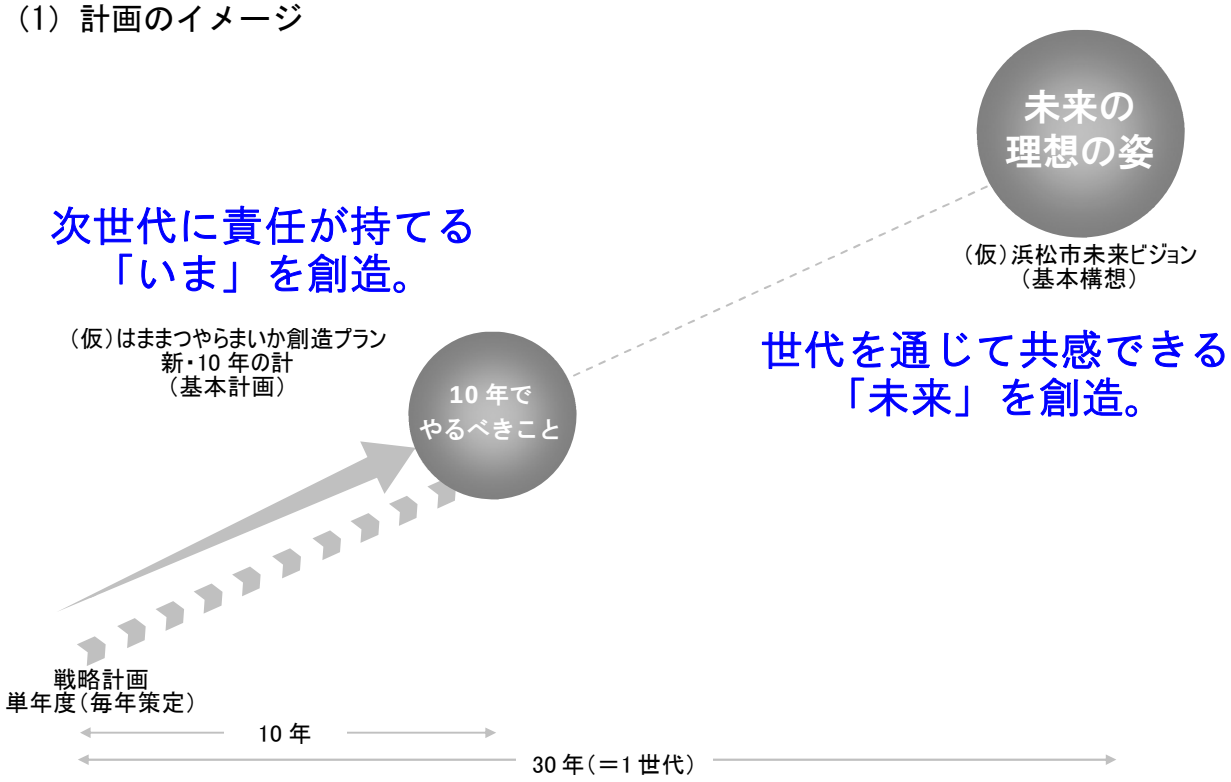

（2）（仮）浜松市未来ビジョン（基本構想）

「（仮）浜松市未来ビジョン」は、次世代（＝30 年）における未来の理想の姿を指し示す基本構想とし、市民の皆様と共有するため、分かりやすく簡潔に表現します。

世代を通じて共感できる未来の理想の姿を打ち立てますが、社会経済環境の変化に柔軟に対応するため、市民ニーズの変化や人口動態などを参考とし、必要に応じて見直しを行います。

将来推計人口や市民意識調査、市民インタビューの結果を基礎データとし、策定委員会で議論します。

〇定める内容

・都市の将来像

・都市経営の基本

・未来の理想の姿

（3）（仮）はままつやらまいか創造プラン新・10 年の計（基本計画）

「（仮）はままつやらまいか創造プラン新・10 年の計」では、「（仮）浜松市未来ビジョン」における 30 年後の理想の姿に向けて、未来の理想への道筋を定めるバックキャスティング方式を導入します。未来の理想の姿に向けて「いま」何を行うべきか、分野ごとに考え方を示し、基本的な政策を定めます。また、計画期間内であっても、基本構想同様、市民ニーズの変化や人口動態を確かめ、必要に応じて見直しを行います。

〇計画期間＝10 年間
〇定める内容
・分野
・分野ごとの基本的考え方
・基本的な政策

（4）【参考】戦略計画

戦略計画は、これまでの戦略計画の考え方を踏襲し、「第 1 章：重点戦略」と「第 2 章：分野別計画」の 2 章構成で定めます。

基本計画である「（仮）はままつやらまいか創造プラン新・10 年の計」に定めた分野ごとの基本的考え方と整合を図り、基本方針や目標値を示しながら、1 年間で重点化を図る事業とその予算額を明確化します。

また、区政運営方針は、各区役所の責任において定め、市民の皆様に周知してまいります。

（5）【参考】マネジメントサイクル

総合計画の進行管理は、「戦略計画」を毎年度策定するとともに、「政策・事業シート」を作成し、すべての事業について PDCA サイクルにより管理します。

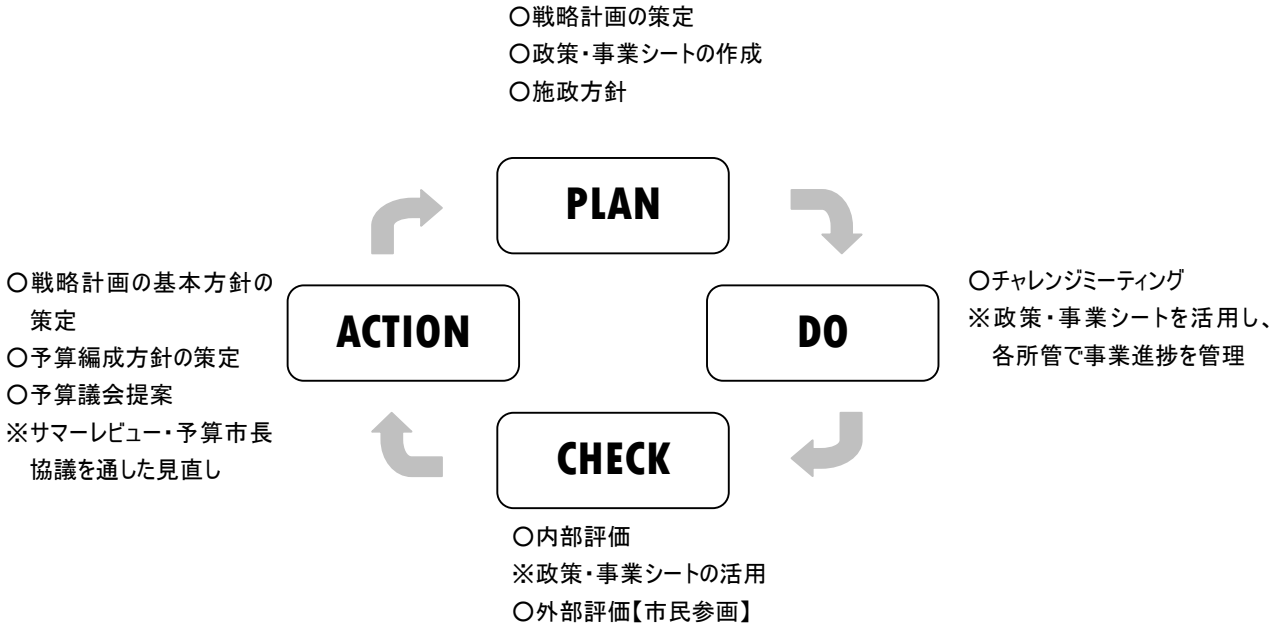

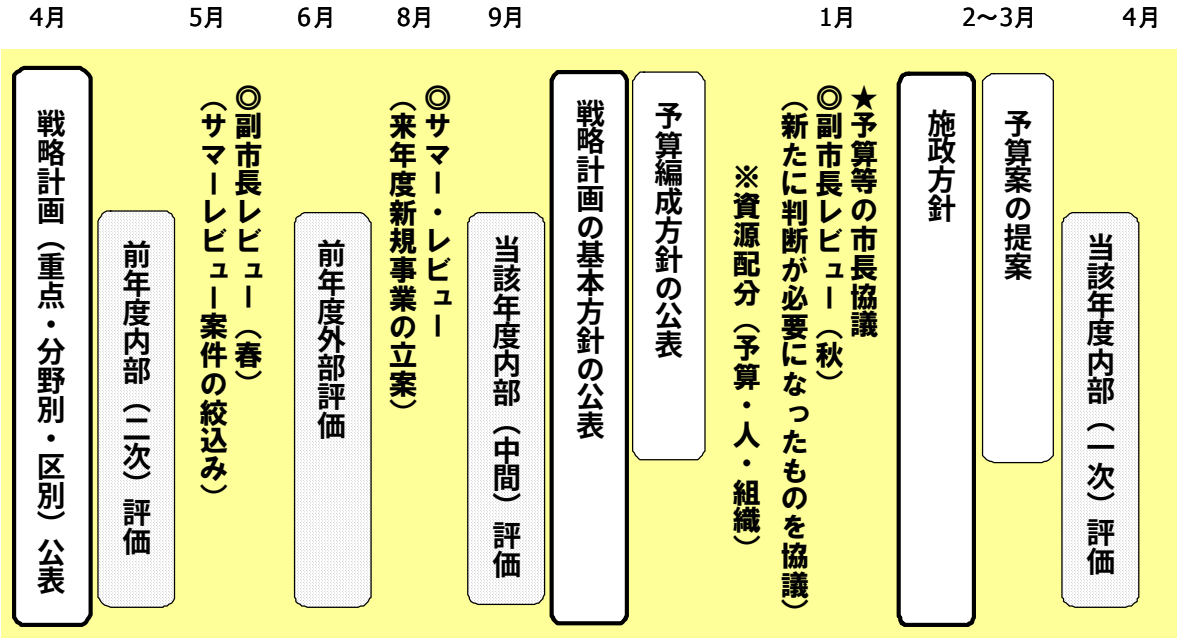
4月
当該年度内部（一次）評価
2～3月
予算案の提案
1月
施政方針
★予算等の市長協議
◎副市長レビュー（秋）
（新たに判断が必要になったものを協議）
※資源配分（予算・人・組織）
予算編成方針の公表
9月
戦略計画の基本方針の公表
当該年度内部（中間）評価
8月
◎サマー・レビュー
（来年度新規事業の立案）
6月
前年度外部評価
5月
◎副市長レビュー（春）
（サマーレビュー案件の絞込み）
前年度内部（二次）評価
4月
戦略計画（重点・分野別・区別）公表

（5）新・総合計画の体系イメージ

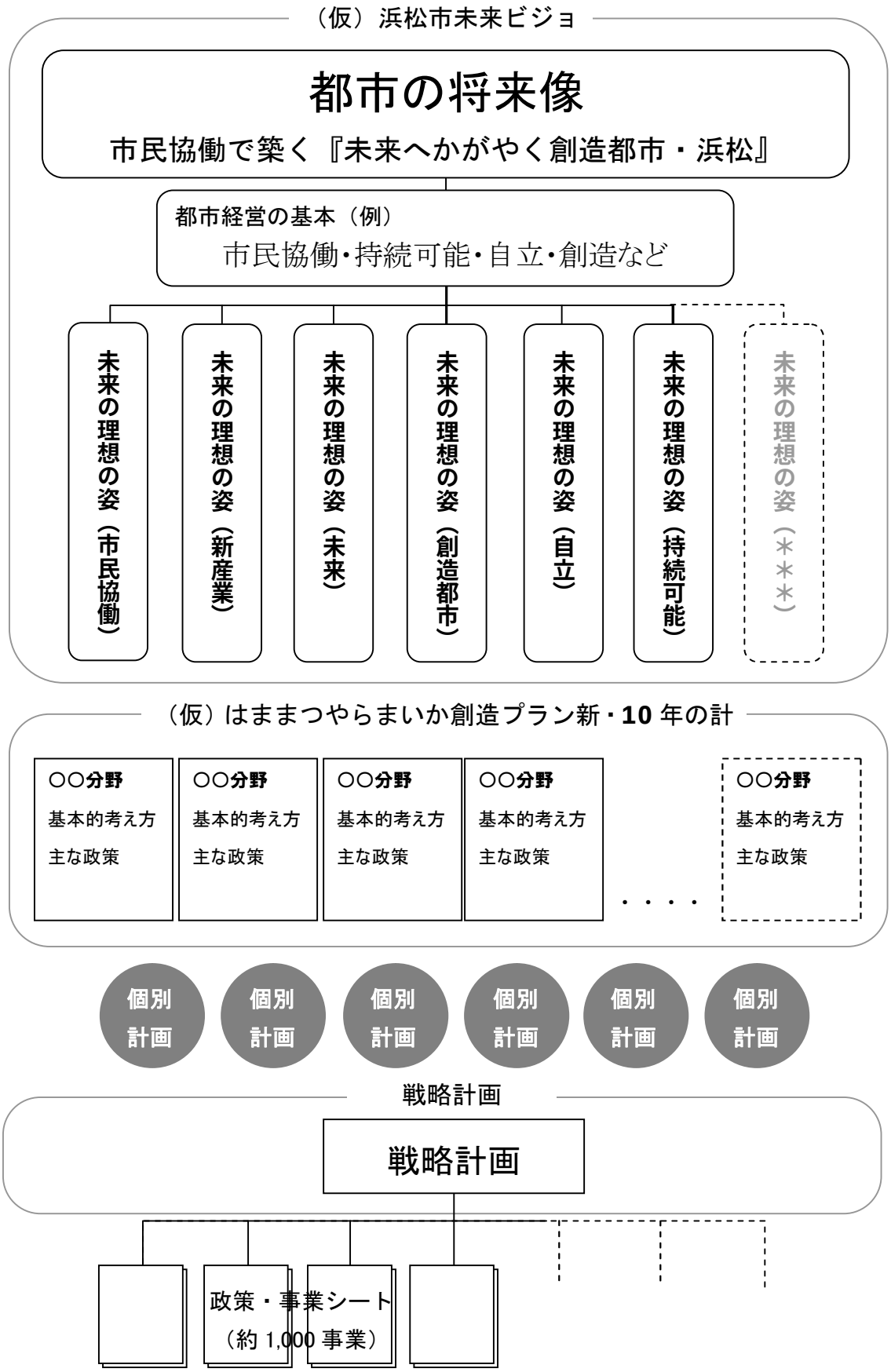

Ⅲ　策定の進め方

（1）基礎調査

○人口分析等基礎調査（平成 24 年度）

平成 22 年度の国勢調査のデータを基礎として、国立社会保障・人口問題研究所が行う手法を用いて、本市における将来の人口を推計します。人口推計は 7 区ごとの将来予測も併せて行います。また、人口推計データを活用し、財政や直面する課題など、本市の将来予測に必要なデータを取りそろえます。

これらの調査結果は、策定委員会や庁内ワーキングの議論の基礎とします。

○ビッグデータを活用した市民意識調査

Web 上の浜松市に関連するビッグデータや市民アンケートの蓄積、市民 100 人インタビューの音声データ、市民の声システムデータを活用し市民意識を分析します。

本調査は、情報処理会社との共同研究により実施し、分析結果をもとに、今後の市政に求められる市民の期待を抽出します。

これらの調査結果は、策定委員会や庁内ワーキングの議論の基礎とします。

○市民インタビュー

産業や福祉、医療、都市計画、教育など様々な分野において活躍する市民の皆様から 100 名を抽出し、インタビューを実施します。インタビューを依頼する 100 名については、性別や年齢層、居住区などに配慮します。

インタビュー結果は、市民意識調査に活用するとともに、策定委員会や庁内ワーキングの議論の基礎とします。

○グループワーク

高校や大学などグループに対し、相互に意見交換を行うグループワーク（7 月予定）を実施します。議論は、30 年後の未来の理想の姿を題材とし、結果については、市民意識調査に活用するとともに、策定委員会や庁内ワーキングの議論の基礎とします。

○夏休み夢会議

中学生を対象とした夏休み夢会議のテーマを「私たちが描く未来の浜松～30 年後の浜松を考えよう～」とし、中学生から意見をいただきます。意見については、策定委員会や庁内ワーキングの議論の基礎とします。

（2）策定体制

○策定委員会と庁内ワーキング

公募市民を中心とした策定委員会を設置します。

策定委員会の議論は、基本構想となる「（仮）浜松市未来ビジョン」を重点的に行い、都市の将来像、都市経営の基本、未来の理想の姿を定めます。また、（仮）浜松市未来ビジョンで定めた未来の理想の姿の実現に向け、基本計画となる「（仮）はままつやらまいか創造プラン新・10 年の計」を、庁内ワーキングを中心に策定し、策定委員会からの意見を反映させます。

（策定委員会の構成）

・市長（※オブザーバーとして参加します。）

・公募委員（＝10 名程度）

・本市が指名する有識者（＝11 名程度）

・策定委員会は、30 年後の未来を議論するものであり、将来の浜松を支える若者を中心に構成します。

・人口問題に対する専門家や、超高齢社会における将来のあり方を研究している専門家などを、アドバイザーとして策定委員会に招聘し、未来の理想の姿等について意見を伺います。

・議事進行は、事務局が行います。

策定委員会のイメージ

分野	委員イメージ	人数
市長	※オブザーバーとして参加	1 人
産業経済	経済界で活躍する有識者など	1 人
農林水産	農林業経営者など	1 人
市民生活・文化振興	文化面で活躍する市民団体の代表など	1 人
危機管理・消防	消防団や地域防災のために活躍する有識者など	1 人
学校教育	教育委員や教師など	1 人
環境・エネルギー	環境面で活躍する市民団体の代表など	1 人
健康福祉・医療	看護師、保健師など社会保障、医療関係の有識者など	1 人
こども家庭	民間保育所経営者など	1 人
都市基盤	都市計画・交通政策・都市緑化などの分野で活躍する有識者など	1 人
都市経営・地方自治	大学教授など地方自治や地域計画における有識者など	1 人
市民協働	自治会連合会の代表など	1 人
公募委員	※審査により決定	10 人程度
合計		22 人程度

（意見交換会）

策定委員の中から、少人数で構成する意見交換会を必要に応じて開催し、未来の理想の姿など、基本構想（案）について相互に議論します。

（庁内ワーキング）

・部局官房及び官房補佐（＝20 名）

（総合計画策定事務局）

・企画課　総合計画・調整グループ

○市議会への提案

策定委員会に提出した資料と議事録を議会の委員会に報告し、議員の皆様から意見をいただきます。また、議会の委員会の意見は、策定委員会の議論に反映させます。

基本構想となる「(仮) 浜松市未来ビジョン」と基本計画となる「(仮) はままつやらまいか創造プラン新・10 年の計」は、「浜松市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例」に基づき、平成 26 年度中に議会に提案します。

○策定体制のイメージ

策定組織	主な役割	構成	開催回数	備考
市議会	基本構想及び基本計画の議決 委員会等における意見			H26.11 月議会に提案予定
策定委員会	基本構想「(仮)浜松市未来ビジョン」案の作成 基本計画「(仮)はままつやらまいか創造プラン新・10 年の計」案に対する意見・承認	市長 公募委員＝10 名 各分野の有識者＝11 名 アドバイザー＝2 名	H25＝4 回 H26＝3 回	このほか、必要に応じて開催
庁内ワーキング	基本計画「(仮)はままつやらまいか創造プラン新・10 年の計」案の作成 各部局の計画・考え方との整合	庁内官房 庁内官房補佐 (＝20 名)	H25＝5 回 H26＝3 回	このほか、必要に応じて開催
事務局	策定委員会の運営 庁内ワーキングの運営 基礎調査の実施 基礎データ・会議資料等の作成	企画課 総合計画・調整グループ		

（3）策定スケジュール

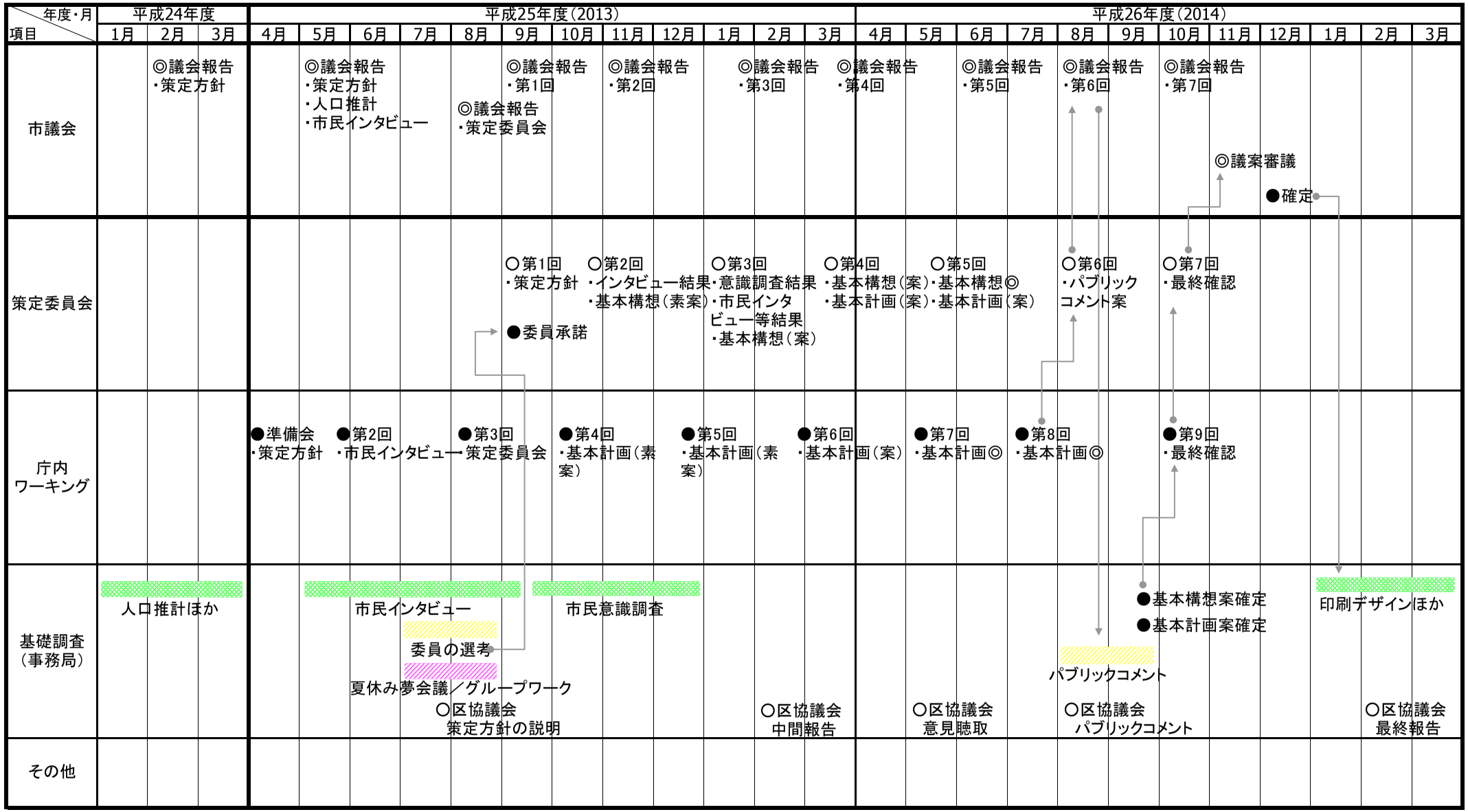
年度・月
項目
平成24年度
平成25年度（2013）
平成26年度（2014）
1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月
市議会
◎議会報告
・策定方針
◎議会報告
・策定方針
・人口推計
・市民インタビュー
◎議会報告
・策定委員会
◎議会報告
・第1回
◎議会報告
・第2回
◎議会報告
・第3回
◎議会報告
・第4回
◎議会報告
・第5回
◎議会報告
・第6回
◎議会報告
・第7回
◎議案審議
●確定
策定委員会
○第1回
・策定方針
●委員承諾
○第2回
・インタビュー結果
・基本構想（素案）
○第3回
・意識調査結果
・市民インタビュー等結果
・基本構想（案）
○第4回
・基本構想（案）
・基本計画（案）
○第5回
・基本構想◎
・基本計画（案）
○第6回
・パブリックコメント案
○第7回
・最終確認
庁内ワーキング
●準備会
・策定方針
●第2回
・市民インタビュー
●第3回
・策定委員会
●第4回
・基本計画（素案）
●第5回
・基本計画（素案）
●第6回
・基本計画（案）
●第7回
・基本計画◎
●第8回
・基本計画◎
●第9回
・最終確認
基礎調査（事務局）
人口推計ほか
市民インタビュー
市民意識調査
委員の選考
夏休み夢会議／グループワーク
○区協議会
策定方針の説明
○区協議会
中間報告
○区協議会
意見聴取
●基本構想案確定
●基本計画案確定
パブリックコメント
○区協議会
パブリックコメント
印刷デザインほか
○区協議会
最終報告
その他

浜松市
HAMAMATSU CITY

浜松市未来ビジョン策定方針

浜松市企画調整部企画課

平成 25 年 6 月

資料４

Vol.14

浜松市総合計画　基本構想

浜松市未来ビジョン

（案）

目　　次

都市の将来像　1

市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』

・技術も文化も国際色豊かなクリエイティブシティ　…[創造都市]
・小さな歯車が重なって大きな‘こと’を動かす　…[市民協働]
・新しさを生む伝統を未来へつなぐ　…[ひとづくり]

1 ダースの未来（理想の姿）　3

01　つくる【創る】　…[産業・文化]
・‘ものづくり’と‘文化’で感動
・‘うまい’で感動
・他にはない‘ウリ’で感動

02　たかめる【高める】　…[農林水産業]
・[大地の恵み]×[ものづくり産業]×[ICT（情報通信技術）]
・[森の恵み]×[デザイン]×[循環]
・[海や川の恵み]×[ブランド]×[商い]

03　いかす【活かす】　…[エネルギー]
・地の利を活かしたエネルギー
・無駄を省いたエネルギー
・自ら生み出し、賢く使うエネルギー

04　めぐらす【巡らす】　…[環境]
・豊かな自然と共存する暮らし
・世界が羨望する豊富な水資源
・1 人当たりのごみ排出量は減少

05　つなぐ【繋ぐ】　…[多様性]
・「まちなか」は、創造都市・浜松の顔
・ほどよい田舎暮らしができる「中山間地域」

06　みとめあう【認め合う】　…[多文化共生]
・多文化共生が国際的な人財をつくる
・心の国境を感じさせない都市

07　ささえあう【支え合う】　…[安全・安心]
・支え合いがあるから安心
・つながりがあるから安心
・充実した医療体制だから安心

08　はぐくむ【育む】　…[子育て・教育]
・子育ての達成感を地域でシェア
・地域の見守りで出生率は上向き
・世界に誇る浜松育ち

09　みのる【実る】　…[老い方]
・自分らしく自立したカッコいい老い方
・いつまでも快適で質の高い生活を
・長寿が喜ばれる世の中へ

10　はたらく【働く】　…[働き方]
・働くことにチャレンジ
・働くことをサポート
・働きやすい環境を整備

11　かえる【変える】　…[住まい方]
・住まい方を変える
・居住エリアを変える
・乗り方を変える
・公共施設を変える

12　むすぶ【結ぶ】　…[情報社会]
・働き方に ICT
・学び方に ICT
・暮らしに ICT
・遊びに ICT

市民協働で築く
『未来へかがやく創造都市・浜松』

未来の浜松をつくるのは、私たち市民です。

私たちは、2045 年を見据えて、「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」を「都市の将来像」に掲げます。

私たちは、世界に誇る技術と文化を有する都市を受け継ぎました。県庁所在地でもなく、大都市近郊でもない一つの‘まち’が、ものづくりを中心に自立的な発展を遂げ、政令指定都市へと移行できたのは、先人の高い創造性とたゆみない努力、何事にも果敢に挑戦する市民意識のたまものです。

私たちは、このすばらしい都市と精神を次代に引き継ぐため、長期的な展望に立って、課題を認識した上で、希望に満ちた未来を創造します。

以下に、30 年後（1 世代先）の理想の姿を示し、「浜松市未来ビジョン」とします。

———技術も文化も国際色豊かなクリエイティブシティ【創造都市】———

浜松はクリエイティブシティとして世界に認められています。地域固有の文化や資源を活かした創造的な活動が活発に行われ、新しい価値や文化、産業が次々と創出され、私たちの暮らしの質を高めています。

産業面では、先人たちの‘やらまいか精神’が受け継がれ、新しいものを創り、新しいことに挑戦しています。多種多様な企業が次々と生まれ、イノベーションの連鎖が起きています。ベンチャー企業などのスモールビジネスも好調で、建築や商工業デザインのクリエイターが活発に行動しています。

玄関口となる‘まちなか’では、洗練された文化が感じられ、多くの人々に心地よさを提供しています。屋外のコンサートによってメロディが響き渡り、駅前広場などの公共空間では、芸術性の高い絵画・オブジェなどを見て楽しむことができます。音楽を中心に、創造性豊かな人財の育成が行われており、子どものころから芸術に触れることによって浜松から巣立った音楽家・文化人が世界を舞台に活躍しています。アクトシティで開かれるクラッシックやジャズなど様々なジャンルの演奏会、中山間地域に受け継がれる伝統芸能は私たちに感動を与えてくれます。広大な市域に広がる多様な文化が相互につながり、歴史・伝統を脈々と引き継いでいます。とりわけ、浜松国際ピアノコンクールは、権威ある音楽イベントとして全世界に認められ、「音楽の都・浜松」を象徴する存在となっています。

物心両面で暮らしの豊かさが高まる中、多くの外国人もまた幸せに暮らしています。日本人市民と外国人市民がお互いの文化や習慣の違いを認め合い、共に生きるまちづくりを

進めています。日本一外国人が暮らしやすい都市という評価を得て、情報や資金が世界中から集まるため、新しい価値が生まれています。さらに、質の高い教育を受けた子どもたちは、世界を舞台に活躍しており、クリエイティブシティの国際色を高める重要な人財になっています。

———小さな歯車が重なって大きな‘こと’を動かす【市民協働】———

浜松を創造する人財は、老若男女すべての市民です。日々の生活を送る上で、対等な立場で支え合い、市民主体によるまちづくりを進めています。また、企業は、地域社会における責任を理解し、社会貢献活動に取り組み、NPO 法人をはじめとした市民活動団体も、経済的に自立して活動しています。こうした多様な市民協働の担い手は、お互いに顔を合わせ、時には活発な意見交換を行い、時には笑い合いながら信頼関係を強めています。

浜松まつりや地域の祭り、伝統芸能は、歴史ある大切な文化として次世代に引き継がれています。年齢や職業、国籍が異なる人同士が仲間になり、地域コミュニティの活動を通して、地域の活性化に貢献しています。

生活基盤については、居住エリアの集約が徐々に進行し、公共インフラの規模が縮小され、将来への負担も抑えられています。ライフステージに応じて、都市部から中山間地域まで最適な場所を選択し、日々の暮らしを楽しんでいます。

こうしたまちづくりは、移動や消費にかかる地球環境への負荷も軽減しています。人が生きるために必要な水や自然環境について、将来にわたって守り続けることの大切さを子どものころから理解し、大自然からの豊かな恵みを循環させるため、森林や河川、海、湖沼を守る取り組みも、協働で行われています。

———新しさを生む伝統を未来へつなぐ【ひとづくり】———

浜松は人財が一番の誇りです。これは、子どもたちに対して、家庭・学校・地域で、いっぱいの愛情を注ぎ、豊かな心と社会における規範意識、社会貢献への意欲をはぐくんでいるからです。自ら人間力を高めた人財が、誇りを持って浜松を支えています。

また、先人たちの技と知恵が伝承されています。産業面では、ものづくり産業の伝統の技が活かされ、優れた技能を持つ人財が、付加価値や生産性の高い産業を成長させています。こうした成長産業への人財や資金の集中とともに、若い世代に加えて、女性や高齢の世代の雇用を大幅に拡大させたことによって、地域経済は順調に推移しています。さらに市民活動でも、長年地域で生きてきた先輩から多くの知恵を若い世代が受け継ぎながら、浜松をより良くしています。

浜松には、都市部から中山間地域まで、全国に類を見ない多様性があります。こうした多様性を活かして、‘ヒト’を育て、‘モノ’をつくり、‘コト’（文化）を創造することで消費活動を活発化させています。‘ヒト’‘モノ’‘コト’を循環させることによって、新しい価値を生み出す伝統が将来につながっています。

以下に、浜松の理想の姿を構成する「1 ダースの未来」を描きました。私たち浜松市民は、希望に満ちた未来に向けて挑戦します。

つくる【創る】
「見たこともない」感動をつくる。

―――‘ものづくり’と‘文化’で感動―――

浜松は、発展し続ける都市です。機能からデザイン、サービス、また、観光や文化芸術に至るまで「見たこともない」と驚かせる‘モノ’や‘コト’があり、私たちの生活の一部にさえも人を惹きつける魅力が備わっています。

ものづくり分野では、技術研究へのひたむきな情熱と新しいものに挑むチャレンジ精神が「オンリーワン技術」を生み、脈々と受け継がれながら常に革新され、新たな産業の糧となっています。アイデアを実現するために技術力を高め、技術力が高まることで新しいアイデアが生まれるといった連鎖が起きています。こうして高い技術力で不可能を可能にする浜松発のイノベーションが海外にも広がり、新しい市場も開拓され、世界経済を支えています。

文化芸術分野でも、新鋭のミュージシャンやアーティスト、クリエイターが創作活動を繰り広げ、私たちに感動を与えています。また、音楽を中心とした多様な文化が新たな価値を生み出し、クリエイティブ産業として成長を遂げています。

浜松で認められることが、世界で認められる近道です。世界からたくさんの起業家や技術者、アーティストやクリエイターが集まり、私たちが、オール浜松で彼らのチャレンジ精神を後押ししています。

―――‘うまい’で感動――

世界からの来訪者が多いため、商業にもビジネスチャンスが生まれています。浜松産の農林水産物は、安全とおいしさで勝負し、ここでしか手に入らない逸品を取りそろえた店舗が軒を連ねています。腕の立つ著名な料理人も多く、世界の食通が一度は訪れたい店としてあげる飲食店も店を構えています。浜松産を食べたいという、訪れる人の思いを実現することで、満足度が高まり、家族や友人を連れて再び訪れています。もちろん、私たちもリピーターです。店舗同士も競い合い、時には協力して、あたたかいおもてなしが来店客を満足させています。

―――他にはない‘ウリ’で感動―――

大自然の恵みを体感できる中山間地域では、農作物の収穫、蕎麦打ち、森林の枝払いなどをはじめとした体験型の観光が人気です。首都圏などからの観光客も増え、顔の見えるあたたかい結びつきが居心地の良さにつながり、体験者には、「もうひとつのじぃじ、ばぁばんち」として親しまれています。多くのリピーターが集まり、中には移住した人も見られます。

このほか、地域ごとの伝統行事、浜名湖や遠州灘におけるマリンスポーツ、外国人市民が営む店舗などが‘ウリ’です。私たちも、休みの日には、市内で余暇を楽しみます。

他にはない‘ウリ’を活かしたトップレベルの発信力で多くの人を呼び込んでいます。

たかめる【高める】
自然の恵み×浜松スパイス＝付加価値∞。

―――[大地の恵み]×[ものづくり産業]×[ICT（情報通信技術）]―――

浜松の農林水産業は、三方原を中心に広がる農地、浜名湖や遠州灘の水産資源、北遠地域に広がる森林など、多様な自然環境を最大限に活用し、特色ある産品が豊富に存在し、全国的にも高い産出額を誇っています。また、経営感覚を身につけた事業者が、製造業や観光、医療、福祉などとの連携により、植物工場の設置や新しいサービスへの転換、光技術などの応用を進めています。

農業分野では、大規模農家から小規模農家まで、バランス良く発展しています。効率性を重視した生産工程で安価な外国産品と対等に勝負することもあれば、手間を惜しまず、世界中の高級レストランから注文が入る高品質な農産物を生産することもあります。成功の背景には、まちなかに住む人でも、サラリーマンであっても、農業を学ぶ環境が整えられたことが挙げられます。これまでの「食べる＝消費する」だけの立場から、多くの市民が「つくる＝生産する」の視点を有することに加え、ICT 分野の技術士やマーケティングを行うデータサイエンティストなどの専門家が農業に関心を持ち、経営に関わったり、実際に畑を耕したりすることで、健康や福祉などの分野へと結びつけています。

―――[森の恵み]×[デザイン]×[循環]―――

林業分野では、植林、伐採の計画的なサイクルのもと、効率よく材木を出荷する体制が整い、「Tenryu-zai」は世界に通用するブランドとなっています。地元のクリエイターとの結びつきから、デザイン性の高い家具や玩具などに加工され、全国に広く流通することで 6 次産業化も進んでいます。未利用間伐材もバイオマスの定着により、燃料として余すところなく利用されており、環境保全を兼ねながら収益をあげるサイクルは、全国のモデルとなっています。また、多くの建物には「Tenryu-zai」が使われています。

子どものころから森林へ足を運ぶことによって、山を身近に感じ、「命の源である水・水の源である山」としての価値に多くの人が気付きました。この結果、生活を守る林業を誇りある職業と感じる人が増え、中山間地域に移住する人も増加しています。

―――[海や川の恵み]×[ブランド]×[商い]―――

水産業分野では、海や川、湖での資源を守り育てる漁業が安定的な産業として定着し、船具の改良や水産加工業、流通業の発展とともに、私たちの食卓に安価でおいしい食材を提供しています。また、漁獲の安定により、ウナギやトラフグ、クルマエビ、ノコギリガザミといった特色ある水産資源は、地元の料理店では産地ならではの看板メニューとして人気を呼び、浜松ブランドは高級料理店からも注文が絶えない食材になっています。

さらに、魚介の孵化や育成技術の向上は、商業的な栽培漁業や養殖業を活性化しているほか、市民が参加する放流活動など水辺の環境を自ら保全する取り組みを充実させています。資源豊かな川辺でアユ釣りなどのレジャーを楽しむ人や、浜名湖でアサリやハマグリの潮干狩りなどのレジャーに訪れる観光客の増加が地域の賑わいを創出しています。

いかす【活かす】
日当たり良好、未来に無駄なし。

―――地の利を活かしたエネルギー―――

浜松は、地の利を最大限に活用した「再生可能エネルギー」の導入が進んでいます。

日照時間は全国トップクラス。ほとんどの住宅や工場、公共施設などには、太陽光をエネルギーに変える屋根や壁面が備わっています。さらに、継続的な研究開発により、ものづくり産業の技術力を高め、太陽光発電のエネルギー効率が大幅に向上するなど、再生可能エネルギーに関する技術は大幅に進歩しています。

冷たい季節風でしかなかった遠州のからっ風も、今では、風力発電設備で電気に変換され、快適な住まいを提供してくれています。

豊富なバイオマス資源は、浜松の地域振興にも大きく寄与しています。中山間地域の林業に活気を取り戻す一因となった木質バイオマス発電に加え、私たちから排出された生ごみをエネルギーに変えるバイオガス発電も稼働しています。

こうした取り組みにより、再生可能エネルギーによる市民 1 人当たりの発電量が日本一になるとともに、多くの市民や企業が普段使用する電力に再生可能エネルギーを選択しています。

また、再生可能エネルギーが普及する中で、地球環境への負荷が最小限に抑えられています。

―――無駄を省いたエネルギー―――

1 人当たりのエネルギー使用量は、30 年前と比較すると大幅に減少しています。

それは、住宅や工場、公共施設など、すべての施設が省エネルギーに取り組むとともに、エネルギーを創る技術だけでなく、エネルギーの効率性を高める技術も向上したからです。

私たちが暮らす住宅は、高気密・高断熱化やエネルギーを無駄なく賢く使う設備の標準装備など性能が向上し、省エネルギーに配慮されたものが一般的になっています。

―――自ら生み出し、賢く使うエネルギー―――

私たちのエネルギーに対する意識は大いに高まりました。

住宅や工場、公共施設などでは、必要なエネルギーは自分で創る、まさにエネルギーを自給自足しています。そして、使用を抑えながら、必要な分だけ、効率良く利用しています。

また、地域コミュニティ単位では、住宅や工場など、それぞれが創ったエネルギーの余剰分などを無駄なく賢く融通し合う社会システムが構築されています。

波力・潮力など多種多様な「再生可能エネルギー」が安定供給され、市内のエネルギー全体に占める割合も徐々に拡大しています。これにより、災害など想定外の事態にもエネルギー供給が滞ることなく十分対応できる都市になっています。

めぐらす【巡らす】
エコ（ecological）＝エコ（economical）。

―――豊かな自然環境と共存する暮らし―――

山、海、川、湖といった豊かな自然環境に恵まれた浜松。その豊かさは、多種多様な生物をはぐくんできました。これは浜松の貴重な財産であり、“浜松らしさ”です。また、身近な自然を大切にする意識も高まり、きれいな水と空気の中で生活できるよう市民一人ひとりが心がけています。とりわけ、佐鳴湖をはじめとした身近な水辺では水質が格段に向上し、夏場には、子どもたちが水遊びを楽しんでいます。

環境教育も進み、「環境にやさしいことはおサイフにもやさしいこと」と、「自然環境を守ることは人が生きるため絶対的に必要なこと」をすべての市民が理解し、日々の生活の中で、自然環境と共存する方法を自ら考え、行動しています。また、こうした環境に配慮した取り組みを世界に提供することで、地球環境の保全に貢献しています。

―――世界が羨望する豊富な水資源―――

世界と比較して我が国は雨が多く、その中でも浜松の年間降雨量は全国的に見ても多いため、水資源が豊富です。また、市域の約 70%が山林で、きれいで豊富な水を産み出す条件がそろっています。山を守ることが水を守ることであり、人間も守られています。川を通じて、上流は下流のことを考え、下流は上流のことを感謝する気持ちがはぐくまれています。私たちは、水の源である山や川を大切にし、水を浪費せず、汚れた水を適切に処理しています。下水道の処理施設もコンパクト化され、浄化された水の再利用も行われています。戦略物資と言われる石油の代替はありますが、水の代わりはありません。「水＞油」。水は私たちの誇りです。

―――1 人当たりのごみ排出量は減少―――

不要物がすべてごみとは限りません。私たちの生活に 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みが定着していて、1 人当たりのごみ排出量は年々減少しています。また、高度な技術力を活かして、廃電子機器から再利用できるレアメタルの回収も先進的に取り組んでいます。このため、ごみ処理施設は徐々に廃止され、施設はコンパクト化されています。

これまで、化石燃料や鉱物など資源の枯渇が課題とされてきましたが、私たちの世代はそれを使い切っていません。技術革新と協働で、環境に配慮した取り組みを向上させたからです。

つなぐ【繋ぐ】
「都会」と「田舎」。両方あって丁度良い。

―――「まちなか」は、創造都市・浜松の顔―――

「まちなか」は、創造都市・浜松の「顔」として栄えています。アクトシティ浜松周辺の歩道や壁面には、音響やビジュアルアートのデザインがあり、創造性豊かな文化を感じることができます。また、国際的な文化・スポーツのイベントが盛んに開催され、海外からも多くの人が訪れます。

まちなかの店舗も賑わっています。店舗同士が連携し、大規模店やネットショップと差別化することで、歩いてショッピングを楽しむエリアとして確立しており、「華やかさ」や「ワクワク感」を得ることができます。また、居住空間としても洗練されていて、多くの市民が移り住んでいます。

さらに、居住人口の拡大により公共、商業施設などの都市機能が集積し、店舗 2 階などの空きスペースは、ベンチャー企業の仕事場、アーティスト・デザイナーのアトリエとしても活用されています。文化、商業、居住、業務、歴史などが備わった「まちなか」は、多くの人で賑わいを見せています。

―――ほどよい田舎暮らしができる「中山間地域」―――

一方で、自然豊かな「中山間地域」は、命の源である水と緑を生み出す、欠かすことのできない地域であり、その価値と自然環境の大切さが認識されています。若者を中心に、地域を越えて、伝統文化を継承するサークルが立ち上がるなど、天竜川上流と下流の交流が活発化し、地域を担う若者も増えています。また、ひよんどり、おくない、田楽、歌舞伎など多彩な伝統芸能が、次世代へと脈々と引き継がれており、全国から熱い視線を集める地域となっています。これらの伝統芸能は、まちなかでも、イベントとして披露される回数が多く、観光資源としての役割を担っています。歴史的価値の高い伝統芸能は、私たち市民にとって大切な宝物です。

昔ながらの人付き合いが根付いた「中山間地域」では、豊かな自然と地域伝統が満喫できる暮らしを選択した様々な世代が流入し、新しい雇用も生まれています。「都会」と「田舎」が両方あって、緊密に結ばれている浜松。大都市圏からのアクセスも良く、幅広い年代が暮らしやすい生活スポットとなっています。

みとめあう【認め合う】
似ていない。だから、うまくいく。

―――多文化共生が国際的な人財をつくる―――

浜松は、外国人が多く居住する「外国人集住先進都市」であり、海外の文化と共生する術が身についています。このため、世界各国の人財も、安心して暮らす中で、それぞれの能力を発揮しています。日本人市民も外国人市民も浜松で育つ子どもたちは、質の高い教育により自らの希望に向かって、得意とする分野で成功を遂げています。

小中学校では、外国人の子どもに対しても、母国語による情報提供が行われています。コミュニケーション上の支援として、日本語や日本の生活習慣を習得する機会の提供、母国語の言語支援など、新しい外国人の受け入れ体制も充実しています。外国人の子どもたちは、日に日に文化や習慣の違いを理解し、日本人の子どもたちとも一緒になって学び、遊んでいます。一方、外国人のクラスメイトと共に成長した日本人の子どもたちは、外国人との付き合いや海外での生活を障壁に感じることがないため、全世界で活躍しており、浜松からインターナショナルな人財が輩出しています。こうした浜松出身者の活躍は、海外の都市から評価され、我が国のイメージ向上にも貢献しています。

―――心の国境を感じさせない都市―――

地域コミュニティの場では、日本人市民と外国人市民が一緒になって、自治会活動をはじめ、地域のお祭りや清掃ボランティアなどの様々な活動に参加しています。また、海外の文化を取り入れた新しいイベントなどが生まれています。お互いの文化を教え合う教室なども共同運営されることにより、相互の習慣の違いを受け入れる優しさや、外国人市民が日本の決まりを尊重する考え方が定着し、言語や文化の違いに起因するトラブルはありません。

また、ブラジル総領事館をはじめ、ビザの発行の相談ができる窓口など、様々な国籍に対応できるサポートが充実しており、多くの外国人市民が、住みやすさを実感しています。国境を感じさせない都市として、あらゆる市民が創造性を発揮できる社会をつくり上げています。

ささえあう【支え合う】
安心で選ばれる。安全だから選ばれる。

―――支え合いがあるから安心―――

地域社会全体で支え合い、だれもが穏やかに安心して生活を送ることができるから、浜松は住みやすいまちとして選ばれています。学校や診療所、薬局、店舗などが、防災や防犯の相談窓口となっており、だれもが気軽に利用することができます。

また、地域のコミュニティや企業などが連携した地域の見守り体制などにより安全・安心なまちづくりに取り組んでいます。

防災や防犯に関する市民の意識も高く、家庭・学校・地域コミュニティで質の高い防災訓練などが実施されています。すべての市民が「自分の身は自分で守る」意識を共有し、大規模災害に備えています。また、市民の安全と安心を守る遠州灘海岸の防潮堤は、ジョギングやウォーキングにも活用され、多くの市民に愛されています。

安全と安心を感じる中で、笑顔が生まれている。その理由は、地域における支え合いなのです。

―――つながりがあるから安心―――

デイサービスなどの福祉施設では、65 歳以上の市民がボランティアとして元気に活躍し、利用者の話し相手や清掃活動をサポートしています。介護施設は、保育所などと併設されていて、子どもたちとの交流によって、いつも笑顔が絶えません。在宅での介護や、障がいがあり生活支援を必要とする人には、地域の資源が大いに活用されています。

行政やボランティアなどの支援体制によって、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができ、介護する家族に対しても、生活の質を向上させています。

―――充実した医療体制だから安心―――

医療体制は、我が国の手本となっています。受け入れ患者の症状によって、救急医療の役割を分担しているほか、診療所で初期診療を行い、専門的な検査・手術や入院を要するものは総合病院で対応するなど、医療機関同士の連携が進んでいます。相互連携による質の高い医療の提供は、不測の事態であっても安心感があります。

また、病気にかからないための予防の重要性が認識されています。栄養・食生活、運動、休養などの視点から健康づくりに取り組みやすい環境が整備され、生活習慣病予防など健康に関心を持ち続ける意識が浸透しています。

はぐくむ【育む】
子どもは将来を担う地域の宝。
みんなで愛情を注ぐ。

―――子育ての達成感を地域でシェア―――

浜松では、子育ての苦労も楽しみも地域でシェアしています。

子育てに関する悩みがあっても、近所に住む「じぃじ」、「ばぁば」に気軽に相談でき、子育てのノウハウを持つボランティアもサポートしてくれます。子育てに関する知識が世代間で伝承され、一人で悩み、抱え込むようなことはありません。また、地域主体の育児サークルが活発に活動しているほか、地元のお祭りやスポーツ、昔ながらの遊びを通して、地域ごとに特色のある子育て方法も生まれています。

―――地域の見守りで出生率は上向き―――

勤め先では、育児休暇の取得は当たり前になっており、社会全体で子育てを重視した働き方を推進しています。このため、出産・育児を理由に仕事を辞める人は減り、女性の社会進出は更に進みました。

浜松の子どもは、みんなで育てる。子どもは将来を担う地域の宝といった意識が一人ひとりに浸透し、保護者や地域が一体となって愛情を注いでいます。このため、子どもたちは、「自分は大切な存在である」と感じ、人間力や社会性など、社会に出る上での必要なスキルを身につけています。

不安なく子育てできる浜松では、合計特殊出生率が徐々に高まっています。

―――世界に誇る浜松育ち―――

学校では、すべての子どもたちが笑顔で平等に学ぶことができます。基礎学力を身につけながら、子ども同士も互いの個性を認め合って、楽しく学校生活を送っています。また、子どもたちは自分に合った学びを選択することもできます。理数や語学、芸術、スポーツなどの素質を早くから見つけ、子どもたちの才能を伸ばす教育も盛んに行われています。

さらに、学力向上だけでなく、生きる力をはぐくむことに力を入れています。コミュニケーション能力や表現力などの人間力の向上が図られ、自立した人間の形成に役立っています。

家庭、地域、企業、学校が連携して一人ひとりの子どもに関わり、子どもたちは地域社会の一員としてはぐくまれています。浜松の子どもたちは、自分のため、地域のため、国のため、そして世界のため、「世界に誇る浜松育ち」として個性を伸ばしています。

子育てに不安はありません。これは、地域のみんなで子どもたちに愛情を注ぎ、子育て世代を見守ってきたからです。

みのる【実る】
若きに引き継ぐ、カッコいい老い方。

―――自分らしく自立したカッコいい老い方―――

市民の 5 人に 2 人が 65 歳以上。とはいえ、もはや「高齢者」とは呼ばれていません。浜松の健康寿命は、生活習慣病の予防や医療の発達により更に向上し、65 歳以上の市民が活躍できる時間は 20 年以上もあります。定年制度を撤廃する企業も増え、働き続けながら、経済的に自立しています。その中で、若い世代に学術や技術、社会で生きる術を伝承し、将来を後世に託しています。まちなかに生活に便利な住宅が用意される一方で、住まいを自然豊かな中山間地域に移し、晴耕雨読の毎日を楽しむ人もいて、住みたいところで暮らし、健康で自分らしく生きる「カッコいい老い方」が一般的です。

人口の約 4 割を占めますから、世の中の中心的存在になっています。買い物や旅行など、消費を活発化させる重要な対象であり、企業でも、高齢の世代をターゲットとした商品開発に余念がありません。

―――いつまでも快適で質の高い生活を―――

地域では、予防に重点を置いた生活指導を充実させています。たとえ病気になったとしても、地域社会に見守られている安心感があり、自らの症状を受け入れ、望みを持ちながら生活の質を高める努力をしています。また、食材の調達・食事の用意を支援する仕組みが進化するとともに、歩行や普段の行動を補助する技術も実用化されており、自分らしい生活を送ることができます。こうした技術は、世界中で好評を博し、海外に輸出されています。

ユニバーサルデザインへの理解が増してきました。施設や道路などの環境整備や生活用品などにユニバーサルデザインが取り入れられ、生活支援などのサービス情報をワンストップで提供するコーディネート機関も地域にあり、安心して快適に暮らすことができます。

「心のユニバーサルデザイン」が一人ひとりに浸透し、地域で暮らすすべての人が、互いの個性や立場を理解し尊重して、助け合いながら暮らしています。

―――長寿が喜ばれる世の中へ―――

また、一人暮らし世帯の数は、増加傾向にありますが、家族と近居したり、知り合いと同居したりする人が増えています。地域コミュニティの場の中で互いに関わりを持ちながら生活しているため、大規模な災害が起こったとしても、孤立してしまうようなことはありません。

いくつになっても、ボランティアなどの社会貢献をはじめ、スポーツや絵画、資格の取得などに挑戦し、適度な緊張感を持って輝き続けています。だれもが好きなことに夢中です。人生の達人は、企業にも地域にも必要とされ、若い世代に技と知恵を授けています。

はたらく【働く】
「やってみたい」を自由にチャレンジ。

―――働くことにチャレンジ―――

働きたい人が働きたい仕事に自由にチャレンジできる。それは、国籍、性別、年齢、障害の有無などには関係なく、すべての人に平等です。

働くことによって、ほとんどの人が生活の糧を得ていますが、たとえ無償の仕事であったとしても、生きている実感を味わい、社会の中で自分の居場所を見つけることができた人も少なくありません。また、会社勤めが主流ではなくなり、自らの目標を実現するため、新たに起業する人も増えています。

―――働くことをサポート―――

一方で、企業では、労働者の生活環境やライフスタイルに合わせて、仕事量の増減を自由に行うことができます。求職の際は、身近なところに就業のためのコンシェルジュ的な役割を果たす人がおり、暮らしに合わせた満足度の高い仕事を供給できるように配慮されています。さらに、そこでは、就業のコーディネートだけでなく、様々な事情を抱え、働きたくても働けない人のサポートも行っています。また、転職についても、積極的にチャレンジできる環境が整備されていて、自分のやりたい仕事や適性にあった仕事を選択することができます。

―――働きやすい環境を整備―――

雇用の掘り起こしや働きやすい環境が整備され、高齢世代、女性、障がいのある人、外国人の働く場が拡大するとともに、定年の廃止や延長によって人口減少、少子高齢化による労働力不足の懸念は、解消されています。また、託児施設の充実などにより、子育て世代が働くことを社会で支えています。企業では、育児休暇制度を充実させ、休暇後の職場復帰も積極的に推進しており、子育てのために仕事を辞める必要はありません。短時間労働や在宅勤務が可能となり、ワーク・ライフ・バランスの充実が図られ、子育てや介護、趣味、地域貢献、ボランティア活動などに精を出す人が増えています。また、NPO 法人などの非営利組織も魅力ある就労先の一つとなっています。

かえる【変える】
都市（まち）だって、スリムになりたい。

―――住まい方を変える―――

浜松では、土地や家屋が一生の財産であるとした考え方が見直されています。ライフステージに応じて、都市部から中山間地域まで最適な場所を選択し、生活を楽しんでいます。かつての空き家が大いに活用され、ユニバーサルデザインや省エネルギーに配慮した住宅として、リフォームされています。また、子どもの独立を機に戸建て住宅を売りに出し、コンパクトサイズのマンションへ転居する世帯も増えています。一方で、子育て世代が、売りに出された戸建て住宅に移り住むといったサイクルが形成されています。これにより、同一世代が一定の地域に集まることが少なくなり、地域で世代を越えた交流が進んでいます。

―――居住エリアを変える―――

拡大していた居住地は地域の拠点に集約傾向にあり、人口密度の高い地域は一層高まり、居住地域と農業や工業を営む生産する地域とのメリハリが明確についています。これにより、土地や家屋の流動化が進み、空き家や空き地は減少し、住宅団地などの一団の開発はほとんどありません。一方、生産する地域では農地の集約や企業の集積が進むなど、生産性が高まっています。

―――乗り方を変える―――

移動手段は、電車やバスなどに加え、地域や企業などが所有する乗り物をシェアし、乗り合いながら利用しているため、渋滞は緩和されています。個人で自家用車を持ち、運転を楽しむ方もいますが、安全性能が高く、環境への負荷が少ない乗り物がほとんどです。市街地での移動手段は、徒歩を中心としていますが、エコな一人用の乗り物もあります。道路は、歩道と車道が明確に区分され、交通事故は減少しています。また、居住地の集約によって、不要となった道路は廃止され、他の用途に活用されています。

―――公共施設を変える―――

公共施設についても考え方が見直されました。点在していた公共施設の機能を 1 つの建物に集約したり、図書館だった施設に民間事業者が運営する映画館やカフェを併設したり、多様な機能を併せ持つ施設が整備されています。また、美術館が、休日には結婚式場、夜にはディナー会場になるなど、様々な用途として柔軟に活用されています。民間事業者や NPO 法人などが運営母体となり、使い勝手の良い施設として、質の高いサービスを提供しています。

むすぶ【結ぶ】
もはや遠距離は、妨げではない。

―――働き方に ICT―――

ICT の向上は目覚しく、私たちの生活の細部に浸透しています。インターネット端末は、使いやすい機能性を備え、より身近なものとなり、だれもが賢く利用しています。

働き方が大きく変わりました。Web 会議などが主流になっており、仕事のために移動することは、月に数回程度。それ以外は、ほとんど自室で対応しています。また、商店や小さな工場などは、インターネットを利用して世界を相手にビジネスを広げています。こうした生活は場所を選ばないことから、中山間地域の空き家をリノベーションしてオフィス兼住宅とするなど、自分の居場所を選択できるようになっています。勤務時間の概念がなくなり、自分の時間を活用できています。

―――学び方に ICT―――

児童・生徒はそれぞれインターネット端末を所有しています。電子黒板の活用により、授業の様子をインターネット端末で復習することもできます。また、緊急連絡の受信や位置情報の配信にも利用され、防犯対策も万全です。

ICT の普及とともに、情報倫理の浸透とセキュリティの強化が進んでいます。学校をはじめ、社会においても、情報を正しく評価・識別するメディアリテラシーを教えています。また、溢れる情報を必要な時に正しく使うため、メディアに依存しすぎないアウトメディアに対する考え方も身につけるよう指導しています。

―――暮らしに ICT―――

浜松が抱える膨大なインフラの維持に関しては、センサーにより遠隔管理する技術をいち早く取り入れているほか、市役所での手続きも電子化が進み、庁舎まで出向かなくてもインターネットでほとんど対応できます。また、医療に関しても、電子カルテによるデータ管理や遠隔診療、仮想内視鏡などの ICT 技術が日々向上しており、患者に対する利便性の向上や負担の軽減に役立っています。

―――遊びに ICT―――

観光面では、交流人口を拡大させるため、豊かな自然や貴重な文化資源などの浜松の魅力を世界に発信しています。また、観光スポットにも公衆無線 LAN が整備され、インターネット端末を快適に使うことができます。さらに、仮想現実を活用して、テーマに応じた観光情報を配信するアプリは無数に普及しており、海外の観光客にも分かりやすく情報発信しています。

私たちは、情報通信技術を賢く活用し、生活の豊かさにつなげています。

浜松市

浜松市未来ビジョン

発行：浜松市
編集：浜松市企画調整部企画課

資料5

Vol.6

浜松市総合計画　基本計画

浜松市未来ビジョン
第１次推進プラン

（案）

目　次

1　未来ビジョン（基本構想）を受けて　・・・・・・・・・・　1

2　都市経営の考え方　・・・・・・・・・・　2

① 市民協働で高める地域力　・・・・・・・・・・　2
② 未来まで続く持続可能なまち　・・・・・・・・・・　3
③ 未知の感動を生み出す創造都市　・・・・・・・・・・　3
④ 想定外にも対応できる自立・自律したまち　・・・・・・・・・・　4
⑤ 世界とツナグ・地域とツナグ　・・・・・・・・・・　4

3　まちづくりの基本的な考え方　・・・・・・・・・・　5

4　分野別計画　・・・・・・・・・・　7
分野別計画の構成　・・・・・・・・・・　8

① 産業経済　・・・・・・・・・・　9
② 子育て･教育　・・・・・・・・・・　13
③ 安全･安心･快適　・・・・・・・・・・　17
④ 環境･エネルギー　・・・・・・・・・・　21
⑤ 健康･福祉　・・・・・・・・・・　25
⑥ 文化･生涯学習　・・・・・・・・・・　29
⑦ 地方自治･都市経営　・・・・・・・・・・　31
◆ 政策体系　・・・・・・・・・・　35

1　未来ビジョン（基本構想）を受けて

人口減少・超高齢社会など、未知の環境に立ち向かうため、新たな手法として、バックキャスティング*方式を取り入れました。

未来ビジョンでは、世代を通じて共感できる「未来」を創造するために、一世代（=30年）先を未来の理想の姿として、「都市の将来像」と「1ダースの未来」を定めました。

第1次推進プラン（基本計画）では、未来ビジョンの実現に向けて、長期的な展望に立ち、「今、行政は何を行うべきか」「今、市民にできることは何か」を考え、次世代に責任が持てる「いま」を創造し、平成27年度から平成36 年度までの10年間の総合的な政策を定めています。

また、第1次推進プランに掲げた10年後の姿を達成するため、事業実施の核となる戦略計画を毎年度作成し、計画的な進捗管理を進めます。

将来にわたって、市民が幸せに暮らし、豊かさを実感できるように、新たな挑戦をスタートさせます。

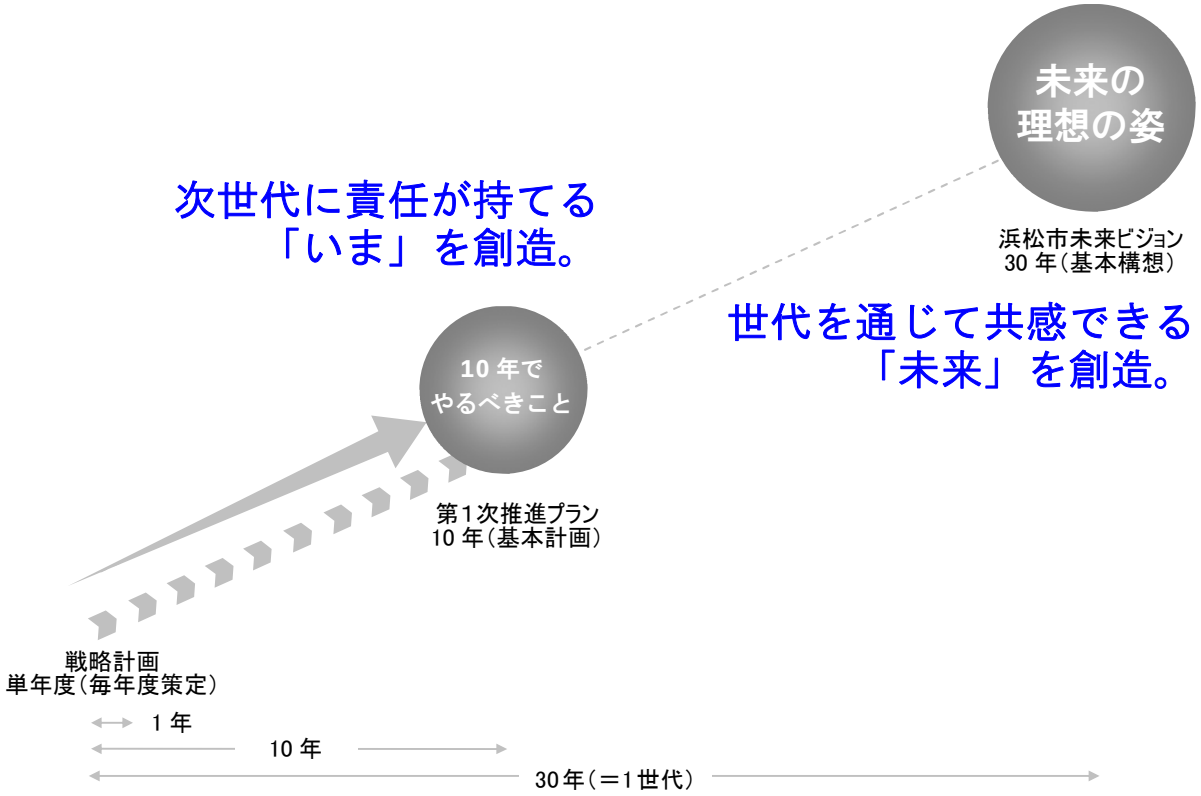

*バックキャスティング：目標となる将来の理想の姿を想定し、その姿から現在を振り返り、今すべきことを定める考え方。

2　都市経営の考え方

市域を見渡せば、海、川、湖、山などの豊かな自然環境に恵まれ、沿岸部や都市部、中山間地域の多様性を有する「国土縮図型」の政令指定都市を実感することができます。地域の多様性は、本市の強みとして、特色のある産業や伝統文化などをはぐくんできました。

一方、広大な市域の中には、政令指定都市で最も長い道路延長や多くの公共施設が存在します。これらの維持更新のためには莫大な費用を必要とするなど、新たな課題も抱えています。

地域の持続的な発展のためには、行政資源や地域資源を効果的に組み合わせ、これらの課題の機先を制し、課題解決の先進都市を目指した都市経営が求められます。

このため、都市の将来像の実現に向け、すべての政策・事業を進める上での重要な考え方として、次の 5 項目を位置付けます。

① 市民協働で高める地域力

すべての市民が住み慣れた地域で充実した生活を続けるためには、行政だけでなく、市民、市民活動団体、企業などがまちづくりの主役として、各自の役割を果たすとともに、それぞれの主体が協働により、お互いを補い、支え合い、相乗効果を生み出していくことが不可欠です。

このため、行政情報の積極的な提供を行うとともに、情報の共有などによる各主体との協力・連携体制を築くことで互いの信頼関係を強化します。最終的には、行政が持つ権限や意思決定などの役割分担も視野に入れ、市民などが主体となって地域の課題を解決する地域力を高めていきます。

② 未来まで続く持続可能なまち

ヒト・モノ・カネ（地域経済）の最適な循環が持続可能な発展につながります。

ヒトの循環では、子どもや子育て世代への支援、ワーク・ライフ・バランス*の推進、都市の魅力創出などにより、出生率の増加、年少・生産年齢人口の拡大を目指し、人口構成の最適化を図ります。

モノの循環では、ゴミの分別や廃電子機器からのレアメタル*の回収など、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを、生活面、産業面などあらゆる分野で進めます。また、市民生活や産業活動を支えるエネルギーを持続的・安定的に確保するため、恵まれた自然環境を活かした再生可能エネルギーの利用を推進します。

カネ（地域経済）の循環では、既存産業の高度化や経営革新、新産業の創出、ベンチャー企業の創業などの支援による雇用創出を推進します。また、新たなビジネスチャンスの獲得を目指した企業への海外展開支援などを進め、地域経済が潤う仕組みを構築します。

さらに、地域の課題を解決するため、コミュニティビジネス*などを、NPO*をはじめとした市民活動団体などが営む環境を整えます。

最適な循環を生み出すことで未来まで続く、持続可能なまちづくりを進めます。

③ 未知の感動を生み出す創造都市

何事にも積極果敢な進取の気風である「やらまいか精神」*、異なる文化を受け入れる寛容な市民性が、多様性に富んだ人財をはぐくみ、世界的な「ものづくり」のまちとして、発展を遂げてきました。

本市の強みである「寛容性」や「ものづくり」の伝統を未来に引き継ぎ、市民や企業の創造的な活動により、産業の創出、地域の教育や福祉への貢献など、すべての分野で新たな価値が次々に生まれるまちづくりを進めます。

すべての市民が互いに創造性を刺激し合い、常に新しい取り組みにチャンレンジすることで、未知の感動を生みだす、創造都市*・浜松の実現を目指します。

---

*ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがそれぞれの希望に応じて、仕事とそれ以外のこと（家庭や地域活動など）のどちらも大切にするライフスタイルで、両方にやりがいや充実感を感じられる状態のこと。

*レアメタル：産出量が少ない稀少金属のこと。

*コミュニティビジネス：地域の住民を中心とした組織などが生活者の需要に対して、展開する事業で社会奉仕的な要素を持つ。

*NPO：Non-Profit Organizarion（非営利組織）。市民が主体的に社会活動に取り組む非営利の民間組織。

*やらまいか精神：遠州（浜松）地方の方言で「やってみよう」「やろうじゃないか」の意味を持ち、何事にも前向きに取り組む気性を表す。

*創造都市：地域固有の文化や資源を活かした創造的な活動が活発に行われ、その活動が新しい価値や文化、産業の創出につながり、市民の暮らしの質や豊かさを高めていく都市。

④ 想定外にも対応できる自立・自律したまち

地震・津波の災害、感染症のまん延など、有事に対する備えを怠らないことで、想定外にも対応することができます。環境変化にしなやかに対応する、打たれ強い都市を目指し、安全・安心を実感できるまちづくりに取り組みます。

また、選択と集中による経営資源の有効活用など、自らを律する「自律」により、不断の行財政改革に取り組み、都市経営の基盤を強化することで、いかなる環境変化にも対応して、市民サービスの質と量を確保します。

さらに、道州制の導入をはじめ、地方の姿が大きく変わろうとしている中、地方自治のあるべき姿に向けて、自立した基礎自治体である"特別自治市*"の実現を目指します。

⑤ 世界とツナグ・地域とツナグ

情報通信技術、交通機関の発達により、ヒト・モノ・カネ・情報の急速なボーダーレス化*が進展しています。世界の都市との連携を強化し、本市の特徴や強みを活かした国際戦略を進めることで「Hamamatsu」の都市ブランドを高め、企業の海外展開、海外からの企業誘致、文化・芸術・産業などの融合による創造都市の実現などにより、世界の活力を地域に取り込みます。

国内では、政令指定都市や三遠南信地域内の各自治体との連携を強化し、防災、観光、産業などの広域的な課題に対応します。また、市内では、都市部と中山間地域との交流を促進して、地域内の活性化を図ります。

世界・地域をツナグことで、本市の強みである自然や産業、文化などの多様性を活かした取り組みを進めて、未来への架け橋を築きます。

---

*ボーダーレス化：国籍や国境などが意味をなさないほど、国際的に広がっていること。

3　まちづくりの基本的な考え方

コンパクトでメリハリの効いたまちづくり

市民が居住するエリアを、公共交通の結節点や道路・鉄道の沿線に集約します。これらの居住エリアは、農業や工業などの産業を振興するエリアと、自然環境を保全するエリアとを明確に区分し、市域全体にわたり、人口密度にメリハリをつけた拠点ネットワーク型都市構造を目指します。

人口密度を高めることにより、店舗や病院などの民間活力を誘発し、便利で快適なまちへと移り変わる好循環を生み出します。また、道路や上下水道などの公共インフラについても見直しを進め、人口規模に応じた最適化を図ります。

また、中山間地域においては、田舎暮らしを推進するとともに、交通ネットワークの強化によって都市部との交流を促進します。

『コンパクトでメリハリの効いたまちづくり』を基本的な考え方として、持続可能な最適化されたまちを市民とともに目指します。

「まち」を４つ（①都心部／②市街地／③郊外地／④中山間地域）に区分し、それぞれの「まち」に応じた将来の理想の姿（基本的な考え方）を示します。

イメージ図

凡　　例	
	都心
	生活拠点など
	居住エリア
	工場用地など
	公共交通などのネットワーク
→	集約イメージ

※　市街地：都市的な土地利用が図られるところ

　　郊外地：低密度な土地利用が図られるところ

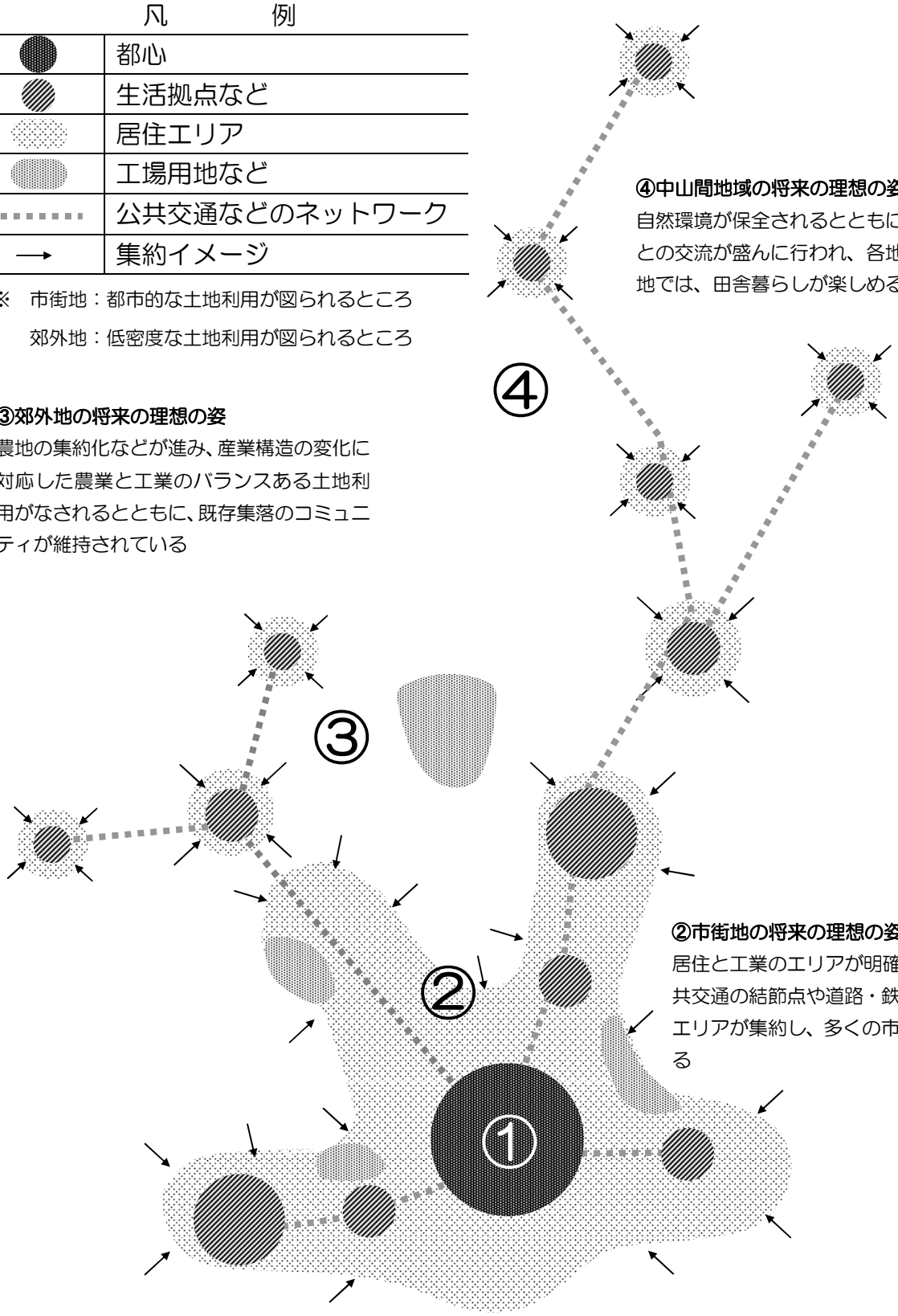

④中山間地域の将来の理想の姿

自然環境が保全されるとともに、都市部との交流が盛んに行われ、各地域の中心地では、田舎暮らしが楽しめる

③郊外地の将来の理想の姿

農地の集約化などが進み、産業構造の変化に対応した農業と工業のバランスある土地利用がなされるとともに、既存集落のコミュニティが維持されている

②市街地の将来の理想の姿

居住と工業のエリアが明確に区分され、公共交通の結節点や道路・鉄道の沿線に居住エリアが集約し、多くの市民が生活している

①都心部の将来の理想の姿

創造都市の玄関口として、商業、業務、文化の魅力が高まり、多くの人々が行き交い、多くの市民が居住する

４　分野別計画

①産業経済

②子育て･教育

③安全･安心･快適

④環境･エネルギー

⑤健康･福祉

⑥文化･生涯学習

⑦地方自治･都市経営

分野別計画の構成

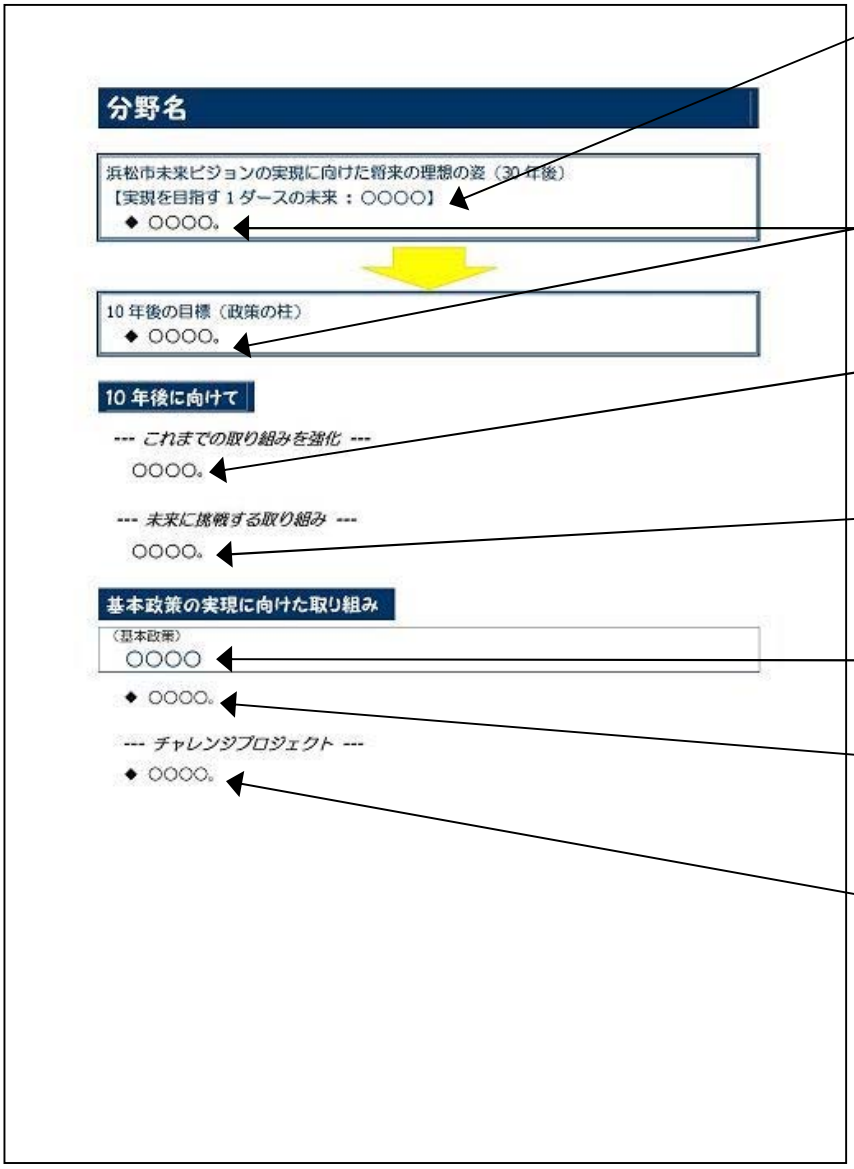

関連する 1 ダースの未来№

分野における理想の状態を記載

既存事業の改善･強化などを中心とした方向性を記載

新たな視点や先進的な取り組みなどを中心とした方向性を記載

10 年後に向けた部局レベルの政策

基本政策実現に向けた取り組みを記載(施策レベルの記載が基本)

基本政策実現に向けた新たな取り組みを記載(施策レベル記載が基本)

①産業経済

浜松市未来ビジョンの実現に向けた将来の理想の姿（30 年後）
【実現を目指す 1 ダースの未来 ：01、02、03、10、12】

◆ 創造性と安定性を兼ね備えた浜松の産業が、世界経済を支えている。

10 年後の目標（政策の柱）

◆ 輸送用機器関連産業に次ぐ新たなリーディング産業*が集積し、持続可能な地域経済が確立している。
◆ 来訪者が浜松の魅力とおもてなしを実感し、リピーターが増えている。
◆ 多様な担い手による付加価値の高い農林水産業が行われている。

10 年後に向けて

--- これまでの取り組みを強化 ---

オール浜松体制の産学官連携による総合的な産業支援のもと、ものづくり産業の高度化と新産業*の創出を図ることで、新たな市場の開拓を進め、競争力のある複合的な産業構造が確立できるよう支援します。また、活力ある海外市場の需要を取り込み、国内事業の活性化を図ろうとする意欲的な地域企業の海外展開を促進します。

農林水産業では、担い手の育成を図るとともに、安定した農地の確保、持続可能な森林管理、適切な水産資源の確保を通じて、国内外に安全で安心な浜松産の農林水産物を安定的に供給します。

さらに、創造都市の玄関口にふさわしいまちなかの創出や、国内外に通用する浜松ブランドの確立など、来訪した多くの人がおもてなしを実感できるよう、浜松の魅力を高めます。

--- 未来に挑戦する取り組み ---

多様な産業の発展とクリエイターが育つ環境づくりを支援し、成長産業が集積する都市、創業がしやすい都市として世界に発信します。

農林水産業では、ICT の活用やマーケティング手法の導入などにより、生産性の高い新たな流通システムの構築を促進します。さらに、健康や福祉などの分野と結びつくよう支援し、多様な担い手が参画できる仕組みを整え、付加価値の高い農林水産物を生産します。

浜松地域の産業経済を順調に推移させるため、就労相談等についてワンストップサー

---

*リーディング産業：地域の経済を主導していく中核的な産業。浜松地域では、輸送用機器関連産業がリーディング産業となっており、複合的な産業構造を目指し、輸送用機器関連産業に次ぐ新たな産業の創出に取り組んでいる。
*新産業：輸送用機器関連産業、楽器産業、繊維産業などの既存産業以外の、地域をけん引する新たな産業。

ビス*の提供ができる体制の整備など、人と仕事をつなぐ環境の充実を図ります。

基本政策の実現に向けた取り組み

（基本政策）

世界の一歩先を行く産業・サービスの創造

- ◆ 地域企業の新たな事業展開や成長産業へのチャレンジを支援します。
- ◆ JETRO*や金融機関などとの連携により、中小企業の海外展開を支援するとともに、地域企業が連携した自立的な海外販路展開を促進します。
- ◆ 国内外の大学や企業、産業支援機関、金融機関のネットワークを構築し、新産業の創出を促進します。
- ◆ 将来の産業需要に合った工場用地を整備し、新たなリーディング産業を誘致します。
- ◆ ものづくりの専門家の技術を継承する仕組みづくりを構築するとともに、製品の販路を開拓し、地域産業の技術力向上を支援します。
- ◆ 浜松駅周辺エリアにおいて、魅力的な個店同士がつながり、切磋琢磨する環境づくりを進めるとともに、企業のオフィス進出を支援します。
- ◆ 住みやすく、歩行者や自転車に優しいまちなかの形成を進め、都心居住者数の増加を図り、浜松駅周辺エリアの活性化を促進します。
- ◆ 浜松及び近隣地域の観光資源を活かした着地型旅行商品*の企画に向けて、人材の育成と体制の確立を支援します。
- ◆ ICT を活用した観光施設や公共交通機関の案内、飲食メニューの表示などを進め、来訪した多くの人がおもてなしを実感できる環境を創出します。
- ◆ 労働意欲を就労に結びつけ、だれもがやりがいを持って安心して働くことができる雇用環境の整備を支援します。

--- チャレンジプロジェクト ---

- ◆ 社会実験や製品・サービスの研究開発による、新ビジネスモデルの創出を図ります。
- ◆ ベンチャー企業や新たな事業展開を支援するとともに、個人や企業の投資を活発化させ、創業がしやすい環境を整備します。
- ◆ 地域企業との相乗効果が見込まれる外資系企業を誘致します。
- ◆ 国内外に通用する浜松ブランドを確立し、観光関連産業を主要な産業のひとつにします。
- ◆ 国・県・市の重複支援を解消し、就労支援のための総合センター機能を創設します。
- ◆ 年齢、性別、障害、国籍など、それぞれのケースに応じた相談、伴走型支援、無料職業紹介等、きめ細かなワンストップサービスを提供します。

---

*ワンストップサービス：1 か所で異なった複数のサービスを受けられること。

*JETRO：Japan External Trade Organization（日本貿易振興機構）。貿易・投資促進と開発途上国研究を通じ、日本の経済・社会の更なる発展への貢献をめざし、日本企業の海外展開支援、外国企業の日本への誘致などを行う独立行政法人。

*着地型旅行商品：これまでの都市部の旅行会社で企画される「発地型」に対し、旅行目的地の地域主導で企画される産業観光やグリーンツーリズムなどのその地域に密着した体験型旅行のこと。

（基本政策）

作業から経営に！変革を遂げる農林水産業

- ◆ 農地の流動化を促す仕組みを構築し、農地の集約化を進めます。
- ◆ 農林水産業の 6 次産業化*を進め、国内はもとより輸出販売に向けた戦略的経営を支援します。
- ◆ 野生鳥獣の生息環境を保全し、農作物の食害の減少を図ります。
- ◆ 林業の集約化と規模の拡大を促進し、木材の生産と流通が効率的に行われる環境を整えます。
- ◆ 間伐と再造林による森林資源の循環を推進し、持続可能な森林経営・管理を支援します。
- ◆ 他産地の木材と差別化した市場競争力のある木材の供給を促進します。
- ◆ 住宅用の木材のほか、家具や玩具、木質バイオマスなど多面的な木材の利用を促進します。
- ◆ 水産基地・基盤の再整備による生産から流通の効率化を促進し、漁業経営が安定する環境を整えます。
- ◆ 漁や養殖など、多様な水産業がバランス良く行われるよう支援し、水産資源の適正な管理を図ります。
- ◆ 市民が安全な食品を安心して手に入れることができるよう、卸売市場の機能を保全します。

--- チャレンジプロジェクト ---

- ◆ ICT の活用やマーケティング手法の導入などにより、効率的で生産性が高い農林水産業経営の実現を支援します。
- ◆ 生産から販売までが一体となった流通システムの構築やトレーサビリティ*などの取り組みを支援し、安全で安心な浜松産の農林水産物の更なる価値の向上を図ります。
- ◆ 地産地消を進めることで、市内の学校給食、社員食堂、レストラン等で地元食材の利用を促進します。
- ◆ 農林水産業と地域の観光産業の融合により、自然、文化、人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムを推進します。

---

*6 次産業化：農林漁業者による事業の多角化及び高度化のこと。農林漁業者による加工、販売への進出を示す。

*トレーサビリティ：物品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは、廃棄段階まで追跡が可能な状態。

②子育て・教育

浜松市未来ビジョンの実現に向けた将来の理想の姿（30 年後）
【実現を目指す 1 ダースの未来 ：06、07、08、10、12】

◆ 地域の宝として愛情を注がれた子どもたちは、浜松に誇りを持ち、世界を舞台に活躍している。

10 年後の目標（政策の柱）

◆ 子どもたちの成長を第一に考えた地域社会のサポートにより、仕事と子育てが両立できる環境が整っている。
◆ すべての子どもたちは、互いの個性を認め合い、夢と希望を持って学び、生きる力を身に付けている。

10 年後に向けて

--- これまでの取り組みを強化 ---

子育て世代が子どもを安心して生み育てられるように、充実した相談体制や費用の助成により子育てに対する不安感や経済的負担を軽減します。また、幼児教育・保育施設の整備などを行うとともに、子育て中の就労・子育て後の社会復帰を支援するなど、子育てがしやすい生活環境を整えます。

学校教育では、すべての子どもたちが生きる力を身につけられるよう、教職員の指導力の向上や教育環境の整備・充実に取り組みます。また、不登校、外国人、障がいのある子どもへの支援体制を整えるとともに、互いの個性を認め合い、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、許さない子どもを育てます。さらに、音楽を中心とした芸術や地域の伝統文化などに触れる機会を設け、創造性豊かな子どもたちを育成します。

--- 未来に挑戦する取り組み ---

事業所内保育*や市民主体の子育てサポートの促進など、仕事と子育てが両立できる環境づくりを支援することで、家庭と企業、地域が一体となって子どもたちに愛情を注ぎ、その成長を見守る環境を整えます。

また、ICT の活用などにより、能力や興味に応じた学びの機会と場を整えることで、子どもたちが自分の未来を描き、夢と希望に向かって主体的に行動できるよう、意欲と才能を最大限に引き出し伸ばす教育を推進します。

*事業所内保育：主として企業の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもに保育を提供すること。

基本政策の実現に向けた取り組み

（基本政策）

子どもの育ちを支え、若者の自立を応援するまちづくり

- ◆ 子どもと家庭に対して、関係機関と連携し総合的な支援体制の強化・充実を図ります。
- ◆ 医療費をはじめとし、子育て、幼児教育・保育に要する費用負担の軽減に取り組みます。
- ◆ 幼稚園・保育所の認定こども園への移行を促進するとともに、幼児教育・保育の需要に応じて幼稚園教諭、保育士、保育教諭を育成することにより、多様な子育てに対応できる環境を整えます。
- ◆ 多様な主体が放課後児童会*を運営することで、地域における子どもたちの放課後の居場所を増やします。
- ◆ 児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応に取り組みます。
- ◆ 社会的養護体制*の充実を図るなかで、里親制度*の普及啓発と強化に取り組みます。
- ◆ 複雑な悩みを抱える若者を支援する専門的な人材の育成を促進し、相談体制の充実や支援機関の連携強化を図ります。

--- チャレンジプロジェクト ---

- ◆ 学生や地域の子育て中の親子、高齢者などが世代を越えて集うことができる、魅力的な場所を整備します。（新しい子育て支援ひろば*を展開します。）
- ◆ 地域の大人が地域の子どもや子育て中の親と交流する機会を増やし、困った時に助け合う相互扶助の気運を醸成します。
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、企業などの理解を深め、事業所内保育などの実践を促進することで、仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを支援します。

（基本政策）

市民協働による未来創造へのひとづくり

- ◆ 社会全体で、規範意識やマナー、自他を大切にする心、望ましい生活習慣、健康的な体などをはぐくみ、成長を見守ります。
- ◆ 知識を活用し新たなものを創り出す力、環境や価値観の異なる人たちと協働する力、自立的に行動し自分が進むべき方向性を見い出す力をつけることのできる環境を整えます。
- ◆ 情報教育や環境教育を推進し、情報を効果的に利活用する力や環境保全に対する意識の向上に取り組みます。
- ◆ 英語教育や国際理解教育を充実することにより、グローバル社会に対応する力を伸ばします。
- ◆ 学校、家庭、地域が防災・防犯に関する連携を強め、子どもが、いつでもどこでも自分の安全を確保できるようにします。
- ◆ 子どもと大人の心の通い合う温かい人間関係を構築し、いじめをしない、許さない社会を醸成します。
- ◆ 教育活動や授業改善、教職員研修に取り組み、確かな指導技術を身につけた、家庭や地域に信頼される教師を育成します。

---

*放課後児童会：保護者が昼間家庭にいない児童に放課後の小学校の余裕教室などを活用して適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業の名称。

*社会的養護体制：里親、小規模住居における養育事業、施設、児童家庭支援センターなどの社会的養護を担う機関または事業。

*里親制度：保護者の病気、家出、離婚などの様々な事情により、家庭に恵まれない子どもたちに、家庭に代わる養育環境を提供し、温かな愛情と理解を持った家庭的な環境の中で養育する制度。

*子育て支援ひろば：子育て家庭のための相談、情報提供、講習などを行う常設の広場。

- ◆ 基幹教員*やコーディネーターの適正配置をはじめとし、子どもの成長と学びに応じたサポート体制を整えます。
- ◆ 学校、家庭、地域が目指す子どもの姿を共有し、特色ある「はままつの人づくり」に取り組みます。
- ◆ 家庭や地域の学校運営への参加を促進するために、学校経営方針*、学校評価*などの情報を積極的に発信します。
- ◆ 施設・設備の適切な補修や改築を行うことにより、子どもたちの安全で安心な学校生活を確保します。
- ◆ 奨学金や就学バスなどの充実により、学校規模の大小や家庭環境の違いによる教育格差を解消します。

--- チャレンジプロジェクト ---

- ◆ ICT 環境の整備や、ICT を活用した分かりやすい授業づくりなどを推進します。
- ◆ すべての子どもが能力や興味に応じた学びを選択し、深めることができる環境を整えることで、一人ひとりの意欲と才能をさらに伸ばします。
- ◆ 家庭や地域、企業、各種団体などが一体となって子どもの教育に取り組み、学びの機会と場が拡大する体制を整えます。

---

*基幹教員：英語、体育、保育など各分野において中心的な役割を担う教員のこと。

*学校経営方針：校長が教育活動の具体的な目標と方策を設定し、教職員全員がそれに向かい協働体制を確立するために策定するもの。

*学校評価：子どもたちがより良い教育を享受できるよう、教育活動などの成果を検証し、学校運営の改善と発展を目指すための取り組み。

③安全・安心・快適

浜松市未来ビジョンの実現に向けた将来の理想の姿（30 年後）
【実現を目指す 1 ダースの未来 ：04、05、07、11、12】
◆ どこでも安全、いつまでも安心、持続可能で快適なまちになっている。

10 年後の目標（政策の柱）
◆ 災害、犯罪、事故などの危険から、自分の命と財産を自分で守る意識を身に付けている。
◆ 居住エリアの集約化などが進み、コンパクトなまちづくりが進んでいる。

10 年後に向けて

--- これまでの取り組みを強化 ---

防災対策に関しては、防潮堤の早期実現、防災施設の整備、消防・救急体制の充実を図り、道路・橋・上下水道などの強靭化、建築物の耐震化などを進めるとともに、地域と行政が連携した防災訓練を通して、地域防災力の強化を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

また、交通安全教育の充実や安全な通学路の整備などを総合的に進め、交通事故のない社会を実現します。

さらには、地域防犯の取り組みにより、犯罪を起こさせない、犯罪に巻き込まれない社会を目指すとともに、消費者教育を推進し、豊かな消費者市民社会*の形成に努めます。

自助・共助・公助の取り組みを通じ、「自分の命と財産は自分で守る」意識を高め、安全・安心なまちづくりを進めます。

--- 未来に挑戦する取り組み ---

集約した居住エリアを含む拠点を配置し、拠点間を公共交通ネットワークで結ぶ「拠点ネットワーク型都市構造」への転換を目指します。また、豊かな自然環境と共存しながら、都市の緑化推進に努めるとともに、空き家・空き地の有効活用や土地利用の適正化などにより、都市活力の向上を図りつつ、快適なまちづくりを進めます。

基本政策の実現に向けた取り組み

（基本政策）
みんなの力で自然災害から生き残る

*消費者市民社会：消費者が、購入する商品の選択など自らの行動をとおして、現在及び将来の社会経済や地球環境にまで影響を及ぼし得ることを自覚し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に関わっていく社会をいう。

◆ 公共インフラなどのハード整備を進め、自然災害がもたらす被害の低減を図ります。
◆ 市の危機管理体制を強化するとともに、復旧・復興が早期にできる体制を整備します。
◆ 自治会や自主防災隊などと協力し、幼少期からの防災教育を充実することで、地域住民が積極的に防災訓練に参加する体制を強化します。

--- チャレンジプロジェクト ---

◆ 防災に関する知識と意識を持ち行動ができる市民を育てる環境を整備します。
◆ 複数の伝達手段を整備し、災害情報を迅速に発信します。

（基本政策）

安全で安心して暮らせる持続可能な地域社会づくり

◆ 防犯講座や防犯意見交換会の開催により、高齢者の関わりを強化しながら、地区ごとの連携を図ります。
◆ 消費生活相談窓口・地域の見守りネットワーク体制の強化、情報の活用基盤の整備を図り、消費生活の安心・安全を推進します。
◆ 学校・地域・家庭・職場における消費者教育を推進します。
◆ 火葬需要の増加と施設の老朽化に対応し、斎場の再編整備を進め、火葬業務に支障がない体制整備を図ります。

--- チャレンジプロジェクト ---

◆ 消費者行政推進のため、消費者教育の拠点を整備します。
◆ 市民に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について周知します。
◆ すべての地区への地区安全会議*設立を促進し、情報提供や支援を行います。

（基本政策）

市民が集う活力ある都市づくり

◆ 鉄道駅周辺や公共交通がある基幹道路周辺に、居住や医療・福祉施設、子育て支援施設などの都市機能を集積する誘導エリアを設定し、都心を含めたエリアへの居住を推進することで集約型の都市づくりを目指します。
◆ 主要駅における駅前広場の整備など乗換利便性を向上させることにより、交通結節点の機能を強化します。
◆ 環境・歴史・文化・経済等の地域特性に配慮した、安全で快適な生活環境の確保と市域全体の魅力ある環境づくりを行い、開発と保全のバランスある土地利用を推進します。
◆ 建築物、屋外広告物等が、心地よい景観の構成要素として市民や企業に広く認識され、周辺のまちなみ景観や自然景観と調和したデザインとなるように誘導し、地域の魅力を高めます。
◆ すべての建築物の耐震化を促進し、安全性を確保します。
◆ 道路沿いの危険な転倒物等の改善を促進するとともに、狭い道路の拡幅整備を推進します。
◆ 市営住宅については、定期的な改修や、民間活力を導入した集約建替を行います。
◆ 協働により、緑豊かで花があふれる快適で美しいまちづくりを促進します。
◆ 防災機能が充実した総合運動公園や浜松城公園の整備を進め、だれもが安全に安心して利用できる憩いの場を提供します。

--- チャレンジプロジェクト ---

---

*地区安全会議：住民による自主的防犯活動や地域ぐるみの安全活動を支える組織として、中学校区程度の地域内の自治会組織を中心に、健全育成会、地域安全推進員、防犯ボランティア、事業所等の様々な団体や個人が連携し、防犯活動を検討・実施している団体。平成25年度末現在、対象となる市内59地区のうち、46地区に地区安全会議が設立されている。

◆ 大規模な公園の管理運営において、民間活力の導入を目指します。
◆ 動物園の再生を目指し、施設のあり方を含めた改修計画を推進します。
◆ 建物のリノベーションや低･未利用地を活用することで､新たな産業の起業･集積を促進し、都心部での雇用を創出するとともに、文化創造の拠点を形成します。

（基本政策）
安全な生活基盤づくり

◆ 道路・河川施設等の適切な維持管理を行い、長寿命化を進めます。
◆ 「多自然川づくり*」や河川愛護活動を通して、良好な水辺環境を創出するとともに、河川、排水路等の整備により浸水被害を軽減します。
◆ 河川の氾濫が予想される区域の最新情報を市民に周知します。
◆ 土砂災害警戒区域等における防止対策や警戒避難体制の整備により､市民の安全を図ります。
◆ 歩道や道路照明などの老朽化対策とともに、ユニバーサルデザイン*化や｢自転車走行空間*｣の整備を進め、道路環境の安全性の向上を図ります。
◆ スマートインターチェンジの設置及び幹線道路の整備により､市街地と高速道路とのアクセス性の向上や利便性を高め、道路網の充実と地域の活性化を図ります。

--- チャレンジプロジェクト ---

◆ 効率的・持続的な道路管理を行うため、予防保全への転換を図るとともに、緊急輸送路など重要道路の橋りょうの耐震化対策を完了します。
◆ 道路・河川台帳などのインフラ管理の ICT 化を進めます。

（基本政策）
いつでも、どこでも、迅速的確に対応する消防・救急体制づくり

◆ 署所や消防団庁舎を適正に配置に向けて、計画的に整備を行います。
◆ 職員の教育訓練や研修制度を整備し、能力・資質の向上を図ります。
◆ 自治会や事業者等との連携を強化し、消防団員の確保を図ります。
◆ 火災予防広報の充実により、市民の防災意識を高めます。
◆ 救急車の適切な配置及び迅速搬送により、病院収容までの時間を短縮します。
◆ 救急救命士による特定行為*の処置範囲の拡大により、病院到着前の救護体制を強化し、救命率の向上及び傷病者の後遺症の軽減を図ります。
◆ 大規模災害時における、消防・防災ヘリ応援機の受入れ体制及び運用体制を整備します。
◆ 消防車両及び消防用資機材を適切に配置し、消火、救助能力を向上するとともに、安全で確実な車両の管理を行います。

--- チャレンジプロジェクト ---

◆ 住宅用火災警報器の全世帯への設置を促進します。
◆ ICT を活用し、迅速に 119 番通報ができるシステムを構築します。

---

*多自然川づくり：単なる自然保護だけでなく、自然を積極的に再生しながら水辺の環境づくりを進める考え方を基調として、自然素材（石材、木材、植物）を使った川づくり。
*ユニバーサルデザイン：年齢、性別、能力、国籍などの人々が持つ多様な特性や違いを超え、すべての人に配慮して心豊かな暮らしづくりを行っていこうとする考え方。
*自転車走行空間：自転車が安全に安心して走行できる道路、又は道路の部分
*特定行為：救急救命士が医師の具体的指示により実施可能な救急救命処置（心臓や呼吸が停止している傷病者に対する点滴処置、器具を使用した気道確保処置及び薬剤の投与、心臓や呼吸が停止していない傷病者であっても、意識状態が悪い等条件に合った対象者に対する点滴処置、血糖測定並びに低血糖症例への薬剤の投与）

◆ 危険度を問わず、すべての違反対象物*において是正を図ります。

（基本政策）

安全な水と快適な生活、社会環境を水循環で支える上下水道

◆ 最新の科学的知見に基づいた浄水処理を行い、万全な管理体制により水道水の品質を維持します。
◆ 工場排水、農薬、油脂、微生物など水道水の取水流域の汚染リスクに関する情報を的確に把握し、厳重な監視の下で適切な対応を図ります。
◆ 管路や施設の「耐震化・長寿命化計画」について、アセットマネジメント*に基づき時点修正を加えながら確実に進めます。
◆ 大規模災害時などにおいて、復旧用資材を広域的に調達できる体制を構築します。
◆ 下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水事業等の各事業の連携により、適正な生活排水処理を推進し、汚水による環境負荷を低減して都市の環境を堅実に支えます。

--- チャレンジプロジェクト ---

◆ 官民連携手法により事業の一部を民間へ委ねるなど、上下水道事業の経営を合理化するとともに技術力の継承、共有化を進めます。
◆ より高度な ICT を取り入れ、検診業務や料金等徴収業務を省力的かつ一体的に管理します。

---

*違反対象物：設置義務のある設備が設置又は維持管理されていない、防火管理が適切に行われていないなど、消防法令等に違反する建物、工作物等の防火対象物

*アセットマネジメント：上下水道事業においては、保有する管路・施設等の資産の状態を良好に維持、管理及び更新する「費用」と、給排水に係るサービスのレベルを適切に保つ「効果」のバランスについて、リスク回避という視点を踏まえつつ最適化していく企業活動をいう。この活動を確実に実践することにより、健全かつ持続可能な上下水道事業経営を実現する。

④環境･エネルギー

浜松市未来ビジョンの実現に向けた将来の理想の姿（30 年後）
【実現を目指す 1 ダースの未来 ：03、04、12】

◆ 豊かな自然に恵まれ、環境への負荷を抑えたエネルギーに対する不安のない暮らしや企業活動が送られている。

10 年後の目標（政策の柱）

◆ ごみの減量や資源化、自然環境の保全に取り組み、環境負荷の少ないライフスタイルが定着している。

◆ 再生可能エネルギー等が広く導入されるとともに、建物などのエネルギーの最適利用が進み、エネルギー自給率が高まっている。

10 年後に向けて

--- これまでの取り組みを強化 ---

天竜川、浜名湖、遠州灘、南アルプスなどの豊かな自然は、多様な動植物をはぐくんでいます。この豊かな自然の恵みを次の世代へ引き継ぐために、自然環境と共生するまちづくりを推進するとともに、市民生活に環境への負荷を抑える活動を取り入れ、温暖化防止を促進します。環境に配慮したライフスタイルが定着し、安心して暮らせる住み心地よさが多くの方に認識されるよう、環境のブランド力向上を目指します。

全国トップクラスの日照時間を活かした太陽光発電や木材資源等を有効に活用するバイオマス発電*などの再生可能エネルギー*の導入を一層拡大するとともに、住宅・工場・事業所などのエネルギーの最適利用を推進し、エネルギー自給率を高めます。

--- 未来に挑戦する取り組み ---

ごみ減量や資源化、ごみの適正処理、廃電子機器からのレアメタルの回収など、行政・市民・事業者がそれぞれの役割と責任を果たし、3R（リデュース・リユース・リサイクル）*を推進する政策に取り組み、ごみ処理や埋立施設の長期的な使用、効果的な活用を実現します。

スマートコミュニティ*の構築に向け、ICT を活用し、住宅団地や工業団地などの地域単位で、エネルギーの最適利用が進むよう取り組みます。また、エネルギーの地産地消

*バイオマス発電：バイオマスを燃料とした発電。バイオマスとは、生物資源（bio）と量（mass）を組み合わせた言葉であり、間伐材、生ごみ、下水道汚泥などのバイオマス（動植物に由来する有機物である資源（化石燃料を除く））を活用し、発電すること。

*再生可能エネルギー：太陽光、風力、水力、バイオマスなど、一度利用しても再生可能で資源が枯渇しないエネルギー。

*3R（リデュース・リユース・リサイクル）：発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）リサイクル：Recycle）という循環型社会形成のための 3 つの言葉を英単語にし、その頭文字のＲをとったものをいい、「スリーアール」と読む。

*スマートコミュニティ：住宅団地や工業団地など、一定のエリアで、エネルギーを無駄なく賢く活用する次世代の社会システム。

を推進するため、再生可能エネルギーを活用した安定・安価な電力供給体制を構築します。さらに、地域産業の活性化に向け、発電・省エネルギー・電力供給など、成長産業として期待されるエネルギービジネスの創出を推進します。

基本政策の実現に向けた取り組み

（基本政策）

環境と共生した持続可能な社会の実現

- ◆ 本市の環境特性を踏まえた環境配慮の仕組みづくりと体制の充実を図ります。
- ◆ 環境教育推進ネットワークを活用し、持続可能な社会の実現に向けて自ら行動する人材の育成を推進します。
- ◆ 緑地・水域を保全し、緑や水の持つ機能を複合的・効果的に利活用する空間づくりを推進します。
- ◆ 市民や事業者へ生物多様性*に対する啓発や活動支援を行い、自然環境の保全を推進します。
- ◆ 大気、騒音及び水質の環境基準を満たす取り組みを進め、市民一人ひとりが騒音や悪臭の防止を常に心がけるよう啓発します。
- ◆ 市民にとって分かりやすく効率的なごみ出しのルールづくりを行います。
- ◆ 施設の長寿命化や災害時のバックアップ機能の確保を図り、安定的なし尿処理*体制を確立します。
- ◆ 取り締まりを強化し、地域への啓発活動を実施することで、不法投棄のない美しいまちづくりを目指します。

--- チャレンジプロジェクト ---

- ◆ 3R に対する市民や事業者の関心を高め、ごみ減量及び資源化を推進し、西部清掃工場と新清掃工場の 2 工場体制で安定したごみ処理を実施するとともに最終処分場*の延命化を進めます。

（基本政策）

再生可能エネルギー等の導入と省エネルギーの推進によるエネルギー自給率の向上

- ◆ 太陽光発電やバイオマス発電等の再生可能エネルギーやガスコージェネレーション*等の自家発電設備の導入を推進します。
- ◆ 住宅・工場・事業所等の建物において、徹底した省エネルギー化とエネルギーの最適利用を推進します。

--- チャレンジプロジェクト ---

- ◆ スマートコミュニティの構築に向け、エネルギーの最適利用を個々の建物から住宅団地や工業団地などへ広げます。

---

*生物多様性：生きものの豊かな個性とつながりのこと。様々な自然環境の中で多種多様な生物が存在し、それらが全て直接的・間接的に支えあって微妙なバランスを保ちながら生きていること。

*し尿処理：家庭や事業所等から収集したくみ取りし尿や浄化槽汚泥を、衛生的に施設で処理すること。

*最終処分場：廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には主に埋立処分される。埋立処分を行う施設が最終処分であり、家庭ごみなどを埋立てる「一般廃棄物最終処分場」では、ガラスくず等の燃えないごみや焼却施設から排出される焼却灰等が埋立てられる。

*ガスコージェネレーション：都市ガスや LP ガスを燃料に、電気と熱をつくることができる自家発電設備。

◆ エネルギーの地産地消*に向け、再生可能エネルギーを活用した安定かつ安価な電力供給体制を構築します。
◆ 地域産業の活性化に向け、発電、省エネルギー、電力供給など、エネルギーに関わる新たな技術やビジネスの創出を推進します。

*エネルギーの地産地消：太陽光やバイオマスなど、地域でつくった電力をその地域内で消費すること。

⑤健康・福祉

浜松市未来ビジョンの実現に向けた将来の理想の姿（30 年後）
【実現を目指す 1 ダースの未来 ：07、09】
◆ 支え合いによって、だれもが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができる。

10 年後の目標（政策の柱）
◆ 地域での支え合いの仕組みづくりが進んでいる。
◆ 病気の発症や重症化を予防することにより、健康寿命が延びている。

10 年後に向けて

--- これまでの取り組みを強化 ---

インクルージョン*の考え方の普及に取り組み、住民が互いに支え合う地域づくりにより、高齢の人、障がいのある人の活躍の場を広げます。

活躍の場を求めている高齢の人に対しては、就労支援を進めるとともに、ボランティアなどの社会貢献活動に参加しやすい仕組みを構築します。これによって、高齢になっても住み慣れた地域で、いつまでも生きがいを感じながら安心して暮らすことができる地域社会を目指します。

心身に障がいのある人には、働くことで、生きがいを感じることができる就労環境を提供します。また、相談支援事業所などで働く職員の質の向上やグループホームなどの計画的な整備によってサービスを充実しつつ、関連団体と連携し、障がいのある人に対する市民の理解を深め、地域での支え合いの基礎を固めます。

また、病気や介護の予防に重点を置き、心と体の健康を維持しながら、いきいきと暮らし、快適で質の高い生活を送ることができるよう支援します。介護などが必要な人に対しては、医療・介護機関の連携を一層強化し、在宅などの必要なサービスが円滑に提供できる体制を整備します。

医療水準の向上のため、市内の病院と診療所が相互に連携し、救急時なども安心できる医療体制を維持するとともに、地域に貢献できる有能な医療スタッフの育成を支援します。

*インクルージョン：包み込むという意味で、障害の有無などにかかわらず、すべての人が社会の中で生活し、そのニーズに応じた地域生活支援を受けられるようにしていくこと。

--- 未来に挑戦する取り組み ---

地域での支え合いの仕組みづくりを促進するため、すべての地区に地区社会福祉協議会が設立されるよう支援します。また、地域の NPO、福祉団体等が相互に協力し、地域課題の解決に連携して取り組みます。

移動や生活に支援が必要な人の情報が災害時にも速やかに活用できる仕組みを構築し、平常時の見守りと災害時の支援を一貫して実施します。

基本政策の実現に向けた取り組み

（基本政策）

人々の「つながり」をつくる社会の実現

- ◆ インクルージョンの考え方の普及に取り組み、高齢の人や障がいのある人も社会を支える一員として雇用される環境を整備します。
- ◆ 心身の機能低下により支援が必要な高齢の人には、適切な福祉サービスを充実します。
- ◆ 元気な高齢の人の社会参加を後押しします。
- ◆ 高齢の人、障がいのある人など、あらゆる人が地域の中で孤立することなく、多くの人に見守られながら住み慣れた地域や家庭で安心して暮らすことのできるよう、在宅サービスの充実など、環境を整備します。
- ◆ 地域にボランティアの交流活動拠点が整備され、地域住民のボランティア活動への参加を支援します。
- ◆ 障がいのある人に対する理解の普及・啓発を推進します。
- ◆ 障がいのある人の差別を解消し、虐待を防止します。
- ◆ 障がいのある人を支援する団体等との連携を強化し、研修や講座、相談支援の協力・参画の推進をします。
- ◆ 地域生活を支えるためのグループホーム等の計画的な整備によって、福祉サービスの充実を図ります。

--- チャレンジプロジェクト ---

- ◆ すべての地区に地区社会福祉協議会が設立されるよう支援します。
- ◆ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）*の配置を拡充し、地区社会福祉協議会や地域の NPO、福祉団体等が相互に連携し、地域課題の解決に取り組みます。
- ◆ はままつあんしんネットワーク*と災害時避難行動要支援者*の支援対象者の統一を図り、平常時の見守りと災害時の支援を一貫して実施する体制を確立します。

（基本政策）

人々の「心身の健康と生活」を守る医療の充実

- ◆ 「自分の健康は自ら守りつくる」ことを基本として、市民一人ひとりが健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。
- ◆ 生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組みます。

---

*コミュニティソーシャルワーカー（CSW）：地域住民などからの相談に応じ、福祉課題の解決に向けた取り組みや行政への提言などを行う、地域福祉活動などを支援するための専門的な福祉コーディネーターのこと。

*はままつあんしんネットワーク：ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯など、日常生活に不安を抱える高齢者等が、住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、市民の支え合いの心で見守り、支援する仕組み。

*災害時避難行動要支援者：災害時において、家族以外の第三者の支援がなければ避難所等への避難行動が難しい障がいのある人や、要介護者、ひとり暮らし高齢者などのこと。

- ◆ 生涯にわたり歯と口の健康増進を支援します。
- ◆ 公立病院は、医療制度改革や医療の多様化･高度化等に対応した病院経営を進め、救急医療、回復期医療、へき地医療など、地域で求められる役割を果たします。
- ◆ 病院と診療所が相互に連携し、救急時でも安心できる医療体制を維持します。
- ◆ 地域に貢献できる有能な医療スタッフの育成を支援します。
- ◆ 中山間地域にも対応した在宅医療などが実施されるよう、地域包括ケアシステム*の整備を促進します。
- ◆ 精神障がいや疾患のある人が、住み慣れた地域において安心して暮らすことができるよう、行政及び民間の相談員によるアウトリーチ*の促進や地域の理解の向上を図ります。
- ◆ だれもが周囲の人のこころの不調に気付き、専門の相談機関での適切な相談を受けることができる環境を整え、自殺者の減少を図ります。
- ◆ インフルエンザなどの感染症対策として、うがいや手洗いなどの衛生行動の習慣化を推進します。
- ◆ 食品製造施設の衛生管理の徹底など、食の安全対策・検査体制を充実します。

--- チャレンジプロジェクト ---

- ◆ だれもが専門性の高いメンタルヘルス相談ができるよう、医療、民間、行政の相談機関のネットワークを構築します。

---

*地域包括ケアシステム：在宅の介護や生活支援を必要とする方に対して、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援サービス」を切れ目なく、有機的かつ一体的に提供することを目指した仕組み。

*アウトリーチ：生活に困難さを抱えた方の自宅などへ出向いて相談及び生活支援を行い、入院や入所だけに頼らない地域生活の実現を目指す取り組み。

⑥文化・生涯学習

浜松市未来ビジョンの実現に向けた将来の理想の姿（30 年後）
【実現を目指す 1 ダースの未来 ：01、05、09、11、12】
◆ 創造都市を実現し、音楽の都として世界から注目されている。

10 年後の目標（政策の柱）
◆ 音楽などの芸術をきっかけとして新たな文化や産業が創出されている。
◆ 多様な歴史・文化による豊かさやスポーツによる喜びを市民が実感している。

10 年後に向けて

--- これまでの取り組みを強化 ---

国際的な演奏会の開催や市民の国際的な音楽交流などを通じて、音楽の都として世界に認められる文化を創造します。また、知性や感性を刺激するような魅力のある展覧会などを開催するとともに、地域の芸術家や文化団体の創作活動への支援や活動を活発化させる情報発信に取り組みます。

さらに、学びを周りの人に広げる「学びの連鎖」を進展させ、市民主体の学習活動を拡大します。そして、地域の個性をはぐくんできた伝統芸能などの文化遺産の保全・活用を進め、地域の歴史・文化の積み重ねが新たな文化創造の礎となるよう、次世代に継承します。

--- 未来に挑戦する取り組み ---

音楽文化などを通じて、世界の都市との新たな連携を進め、国内外に感動を与える創造都市を築きます。地域の芸術家や文化団体に対しては、芸術・文化に精通した専門家による活動支援を推進するなど、新たな創造の担い手を育成・支援する基盤を整え、世界で活躍するミュージシャンやクリエイター*を育成します。また、文化施設や生涯学習施設、スポーツ施設などでは、機能を充実するとともに、民間も含めた施設の複合化を進めるなど、利用者の利便性の向上に取り組みます。

基本政策の実現に向けた取り組み

（基本政策）
感動のある生活、歴史・文化・スポーツによる豊かさの創造

*クリエイター：映像・アプリケーションといったコンテンツを創り出すなど、個人の創造性や技術、才能を産業活動の中で発揮し、付加価値の高い商品・サービスを創出する人のこと。

- ◆ 音楽の都として、浜松国際ピアノコンクールなど、国際的な音楽イベントを通じて、市民の多くが多様な音楽に触れる機会を創出します。
- ◆ 健康・体力づくりから競技に至るまで、ライフスタイルに応じたスポーツの取り組みを支援します。
- ◆ スポーツ団体などの競技力・指導力を高めるため、スキルを有した指導者を派遣します。
- ◆ ニーズに沿った市民主体の企画による講座などを増やして、生涯学習の機会を創出することで、市民の知識欲をかき立てます。
- ◆ 歴史的価値の高い文化遺産や地域文化を次世代へ継承する人材を育成し、市民協働による文化の継承・活用を進めます。
- ◆ 三遠南信地域などの広域的な交流・連携を通じて、文化遺産の保全・活用に取り組みます。
- ◆ 市民の知性や感性を刺激する魅力的な展覧会などを開催するとともに、質の高いアートなどの創作活動への支援や活動を活発化させる情報発信に取り組みます。

--- チャレンジプロジェクト ---

- ◆ 音楽文化などを通じ、ユネスコ創造都市ネットワーク*加盟都市などとの新たな連携を進めて、市民の国際交流を活発化します。
- ◆ ミュージシャンやアーティスト、クリエイターが、創作活動を活発化し、新たな価値を生み出すための環境を整備します。
- ◆ ラグビーワールドカップ 2019、2020 年東京オリンピック・パラリンピックに係る事前合宿及び国際スポーツイベントの誘致を進めるとともに、本市の豊かな自然環境を活かしたスポーツツーリズム*を推進します。
- ◆ スポーツ施設や生涯学習施設では、民間活力を活かした施設の複合化などにより、利用者の利便性を高めます。

---

*ユネスコ創造都市ネットワーク：地域固有の文化の消失を防ぎ、文化的多様性を保持することを背景に、創造的・文化的産業の振興と持続可能な都市の開発に向けた国際的な都市間連携・交流を促進するプログラム。ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が加盟の審査・選考を行う。浜松市が加盟を予定している音楽分野の都市には、ボローニャ（イタリア）、ゲント（ベルギー）などがある。

*スポーツツーリズム：スポーツを「観る（観戦）」「する（楽しむ）」ための移動だけではなく、周辺の観光要素や、スポーツを「支える」人との交流や地域連携も付加した旅行スタイル。

⑦地方自治・都市経営

浜松市未来ビジョンの実現に向けた将来の理想の姿（30 年後）
【実現を目指す 1 ダースの未来 ：01～12 のすべて】
◆ 協働による持続可能な都市経営を推進し、全国をリードする自立した基礎自治体になっている。

10 年後の目標（政策の柱）
◆ 協働に関わる多様な主体が連携し、協働による質の高い市民サービスが提供されている。
◆ 公共インフラの整備・維持・管理に民間活力の導入が進んでいる。

10 年後に向けて

--- これまでの取り組みを強化 ---

市民、市民活動団体、企業など、多様な主体との協力・連携体制を築くため、行動力のあるひとづくりや各主体を結ぶ中間支援組織の育成など、活動しやすい環境づくりを進めます。

人財や財源など限られた経営資源を選択と集中により、効果的・効率的に配分して、事業の見直しを進めるとともに、公共施設などのファシリティマネジメント*や財源の確保、規律ある財政運営など、自立性・自律性を高めて、不断の行財政改革を進めます。

また、持続可能な都市経営に向けて、適応性・専門性の高い職員の育成を行い、社会環境の変化に柔軟に適応できる組織づくりを行います。

--- 未来に挑戦する取り組み ---

協働する市民などが持てる力を最大限に発揮できるよう、連携を強化し、政策形成過程、財政状況などを分かりやすく情報提供するとともに、行政情報のオープンデータ*化を進めます。

また、行政と民間事業者が連携する PPP*などにより、民間事業者の持つ、資金や資産、ノウハウなどを施設整備や市民サービスに活かします。

さらに、UCLG ASPAC*などの国際機関との連携を通じ、世界の諸都市とつなぐことで、

---

*ファシリティマネジメント：企業・団体などが保有・使用する全施設資産や利用環境を経営戦略的視点から、総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動のこと。アメリカで生まれた新しい経営管理方式。

*オープンデータ：行政の保有する公共データのうち、機械判読に適したデータ形式で二次利用が可能な利用ルールによって公開されたデータのこと。

*PPP：Public-Private Partnership（公民連携）。公民が連携したパートナーとして行う事業形態のこと。PFI：Private Finance Initiative や指定管理制度、公設民営など、様々な手法がある。

*United Cities and Local Governments Asia Pacific Regional Section（都市・自治体連合アジア太平洋支部）。世界最大の自治体の連合組織の支部。

ビジネスや文化の交流などの種をまき、世界から注目される創造都市を目指します。

基本政策の実現に向けた取り組み

（基本政策）

市民と共に未来をつかむ都市経営

- ◆「浜松市未来ビジョン」の実現に向けて、数値などの目標を掲げ、適切な進捗管理を行います。
- ◆ 国・県から積極的に事務・権限や財源の移譲を受けるとともに、自立した基礎自治体である特別自治市の実現を目指します。
- ◆ 遠州地域、三遠南信地域の広域連携を進めて、圏域の一体的な発展を目指します。
- ◆ 様々なジャンルで活動する人などが集まり、創造性を刺激し合うことができる、寛容性のある交流空間づくりを進めます。
- ◆ 首都圏では、情報の収集・発信を通じた連携業務と企業誘致を進めます。
- ◆ 全職員が常に業務改善を考え、業務の効率化を図り、市民サービスを向上します。
- ◆ 多くの外国人市民が地域づくりやまちづくりに参画し、活躍できる環境を整えます。
- ◆ マイナンバー*の普及により、国の行政機関や地方公共団体などと連携して、行政サービスを向上します。
- ◆ ICT を活用した電子申請などで可能な手続きを増やします。

--- チャレンジプロジェクト ---

- ◆ ソーシャルメディア*を利用した市民同士が議論する場から、集約された意見を市政に反映します。
- ◆ アーティストやクリエイターが市内で活発に活動し、まちづくり、市民活動、創造産業に深く関わることができる環境づくりを進めます。
- ◆ 必要とする市政情報を市民が情報端末で受信できる環境を整備します。
- ◆ 諸外国の都市や国際機関などと連携するとともに、都市ブランドの確立と発信や交流拡大を促進します。
- ◆「出世の街 浜松」のブランドイメージを国内外に定着させます。

（基本政策）

だれもがいきいきと暮らせる市民主体の地域社会の実現

- ◆ 協働により、市民の公共への関心、自治意識を高め、市民主体で社会的課題が解決できる環境づくりを進めます。
- ◆ 協働の推進に向け、NPO の支援、人財の育成などを担う中間支援組織を育てます。
- ◆ 協働センターを核として、市民主体のまちづくりを進めます。
- ◆ 都市部と中山間地域の交流を促進することで、移住者の増加につなげます。
- ◆ 市民の様々な特性や生活習慣の違いなど、多様性の理解を進めることで心のユニバーサルデザインが実践される社会を築きます。
- ◆ 交通や道路、施設、情報などのユニバーサルデザイン化を促進し、多様な人々が社会参加しやすくなるように環境づくりを進めます。
- ◆ 男性も子育て・介護などに主体的に関わることで、育児休業・介護休業の取得率を上昇させ

---

*マイナンバー：平成 25 年 5 月に成立した「番号法」など関連 4 法に基づく制度で、外国人を含むすべての市民に付番する唯一無二の番号。

*ソーシャルメディア：インターネット上で利用者が情報を交換または共有することができるメディア。双方向性を重視しており、コミュニケーションを図るための機能を有しているという特徴がある。

ます。

- ◆ 自治会、自主防災活動などに女性が幹部として参画するよう働きかけることで、地域での女性の活躍を推進します。
- ◆ 企業がワーク・ライフ・バランスの重要性を認識し、個々の企業の実情に合った自主的な取り組みを行うための環境づくりを支援します。

--- チャレンジプロジェクト ---

- ◆ NPO が信頼性と専門性を高める活動を支援し、NPO への寄附が増えるような環境を整えます。
- ◆ 地域の需要に応じて、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネスなどが育つ環境づくりを進めます。

（基本政策）

人的・制度的運用の推進による都市経営の基盤づくり

- ◆ 適正な組織体制と定員管理のもと、効率的で効果的な都市経営を行います。
- ◆ 社会環境の変化に柔軟に対応できる職員を育成します。
- ◆ 多様化・高度化する行政課題や法的トラブルに適法かつ適正に対応するため、法務研修を充実することで、職員の法務能力の向上に取り組みます。
- ◆ 公文書管理と情報公開制度の適正な運用を行い、市政の透明性を確保します。

--- チャレンジプロジェクト ---

- ◆ 民間による新たなビジネスやサービスの創出を目指して、行政情報を二次利用可能なオープンデータとして提供します。

（基本政策）

将来像を実現する財政運営、財産管理、財源確保の推進

- ◆ 財源の確保や規律ある財政運営を行い、時代の変化に適応できる財政構造への転換を進めます。
- ◆ 選択と集中による予算の重点配分と将来への投資を行います。
- ◆ ファシリティマネジメントの考え方に基づき、資産の総合的・総括的な管理を推進し、広域的な利用など、柔軟に資産を活用します。
- ◆ 施設の長寿命化を行うとともに、保有財産の売却などにより、新たな財源を確保します。
- ◆ 公共建築物の省エネルギー化とユニバーサルデザイン化、再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ◆ システムによる管理を進めて、劣化状況に応じた公共建築物の適切な修繕を行います。
- ◆ 電子入札により、事務の効率化を図り、同時期の複数入札を可能にして、競争性を高めます。

--- チャレンジプロジェクト ---

- ◆ 企業などとの新たな連携により、資金、資産、ノウハウを活用した施設整備や公共サービスの提供を推進します。
- ◆ 国・県・市町村間の税関連情報の共有と申告・申請の電子化により、効率的な課税・収納事務を行います。

◆ 政策体系

－ 政策体系について －

分野を構成するすべての政策を掲載しています。

政策は、「政策の柱(分野の 10 年後の姿（理想の状態）)」－「基本政策（部局レベルの政策）」－「政策（課レベルの政策)」のつながりとなっています。

① 産業経済

（政策の柱）
- ◆ 輸送用機器関連産業に次ぐ新たなリーディング産業が集積し、持続可能な地域経済が確立している。
- ◆ 来訪者が浜松の魅力とおもてなしを実感し、リピーターが増えている。
- ◆ 多様な担い手による付加価値の高い農林水産業が行われている。

基本政策	政策
世界の一歩先を行く産業・サービスの創造	➢ 新産業の創出と既存産業の高度化による活力ある地域経済の実現 ➢ 海外需要を取り込み、国内事業の活性化を図るため中小企業の海外展開を促進 ➢ 企業誘致の推進による産業集積の促進 ➢ 新規創業や新事業展開の促進 ➢ 魅力ある都心づくりと商業振興 ➢ 観光・コンベンションの振興による地域経済の活性化 ➢ だれもが働きやすい労働・雇用環境の整備
作業から経営に！ 変革を遂げる農林水産業	➢ 農業参入機会の創出による担い手の確保 ➢ ICT を活用した魅力あふれる農業への変革 ➢ 生産基盤の安定による農業振興 ➢ 産業と市民活動による担い手の確保 ➢ 適切な伐採と流通の活性化 ➢ 森林管理を通じた環境対応社会への貢献 ➢ 適切な資源管理による水産業の振興 ➢ 漁港などの基盤整備による水産業の振興 ➢ 地元水産物の消費の活性化 ➢ 卸売市場の活性化による市民の食生活の安定
―	➢ 優良農地の確保と農業生産力の向上

② 子育て・教育

（政策の柱)
- ◆ 子どもたちの成長を第一に考えた地域社会のサポートにより、仕事と子育てが両立できる環境が整っている。
- ◆ すべての子どもたちは、互いの個性を認め合い、夢と希望を持って学び、生きる力を身に付けている。

基本政策	政策
子どもの育ちを支え、若者の自立を応援するまちづくり	➢ 妊娠・出産を応援するための環境づくり ➢ 子どもが健やかに育つ環境づくり ➢ 幼児教育・保育施策の推進と施設の管理運営 ➢ 子どもとその家庭に対する相談援助 ➢ 若者の自立を促す環境づくりの推進
市民協働による未来創造へのひとづくり	➢ 夢と希望を持ち続ける子どもの育成 ➢ これからの社会を生き抜くための資質や能力の育成 ➢ 自分らしさを大切にする子どもの育成 ➢ 園・学校や教師の力の向上 ➢ 家庭や地域の力を生かした取り組みの推進 ➢ 一人一人の可能性を引き出し、伸ばす取り組みの実践 ➢ 子どもの生活や学びを支える教育環境づくり

③ 安全・安心・快適

（政策の柱）
- ◆ 災害、犯罪、事故などの危険から、自分の命と財産を自分で守る意識を身に付けている。
- ◆ 居住エリアの集約化などが進み、コンパクトなまちづくりが進んでいる。

基本政策	政策
みんなの力で自然災害から生き残る	➢ みんなの力で自然災害から生き残る
安全で安心して暮らせる持続可能な地域社会づくり	➢ 地域防犯の向上 ➢ 市民安全の確保 ➢ 安全・安心な消費生活の推進 ➢ 消費者教育の推進 ➢ 戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等窓口事務の適切な執行 ➢ 斎場・墓園・墓地の整備推進
市民が集う活力ある都市づくり	➢ 集約都市づくりの推進 ➢ 開発と保全が調和する土地利用の推進 ➢ はままつ流の多様なくらしに対応した「安全・安心・快適」な交通を目指して ➢ 安全・安心な市街地の形成 ➢ 都心の都市機能の強化 ➢ 安全・安心な居住環境への誘導 ➢ 市営住宅の既存ストックの活用 ➢ 緑化推進・緑地保全 ➢ 都市公園・緑地の整備 ➢ 動物園の再生
安全な生活基盤づくり	➢ 効率的な道路・河川管理 ➢ 快適な道路・川づくり ➢ 交通安全対策 ➢ 防災体制の強化
いつでも、どこでも迅速的確に対応する消防・救急体制づくり	➢ 消防施設の最適化、人材育成の充実 ➢ 消防団の防災体制の充実 ➢ 火災予防体制の充実、火災による被害の軽減 ➢ 通信・指令体制、救急体制、航空消防体制、消火・救助体制の充実強化
安全な水と快適な生活、社会環境を水循環で支える上下水道	➢ 安全な水を確実に届け続ける浜松の水道 ➢ 未来へつなぐ快適な都市の暮らしを強固に支え続ける浜松の下水道

④ 環境･エネルギー

（政策の柱）
- ◆ ごみの減量や資源化、自然環境の保全に取り組み、環境負荷の少ないライフスタイルが定着している。
- ◆ 再生可能エネルギー等が広く導入されるとともに、建物などのエネルギーの最適利用が進み、エネルギー自給率が高まっている。

基本政策	政策
環境と共生した持続可能な社会の実現	➢ 環境に配慮したくらしの定着と自然と共生するまちづくり ➢ 豊かで安全・健康で快適な環境づくり ➢ 環境に配慮した資源循環型社会の構築 ➢ 安全・安心で安定したごみ・し尿等の処理 ➢ 不法投棄対策の推進
再生可能エネルギー等の導入と省エネルギーの推進によるエネルギー自給率の向上	➢ 再生可能エネルギー等の導入 ➢ 省エネルギーの推進 ➢ エネルギー関連ビジネスの創出

⑤ 健康・福祉

（政策の柱）
- ◆ 地域での支え合いの仕組みづくりが進んでいる。
- ◆ 病気の発症や重症化を予防することにより、健康寿命が延びている。

基本政策	政策
人々の「つながり」をつくる社会の実現	➢ 超高齢社会への対応 ➢ すべての人が安心していきいきと暮らすことのできる地域福祉の推進 ➢ 適正な生活保護扶助費の給付 ➢ 超高齢社会における介護保険事業の健全で安定した運営 ➢ 国民健康保険事業の健全で安定した運営 ➢ 障がいのある人のライフステージに応じた支援の推進
人々の「心身の健康と生活」を守る医療の充実	➢ 生涯にわたる健康づくり ➢ 安全・安心な医療の提供 ➢ 地域医療・地域包括ケアの推進 ➢ こころの健康づくりの推進 ➢ 地域医療に貢献できる有能な医療スタッフの育成 ➢ 保健予防と食の安全対策の推進

⑥ 文化・生涯学習

（政策の柱）
- ◆ 音楽などの芸術をきっかけとして新たな文化や産業が創出されている。
- ◆ 多様な歴史・文化による豊かさやスポーツによる喜びを市民が実感している。

基本政策	政策
感動のある生活、歴史・文化・スポーツによる豊かさの創造	➢ 新しい価値が生まれる創造都市の実現 ➢ 生涯スポーツを楽しむ機会の拡大 ➢ 生涯学習を享受できる機会の充実 ➢ 地域の文化遺産の継承 ➢ 地域の文化遺産の保全・活用 ➢ 芸術・文化の拠点の創造と発信 ➢ 美術館の魅力の創出 ➢ 知の拠点としての図書館機能の拡大

⑦ 地方自治・都市経営

（政策の柱）
- ◆ 協働に関わる多様な主体が連携し、協働による質の高い市民サービスが提供されている。
- ◆ 公共インフラの整備・維持・管理に民間活力の導入が進んでいる。

基本政策	政策
市民と共に未来をつかむ都市経営	➢ 秘書・表彰業務の推進 ➢ 「浜松市未来ビジョン」の実現に向けた総合計画の推進 ➢ 基礎自治体としての自立 ➢ 創造都市の推進 ➢ 戦略拠点の連携強化 ➢ 持続可能な都市経営の推進 ➢ 市民主体のまちづくりを支える広聴広報の好循環 ➢ 世界を含めた都市間競争を勝ち抜くシティプロモーションの展開 ➢ 世界とのつながりと多様性を生かした都市の活性化 ➢ 行政サービスが誰でもどこでもいつでも受けられる電子自治体の推進
だれもがいきいきと暮らせる市民主体の地域社会の実現	➢ 市民一人ひとりが活躍する市民協働の推進 ➢ "まち"と"むら"をつないで実現する中山間地域の振興 ➢ 自由な選択の実行が保障されたユニバーサル社会の実現 ➢ 一人ひとりが自己実現できる男女共同参画の推進
人的・制度的運用の推進による都市経営の基盤づくり	➢ 適正な組織体制と定員管理 ➢ 職員の育成 ➢ 政策法務の推進 ➢ 職員の健康管理と職場環境の安全管理 ➢ 行政情報の提供・公開
将来像を実現する財政運営、財産管理、財源確保の推進	➢ 将来を見据えた持続可能な財政運営の維持 ➢ ファシリティマネジメントの推進 ➢ 安全・安心で利用しやすい公共建築物の提供 ➢ 工事・物品の適正な契約 ➢ 技術職員の技術力向上 ➢ 公平公正・効率的な課税と収納
―	➢ 会計管理運営業務の推進 ➢ 公正かつ適正な選挙の実施 ➢ 適正かつ公平中立な人事行政運営の推進 ➢ 行財政運営に対する監査・指導の推進

浜松市

浜松市未来ビジョン
第１次推進プラン

発行：浜松市
編集：浜松市企画調整部企画課

◆ 計画体系図

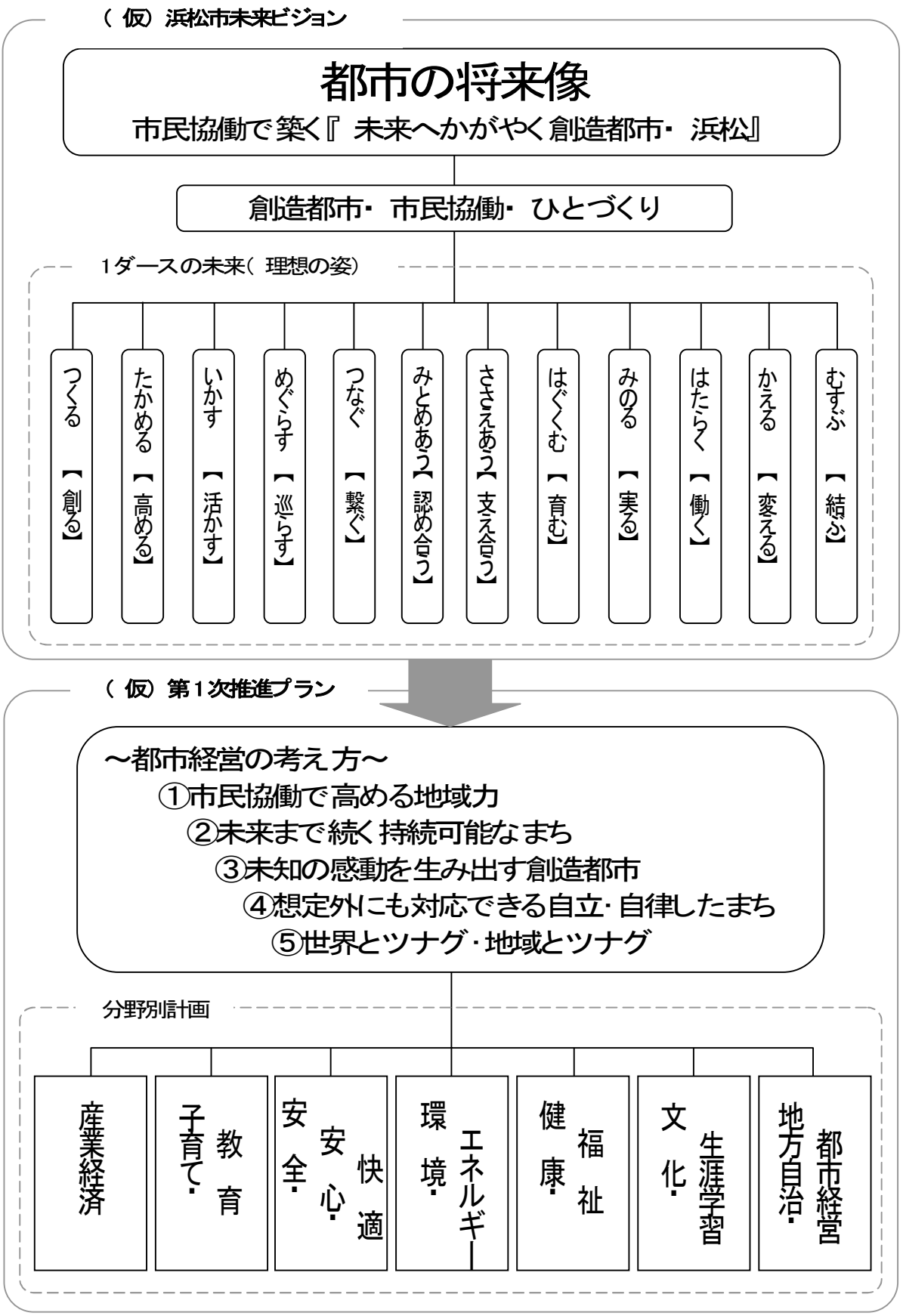
（仮）浜松市未来ビジョン
都市の将来像
市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』
創造都市・市民協働・ひとづくり
1ダースの未来（理想の姿）
つくる【創る】
たかめる【高める】
いかす【活かす】
めぐらす【巡らす】
つなぐ【繋ぐ】
みとめあう【認め合う】
ささえあう【支え合う】
はぐくむ【育む】
みのる【実る】
はたらく【働く】
かえる【変える】
むすぶ【結ぶ】
（仮）第1次推進プラン
～都市経営の考え方～
①市民協働で高める地域力
②未来まで続く持続可能なまち
③未知の感動を生み出す創造都市
④想定外にも対応できる自立・自律したまち
⑤世界とツナグ・地域とツナグ
分野別計画
産業経済
教育・子育て
快適・安心・安全
エネルギー・環境
福祉・健康
生涯学習・文化
都市経営・地方自治

資料6

未来ビジョンのイメージ図

球体は、都市の将来像

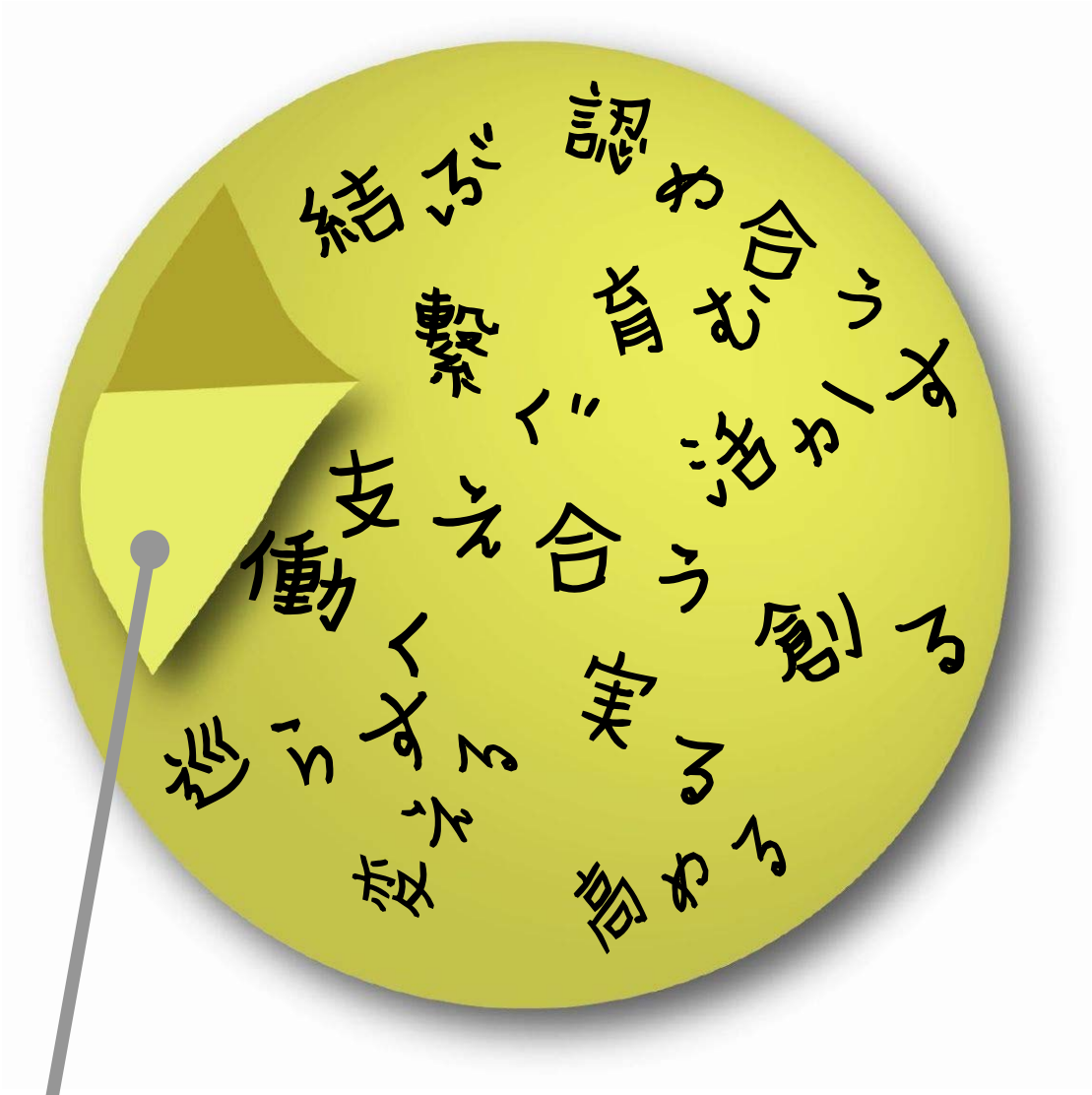

球体を包む膜が、「創造都市・市民協働・ひとづくり」

球体の中に1ダースの未来が溶け込んでいる。
球体をのぞき込むと、見る角度により
「支え合う」「実る」などが見える。

資料３

第９号様式

区　協　議　会

<table>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="5">□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項</td></tr>
<tr><td>件　　名</td><td colspan="5">子ども・子育て支援新制度の説明について</td></tr>
<tr><td>事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="5">すべての家庭が安心して子育てができ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成２７年４月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定です。
新制度の実施において、当市では事業計画を策定し、それに基づき実施していくことになります。今回、各区協議会を回って、新制度の概要について説明するとともに、各委員より意見をいただきます。</td></tr>
<tr><td>対象の区協議会</td><td colspan="5">全ての区協議会</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">【主な説明内容】
・子育てをめぐる浜松市の現状と課題
・支給認定のしくみ
・入園申込み、支給認定申請
・利用者負担（利用料）
・子ども・子育て支援の充実など

【新制度における市の取組体制】
こども家庭部：（次世代育成課、子育て支援課、保育課、児童相談所）
学校教育部　：（教育総務課、指導課）
健康福祉部　：（健康増進課）
その他関係課</td></tr>
<tr><td>備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>次世代育成課</td><td>担当者</td><td>安間</td><td>電話</td><td>457－2794</td></tr>
</table>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

子ども・子育て支援新制度

生き生きとした笑顔が輝く子どもの育ちを目指して
“子育てがしやすく楽しいと感じられるまち浜松”

もくじ

１	子ども・子育て支援新制度の概要	・・・・・・	１ページ
２	幼児期の教育・保育の一体的提供	・・・・・・	３ページ
３	支給認定のしくみ	・・・・・・	５ページ
４	入園申込み、支給認定申請	・・・・・・	６ページ
５	保育の必要性の認定	・・・・・・	９ページ
６	利用者負担（利用料）	・・・・・・	９ページ
７	子ども・子育て支援の充実	・・・・・・	11 ページ
８	（仮称）浜松市子ども・若者支援プラン	・・・・・・	13ページ
９	問い合わせと申込み	・・・・・・	14ページ
10	施設一覧	・・・・・・	15ページ

【市民説明会スケジュール】
７月２０日（日）地域情報センターホール
７月２７日（日）南区役所大会議室
８月　３日（日）浜北文化センター大会議室
13：30～15：00

浜 松 市

1 子ども・子育て支援新制度の概要

すべての家庭が安心して子育てができ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成２７年４月から「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」）がスタートする予定です。

新制度は、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度です。

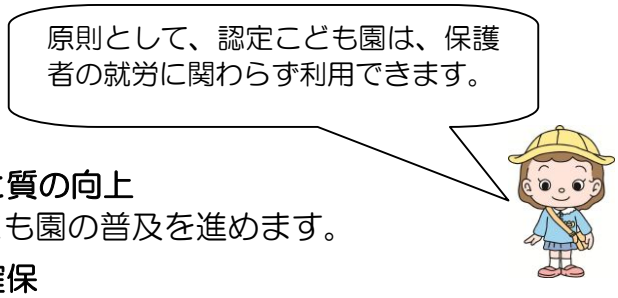

(1)新制度の取組とメリット

ア　幼児期の学校教育・保育の一体的な提供と質の向上

幼稚園と保育所の良さを併せ持つ認定こども園の普及を進めます。

イ　待機児童解消に向けた保育の量的拡大・確保

・認定こども園、保育所を計画的に整備して、保育の受入人数を増やします。

・少人数単位で０歳～2 歳児を預かる事業として、地域型保育事業（詳細は４ページ）を実施します。

ウ　地域の子ども・子育て支援の充実

すべての子育て家庭を支援するため、気軽に親子が交流し、子育て相談ができる子育て支援ひろばの充実や、放課後児童会の受入対象の拡大（6 年生まで）等、地域の子育て支援をさらに充実させます。

(2)根拠となる法律

平成 24 年８月に子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て関連３法が制定されました。

ア　子ども・子育て支援法

イ　認定こども園法の一部改正法

ウ　子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(3)子育てをめぐる浜松市の現状と課題

ア　少子化（グラフ 1、2）

浜松市では、年々生まれてくる子どもの数が減ってきています。また、合計特殊出生率も 1．47（平成 24 年度）と低く、今後さらに子どもの数は減ると予想されます。

イ　晩婚化

結婚をする年齢が男女とも高くなってきています。さらに、初産年齢も高くなっていて、少子化の原因になっています。

ウ　保育所における待機児童問題（グラフ３）

共働き世帯の増加に伴い保育所に入りたくても入れない待機児童が増加しています。

エ　核家族化、地域における人間関係の希薄化

産業構造の変化等により、核家族化が進行しています。また、地域における人間関係が希薄化しています。

グラフ１　出生数の推移

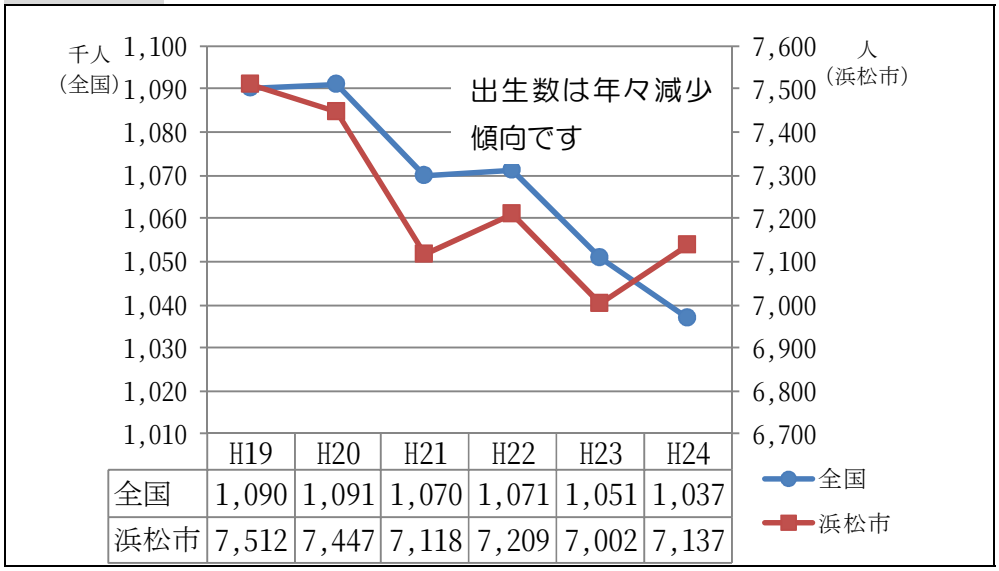

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
全国	1,090	1,091	1,070	1,071	1,051	1,037
浜松市	7,512	7,447	7,118	7,209	7,002	7,137

（全国：人口動態統計、市：浜松市保健衛生年報）

グラフ２　合計特殊出生率の推移

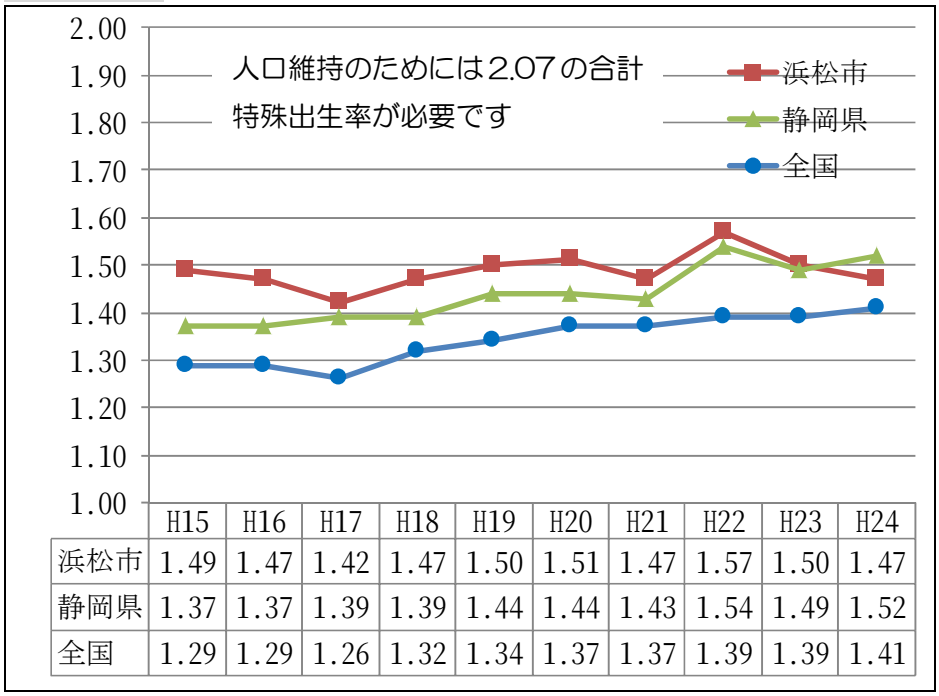

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
浜松市	1.49	1.47	1.42	1.47	1.50	1.51	1.47	1.57	1.50	1.47
静岡県	1.37	1.37	1.39	1.39	1.44	1.44	1.43	1.54	1.49	1.52
全国	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

（浜松市保健衛生年報）

合計特殊出生率は、15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標です。一人の女性が平均して一生の間に何人出産するかを表します。

グラフ３　保育所の待機児童数　（単位：人）

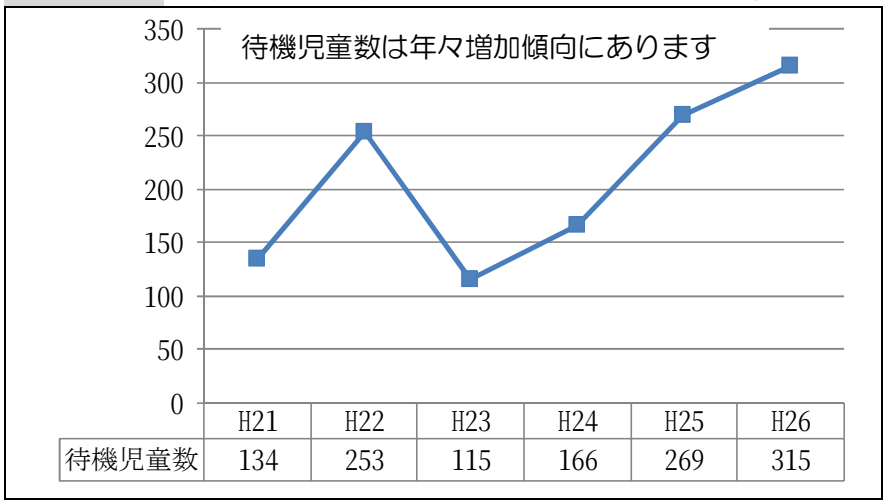

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
待機児童数	134	253	115	166	269	315

（各年４月１日現在・浜松市こども家庭部保育課調べ）

保育所の待機児童とは、調査日において、入所申込をしていて、入所要件に該当しているけれど、入所できなかった児童のことを言います。

2 幼児期の教育・保育の一体的提供

小学校就学前の施設として、これまで幼稚園と保育所が多く利用されてきましたが、新制度では、両方の良さを併せ持つ「認定こども園」を普及していきます。

(1)新制度移行のイメージ

現在
認定こども園
幼稚園
保育所

➡

平成 27 年度から	
新制度の認定こども園	支給認定を受けて入園・入所※
新制度の幼稚園	
新制度の保育所	
従来どおりの幼稚園	

※支給認定については５ページで詳しく説明します。

下線部分が新制度による変更点です。

(2)各施設の特徴

区分		対象年齢	内容	教育・保育時間	利用する保護者の条件	給食	利用者負担※
認定こども園	幼稚園機能を利用	０歳から小学校就学前まで（満３歳からの場合もあり）	教育	４時間が標準	支給認定が必要	特に決まりはない	保護者の所得に応じた応能負担
	保育所機能を利用		保育（養護と教育）	８時間が原則（開所時間は 11 時間）		あり	
幼稚園	新制度へ移行する幼稚園	満３歳から小学校就学前まで	教育	４時間が標準	支給認定が必要	特に決まりはない	保護者の所得に応じた応能負担
	従来どおりの幼稚園				支給認定は不要		園が定める金額
保育所		０歳から小学校就学前まで	保育（養護と教育）	８時間が原則（開所時間は 11 時間）	支給認定が必要	あり	保護者の所得に応じた応能負担

※利用者負担については、９ページでさらに説明します。

(3) 各施設利用のイメージ

ア　保育利用（認定こども園の保育所機能、保育所を利用）のイメージ

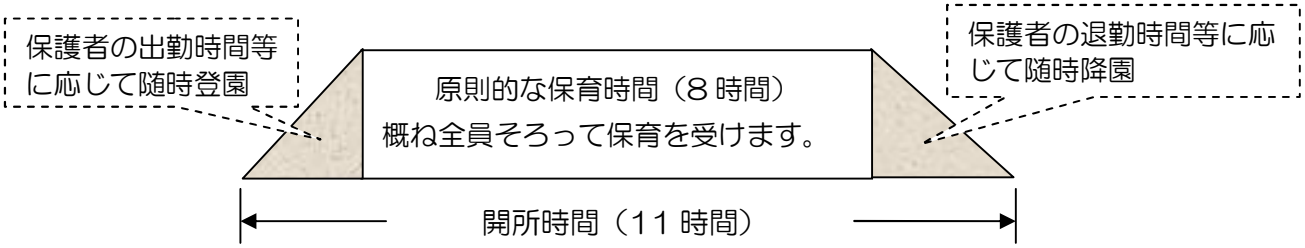

開所時間は園が決定します。

イ　認定こども園利用のイメージ（時間外保育事業や一時預かり事業を除くイメージです）

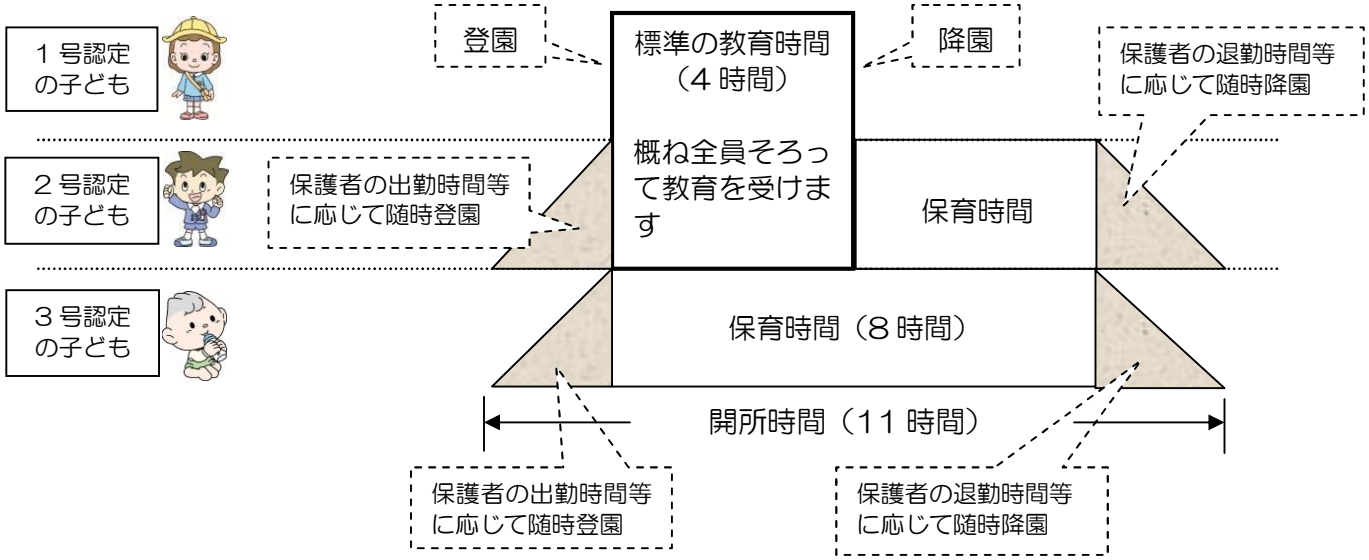

(4) 認定こども園の種類

認定こども園は 4 つの種類があります。

認定こども園の種類	幼保連携型
	幼稚園型
	保育所型
	地方裁量型

浜松市には現在、認定こども園が3園あります。
（詳しくは 15 ページ）

(5) 地域型保育事業の種類

新制度では、認定こども園や保育所といった施設より少人数の単位で、0 歳～2 歳児を対象とした地域型保育事業を実施することで、きめ細かく、多様な保育の場を提供します。

区分	定員等	場所
家庭的保育	5 人以下	保育者の居宅等
小規模保育	6 人以上～19 人以下	貸店舗等多様なスペース
事業所内保育	数人～数十人程度	事業所等
居宅訪問型保育	1 対 1 が基本	利用する保護者・子どもの居宅

3 支給認定のしくみ

(1)支給認定について

新制度では、保護者が認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業のうち、どの施設を利用するか選択し、利用をするために支給認定の申請をしていただく必要があります。

支給認定区分は次の３つです。

幼稚園でも支給認定を受ける必要があります。

※従来どおりの幼稚園に通う場合は不要です。

１号認定

教育標準時間認定

お子さんが満３歳以上

認定こども園（幼稚園機能）又は幼稚園を希望する場合

２号認定

満３歳以上・保育認定

お子さんが満３歳以上

就労等の「保育が必要な事由」に該当

認定こども園（保育所機能）又は保育所の利用を希望する場合

３号認定

満３歳未満・保育認定

お子さんが満３歳未満

就労等の「保育が必要な事由」に該当

認定こども園（保育所機能）、保育所又は地域型保育事業のいずれかの利用を希望する場合

２号認定と３号認定は、それぞれ**保育標準時間**（11 時間）と**保育短時間**（8 時間）の２種類があります。
保育標準時間はフルタイムの就労を、保育短時間はパートタイムの就労を想定しています。

(2)保育が必要な事由

上記の２号認定や３号認定を受けるには、次のいずれかに該当することが必要です。

就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期間入院等している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待や DV のおそれがあること、育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること、その他上記に類すると市が認める場合

4 入園申込み、支給認定申請

（1）利用スケジュール

支給認定の申請や入園申込み等の利用スケジュール（４月入園を想定したイメージ）です。ただし、今後変更となる場合がありますのでご了承ください。

月	保護者	認定こども園、幼稚園 保育所、地域型保育事業	区役所	
９				
１０	・幼稚園等入園申込み	・申込受付		１号
	・内定書受領	・入園の内定		
	・支給認定申請	（経由）	・支給認定申請受理	
１１	・認定証受領		・支給認定、認定証交付	
	・支給認定申請 保育所等入所申込み		・支給認定申請受理 入所申込受付	２号 ３号
１２	・認定証受領		・支給認定、認定証交付	
１	・面接通知、保留通知受領		・面接通知、保留通知	
２	・面接	・入所児童決定報告		
		・利用者負担通知受領	・４、５月分の利用者負担を通知	
３	・入所承諾及び 利用者負担通知受領	・入所承諾及び利用者負担通知 （認定こども園、私立幼稚園、地域型保育事業）	・入所承諾及び利用者負担通知 （保育所、市立幼稚園）	
４	・入園等利用開始			
５				
６				
７			・６月～翌年３月分の利用者負担を通知	
	・利用者負担通知受領			
		・利用者負担通知受領		
８				

・入園・入所申込や認定申請は、10 月・11 月だけでなく、随時受付をします。
・保育の必要性のある児童（2 号認定、3 号認定）が認定こども園へ入園する場合、保育所と同様に区役所で認定申請を受付けます。
・在園児の支給認定申請については、園を通じてお知らせします。

(2)利用手続きのイメージ

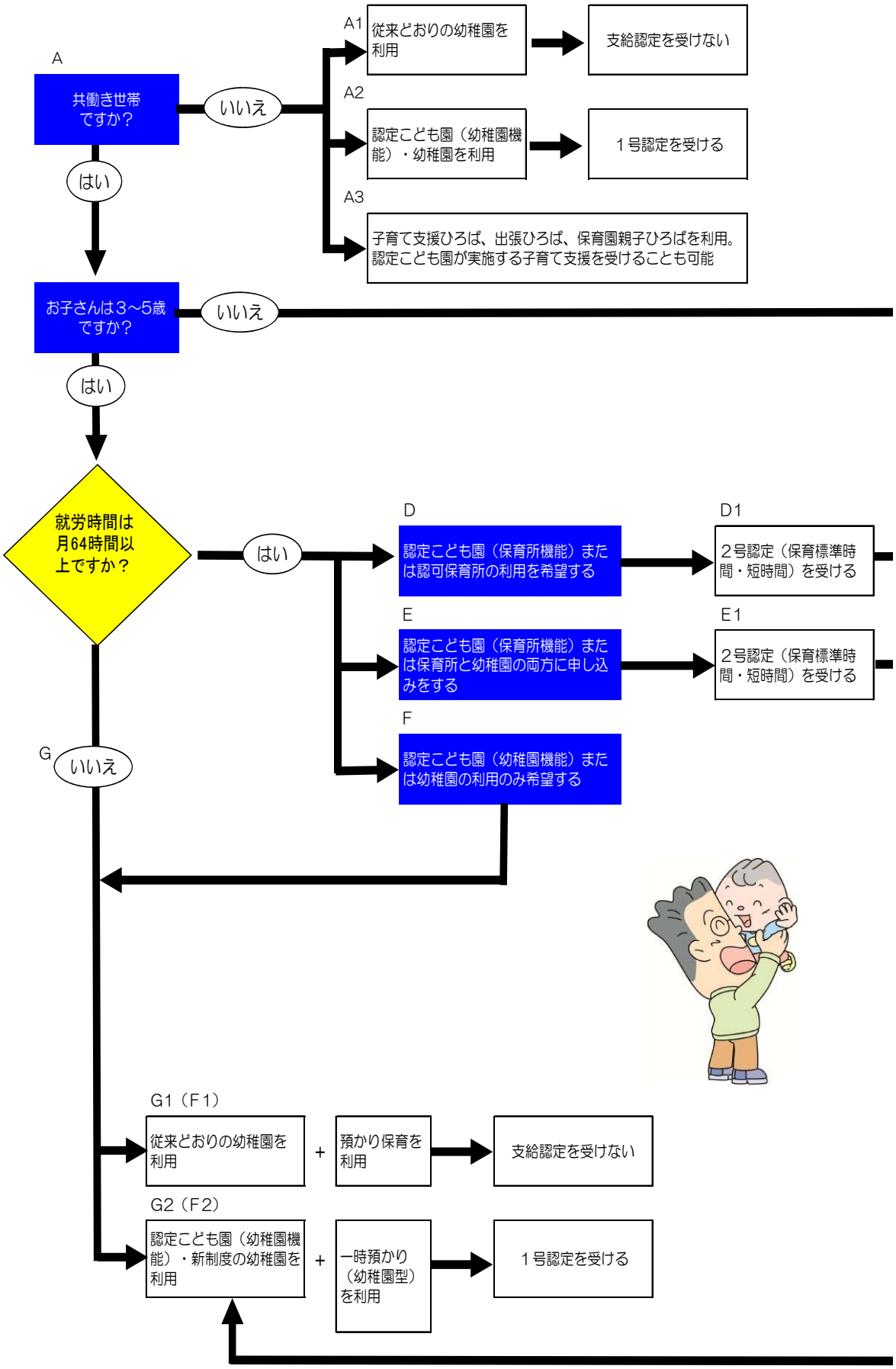

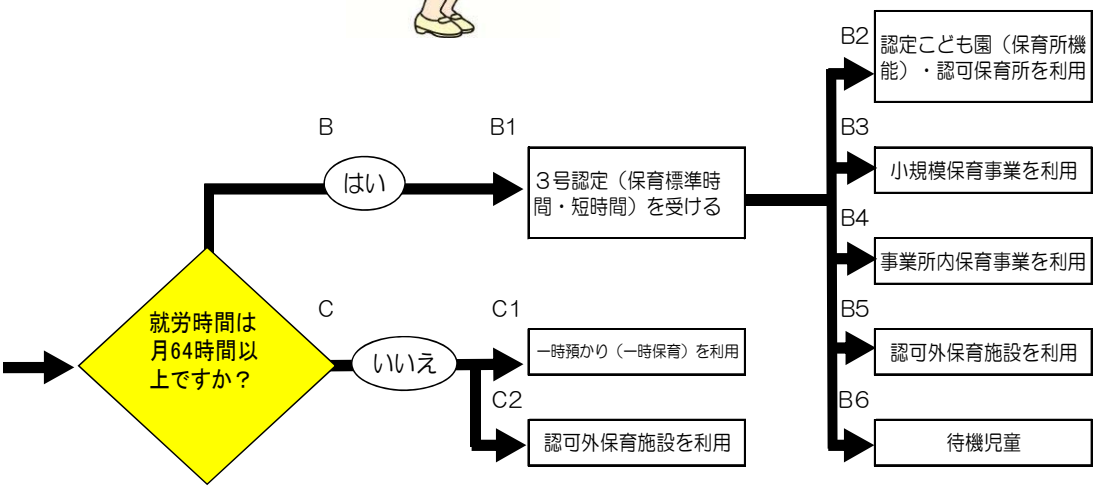
就労時間は月64時間以上ですか？
B
はい
B1
3号認定（保育標準時間・短時間）を受ける
B2
認定こども園（保育所機能）・認可保育所を利用
B3
小規模保育事業を利用
B4
事業所内保育事業を利用
B5
認可外保育施設を利用
B6
待機児童
C
いいえ
C1
一時預かり（一時保育）を利用
C2
認可外保育施設を利用

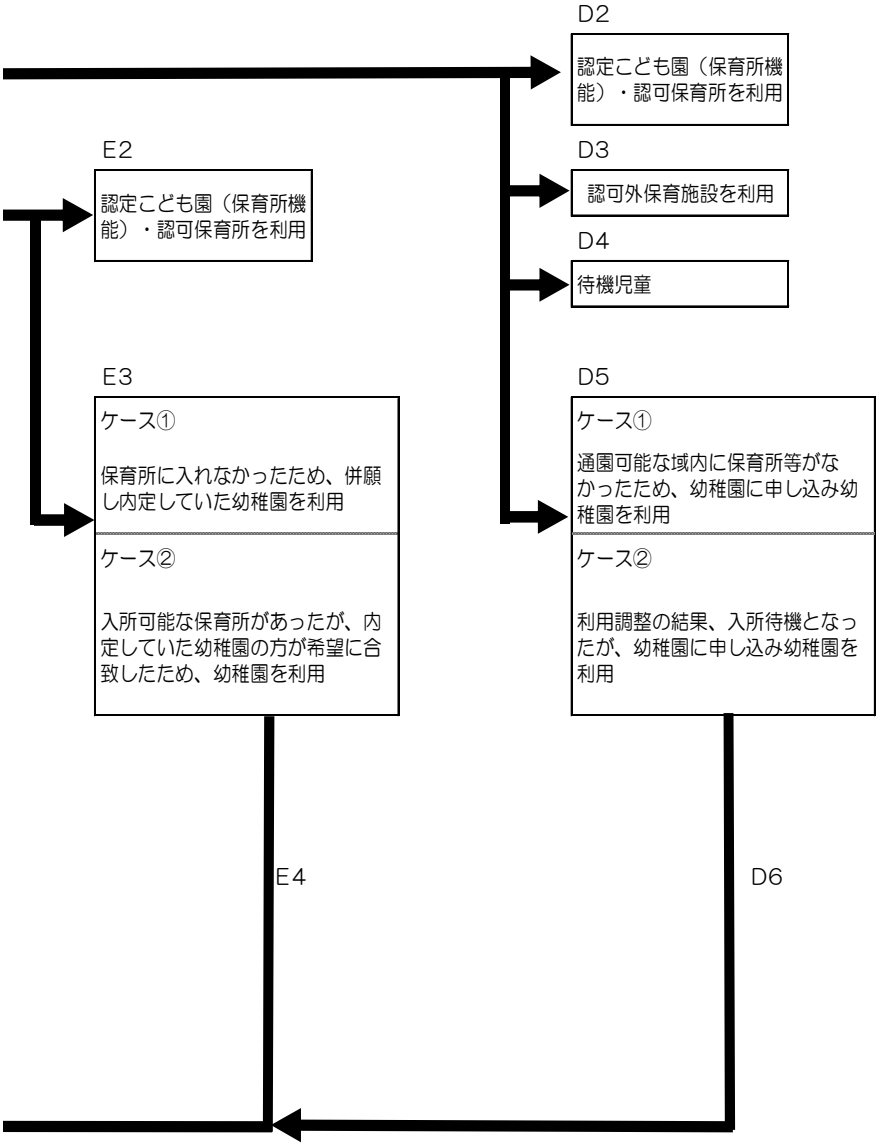
D2
認定こども園（保育所機能）・認可保育所を利用
D3
認可外保育施設を利用
D4
待機児童
E2
認定こども園（保育所機能）・認可保育所を利用
E3
ケース①
保育所に入れなかったため、併願し内定していた幼稚園を利用
ケース②
入所可能な保育所があったが、内定していた幼稚園の方が希望に合致したため、幼稚園を利用
D5
ケース①
通園可能な域内に保育所等がなかったため、幼稚園に申し込み幼稚園を利用
ケース②
利用調整の結果、入所待機となったが、幼稚園に申し込み幼稚園を利用
E4
D6

5 保育の必要性の認定

保育の必要性の認定・指数（優先順位）の基本的な考え方のイメージは次のとおりです。

①事由		②区分（保育必要量）		③優先利用
就労	×	保育標準時間	×	ひとり親家庭
妊娠・出産		保育短時間		生活保護世帯
保護者の疾病・障害				生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
同居親族等の介護・看護				虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
災害復旧				子どもが障害を有する場合
求職活動				育児休業明け
就学				兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
虐待やDVのおそれがあること				小規模保育事業等の卒園児童
育児休業取得中に、既に保育を利用していること				その他市町村が定める事由
その他市町村が定める事由				

6 利用者負担（利用料）

新制度における利用者負担については、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が定める基準を上限※として、浜松市が定めることとなっています。

現在、利用者負担はまだ決まっていませんが、決まり次第、広報はままつ等でお知らせします。

※国が定める上限金額は下記のとおりです。

１号認定　教育標準時間認定を受けた子どもの利用者負担のイメージ（月額）

階層区分	利用者負担
①生活保護世帯	０円
②市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯含む）	9,100 円
③市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	16,100 円
④市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	20,500 円
⑤市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	25,700 円

なお、従来どおりの幼稚園は、園が定めた金額となります。

幼稚園の利用者負担は、所得に応じた応能負担になります。

２号認定　保育認定を受けた子ども（満３歳以上）の利用者負担のイメージ（月額）

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	０円	０円
②市町村民税非課税世帯	6,000 円	6,000 円
③市町村民税課税世帯 （所得税非課税世帯）※	16,500 円	16,300 円
④市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	27,000 円	26,600 円
⑤市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	41,500 円	40,900 円
⑥市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	58,000 円	57,100 円
⑦市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	77,000 円	75,800 円
⑧市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	101,000 円	99,400 円

※今後変更の可能性があります。

階層区分は、従来の所得税から、市町村民税所得割課税額に基づき決定されます。

３号認定　保育認定を受けた子ども（満３歳未満）の利用者負担のイメージ（月額）

階層区分	利用者負担	
	保育標準時間	保育短時間
①生活保護世帯	０円	０円
②市町村民税非課税世帯	9,000 円	9,000 円
③市町村民税課税世帯 （所得税非課税世帯）※	19,500 円	19,300 円
④市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	30,000 円	29,600 円
⑤市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	44,500 円	43,900 円
⑥市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	61,000 円	60,100 円
⑦市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	80,000 円	78,800 円
⑧市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	104,000 円	102,400 円

※今後変更の可能性があります。

なお、多子世帯における保護者の負担軽減についても、現在検討中です。

1 子ども・子育て支援の充実

No.	事業名	主な内容
1	利用者支援事業	認定こども園・保育所・幼稚園等に関する情報提供や相談等を受付けます。また、子育て支援ひろばや一時預かり等の利用についての情報提供も行います。 浜松市では、平成 26 年度から利用者支援事業として「保育サービス相談員」を各区役所社会福祉課に配置し、実施しています。
2	時間外保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴い、原則的な保育時間を超えて、保育所等で保育を行う事業です。 なお、この事業は、現在行われている延長保育事業等に該当します。
3	放課後児童健全育成事業 下線部分が新制度による変更点です。 	就労等により昼間に保護者がいない小学生児童を対象として、放課後や長期休業期間等に小学校の余裕教室等を活用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。現在、<u>おおむね３年生までの受入対象を６年生へ拡大します。</u> 現在、浜松市には１１４か所の放課後児童会があります。
4	子育て短期支援事業	保護者の病気や出産等の理由により、一時的に家庭で養育ができない子どもを、市が契約する施設に短期間入所させて必要な養育を行う事業です。 現在、浜松市では児童養護施設等７か所で受け入れをしており、平成 25 年度は 11 名（延べ 124 日）の利用がありました。
5	乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、保健指導、子育て支援に関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行う事業です。 平成 25 年度は、保健師又は助産師が 7,017 人の対象者を訪問しました。

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援します。
地域の子育て支援として、№1～№11 の事業に重点的に取り組みます。

№.	事業名	主な内容
6	養育支援訪問事業	育児不安や孤立、不適切な養育環境等の理由により養育上の支援が必要と判断された家庭を、保育士・看護師・助産師等が訪問し、養育に関する相談や支援を行う事業です。 平成２５年度は、383 回の訪問を実施しました。
7	地域子育て支援拠点事業	子育て親子が気軽に集うことができる子育て支援拠点を身近な地域に設置し、子育ての不安感の解消や親同士・子ども同士の仲間づくり等、子どもの健やかな育ちを促進する事業です。 現在、子育て支援ひろば 19 か所、こども館１か所、児童館４か所等、市内各地で拠点事業を実施しています。 平成 25 年度は、延べ約２２万人の利用がありました。
8	一時預かり事業	（1）一般型 保護者の急病や用事等で、子どもを保育できない場合、保育所等で一時的に預かり、保育します。 （2）幼稚園型 幼稚園の通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、在園児の希望者を対象に預かり保育を行う事業です。
9	病児保育事業	子どもが病気又は病気の回復期の時、保護者が就労等により家庭での保育が困難な場合に、診療所・保育所に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に子どもを保育します。 現在、浜松市には病児・病後児保育施設が２か所、病後児保育施設が２か所あります。
10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	子どもの預かり等の援助を受けたい人と行いたい人が会員登録する互助組織で、事務局が援助活動のマッチングを行うことで、市民による子育ての相互援助活動を支援する事業です。 現在、浜松市では約 1,700 名が会員登録し、年間約１万件を超える援助活動が行われています。
11	妊婦健康診査事業	安心・安全な分娩と健康な子どもの出産のため、妊婦に対し妊婦健診 14 回及び妊婦健診と合わせ、超音波検査 4 回、血液検査 1 回の健康診査を行う事業です。

8 （仮称）浜松市子ども・若者支援プラン

浜松市では、子ども・子育て及び若者支援に関する各種事業や子ども・子育て支援新制度の円滑な実施を図るため、「（仮称）浜松市子ども・若者支援プラン」の策定を進めています。

このプランは、子ども・子育て及び若者をめぐる様々な状況の変化や制度改正等を踏まえ、目指すべき取組みや目標を設定し、総合的に子ども・子育て及び若者支援を推進していく計画です。

浜松市は、平成 27 年度からの５年間、このプランに基づき各種事業を進めていきます。

【計画の体系】

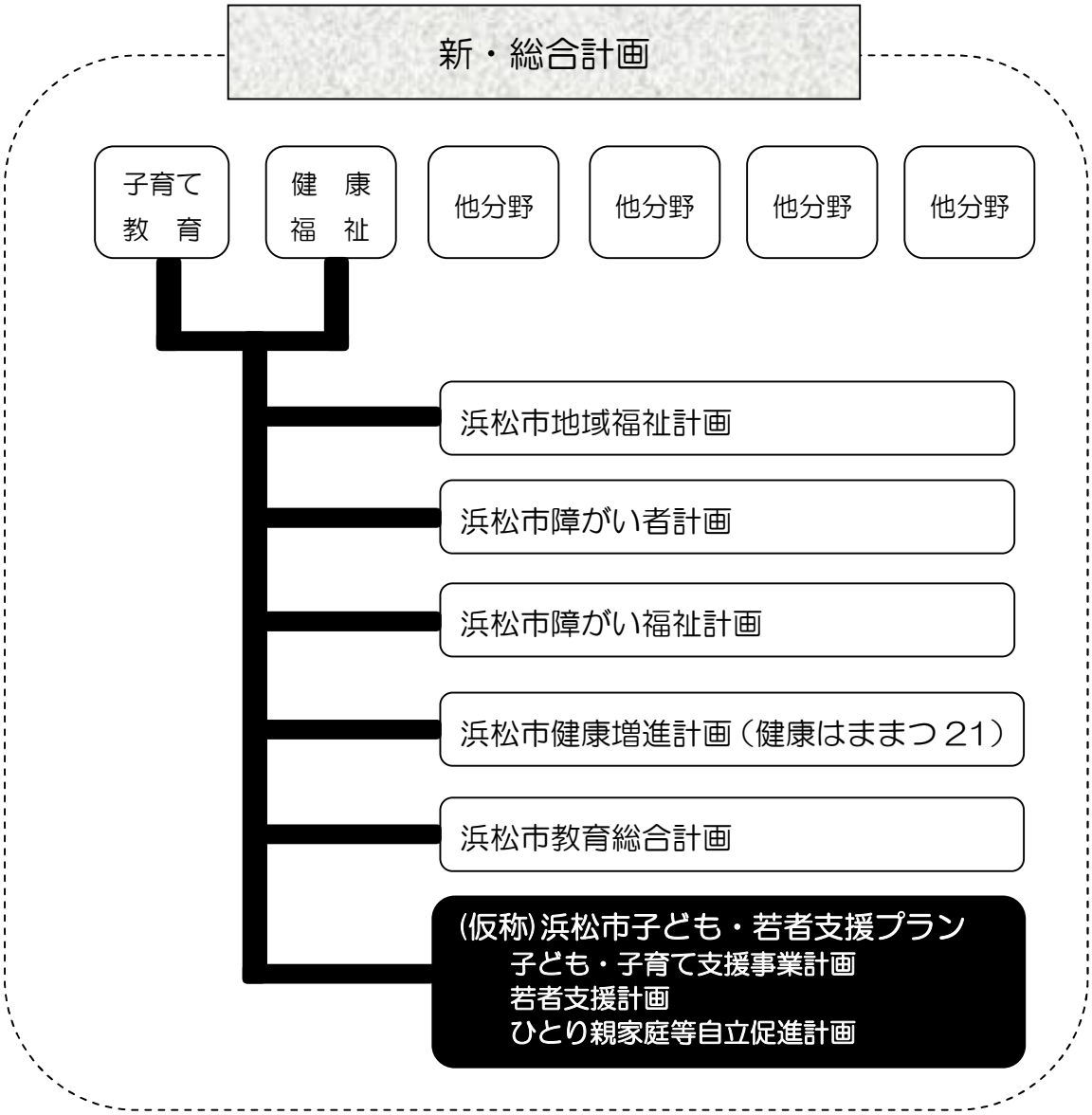

9 問い合わせと申込み

(1) 子ども・子育て支援新制度全般に関する問い合わせ

問い合わせ先 （子ども・子育て支援新制度専用ダイヤル）	連絡先
保育課	457-2117

(2) 支給認定に関する問い合わせや認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業の入園・利用申込み

新制度では、どの施設や地域型保育事業を利用するかによって問い合わせや申込みが異なります。

ア

認定こども園（幼稚園機能）、新制度の幼稚園をご利用の方

各園に問い合わせ・申込みください。

イ

認定こども園（保育所機能）、保育所、地域型保育事業をご利用の方

７月から９月までは下記に問い合わせください。

問い合わせ先	連絡先
保育課	457-2117、457-2118

10 月以降は下記に問い合わせください。

問い合わせ・申込み		連絡先
中区	社会福祉課	457-2038
東区	社会福祉課	424-0175
西区	社会福祉課	597-1157
南区	社会福祉課	425-1463
北区	社会福祉課	523-2893
浜北区	社会福祉課	585-1121
天竜区	社会福祉課	922-0023

ウ

従来どおりの幼稚園をご利用の方

各園に問い合わせ・申込みください。

10 施設一覧

平成 26 年 5 月 1 日現在で、浜松市内にある認定こども園、保育所（認可保育所）及び幼稚園は次のとおりです。

(1)認定こども園

No.	行政区	施設名	所在地	電話	類型
1	南区	ずだじこども園	恩地町 291	427-2332	幼保連携型
2	北区	クリストファーこども園	三方原町 2762	430-1700	幼保連携型
3	東区	あそびこども園浜松	下石田町 320	422-2525	地方裁量型

(2)市立保育所（認可保育所）

No.	行政区	施設名	所在地	電話	No.	行政区	施設名	所在地	電話
1	中区	南保育園	浅田町 73－39	452-1413	12	西区	神田原保育園	西山町 2150－2	485-8550
2		鴨江保育園	鴨江二丁目 8－1	453-1206	13		篠原保育園	篠原町 20032	448-0511
3		花川保育園	西丘町 1000	436-1205	14		舞阪第 1 保育園	舞阪町弁天島 3885	592-0004
4		江西保育園	神田町 176	441-8121	15		舞阪第 2 保育園	舞阪町舞阪 2659－3	592-3552
5		権現谷保育園	富塚町 1480－1	474-2765	16		雄踏保育園	雄踏町宇布見 5461	592-0502
6		佐鳴台保育園	佐鳴台三丁目 30－1	449-0744	17	南区	可美保育園	若林町 70－1	447-0713
7		寺島保育園	寺島町 285－5	456-3248	18	北区	三方原保育園	東三方町 21－1	436-1208
8		西保育園	布橋二丁目 4－17	474-6322	19		引佐保育園	引佐町井伊谷 717	542-0268
9	東区	中ノ町保育園	中野町 2598－2	421-0327	20		三ヶ日保育園	三ヶ日町三ヶ日 811－5	525-0955
10		積志保育園	有玉北町 1264	434-0138	21		都筑保育園	三ヶ日町都筑 1789－6	526-7751
11		笠井保育園	笠井町 1284	434-1636	22	天竜区	鹿島保育園	二俣町鹿島 529	926-0933

(3)私立保育所（認可保育所）

No.	行政区	施設名	所在地	電話
1	中区	ロイコスプレスクール	城北二丁目16－36	471－0391
2		瑞雲保育園	佐藤二丁目22－1	464－9557
3		こばと保育園	高林四丁目14－13	471－0739
4		天使園子どもの家	成子町23－1	452－0203
5		愛恵保育園	鴨江三丁目3－37	453－5526
6		ヘリオスプレスクール	法枝町124	442－9198
7		すみよし保育園	小豆餅四丁目18－2	414－0001
8		ルンビニープレスクール	北寺島町160	453－3568
9		天林寺保育園	下池川町27－1	473－7718
10		なかよし第２保育園	領家三丁目23－13	463－8211
11		たんぽぽ保育園	上島二丁目13－35	474－2780
12		住吉第二保育園	住吉一丁目11－25	474－1125
13		曳馬保育園	曳馬四丁目8－12	464－4069
14		高丘保育園	高丘北二丁目25－21	437－6530
15		葵ヶ丘保育園	高丘東三丁目54－18	437－7952
16		和合保育園	和合町220－1280	472－2522
17		なのはな保育園	中央三丁目4－7	453－2620
18		遊歩の丘保育園	西丘町296	420－1818
19		れんげ保育園	和合北一丁目2－37	482－8241
20	東区	ルミーナプレスクール	和田町315	463－1278
21		ひかりの子保育園	天王町1896	421－6822
22		いずみ保育園	小池町710	434－4411
23		若宮保育園	大瀬町2050	433－2727
24		みどり保育園	有玉西町1222	433－9734
25		浜松東保育園	篠ケ瀬町580－3	421－5590
26		蒲保育園	大蒲町95－2	463－1540
27		浜っ子保育園	松小池町340	421－6800
28		どんぐり保育園	中郡町1872	433－5330
29		市野与進保育園	市野町2636	423－3535
30		ながかみ保育園	中田町776	411－4811
31		まるづか保育園	丸塚町287－1	465－2525
32	西区	和光保育園	和光町517	486－0434
33		生命の樹保育園	神ケ谷町8291－4	485－0524
34	西区	わかくさ保育園	入野町920－1	448－7777
35		入野保育園	入野町10824－1	448－1026
36		瞳ヶ丘保育園	大人見町12－654	485－5003
37		舘山寺保育園	舘山寺町2418－1	487－1611
38		ちゅうりっぷ保育園	篠原町1214－1	448－4680
39		大平台わかくさ保育園	神ケ谷町2042	485－9000
40		順愛保育園	舞阪町舞阪5372	592－7733
41		さざんか保育園	篠原町25654	449－6116
42		志都呂保育園	志都呂一丁目３－7	448－1910
43	南区	なかよし保育園	三島町1230	441－1122
44		エオスプレスクール	遠州浜四丁目１－2	425－7435
45		太陽保育園	飯田町1461	426－1515
46		ハロー保育園	下江町522	425－5586
47		太陽第二保育園	白羽町1231	441－0006
48		たかつか光保育園	高塚町2312－16	449－8000
49		はぁもにぃ保育園	三和町782	464－8770
50	北区	わかば保育園	根洗町645－1	437－0822
51		都田保育園	都田町6497－1	428－3208
52		桜ヶ丘保育園	都田町8749－3	428－2494
53		初生保育園	東三方町185－2	436－7102
54		ひまわり保育園	豊岡町317－2	420－2700
55		細江保育園	細江町気賀431	522－0596
56		なごみ保育園	三方原町1367－1	420－7530
57	浜北区	こまつ保育園	小松3221	584－0170
58		きぶね保育園	貴布祢2668	584－0172
59		しばもと保育園	於呂3087－2	580－0050
60		しんばら保育園	新原2669	580－1011
61		なかぜ保育園	中瀬673	584－0174
62		きじの里保育園	染地台五丁目４－3	585－3375
63		くすのき保育園	高畑897	589－3340
64	天竜区	すぎのこ保育園	大谷111－1	922－0170
65		やまびこ保育園	山東3577	922－0180

(4)市立幼稚園

No.	行政区	施設名	所在地	電話
1	中区	花川幼稚園	花川町 1908-1	436-1209
2	東区	和田幼稚園	薬師町 291	421-2942
3		与進幼稚園	市野町 2404-1	421-1442
4		豊西幼稚園	豊西町 1551	434-1259
5		笠井幼稚園	笠井町 478-1	434-1205
6		中ノ町幼稚園	中野町 427-1	421-3873
7		万斛幼稚園	中郡町 895	434-0049
8		有玉幼稚園	有玉南町 585	434-0263
9		橋爪幼稚園	西ケ崎町 1067	434-0329
10	西区	神久呂幼稚園	神ケ谷町 7888	485-8548
11		伊佐見幼稚園	伊左地町 5	486-0076
12		古人見幼稚園	古人見町 717	485-0127
13		和地幼稚園	和地町 1833-2	486-0056
14		北庄内幼稚園	舘山寺町 110-6	487-0553
15		村櫛幼稚園	村櫛町 3195	489-2250
16		舞阪幼稚園	舞阪町舞阪 2668-33	592-7600
17		雄踏幼稚園	雄踏町宇布見 7406	592-3000
18	南区	南の星幼稚園	西島町 1148-1	425-2836
19		芳川幼稚園	芳川町 190	461-5642
20		白脇幼稚園	寺脇町 230	441-0531
21		飯田幼稚園	飯田町 1014	461-9555
22		可美幼稚園	増楽町 1199	447-0321
23	北区	豊岡幼稚園	豊岡町 22	436-2155
24		三方原幼稚園	三方原町 284-7	436-2516
25		初生幼稚園	初生町 991	436-2106
26		西気賀幼稚園	細江町気賀 10052-4	523-1149
27		伊目幼稚園	細江町気賀 3207-1	523-1197
28		中川幼稚園	細江町中川 2418-2	523-1364
29		中央幼稚園	細江町気賀 304	523-0135
30		高台幼稚園	細江町中川 7172-701	523-0879
31		引佐幼稚園	神宮寺町 8-48	542-1933
32		金指幼稚園	引佐町金指 862-3	542-2115
33	北区	奥山幼稚園	引佐町奥山 1110-1	543-0158
34		伊平幼稚園	引佐町伊平 778-1	544-0718
35		引佐北部みさと幼稚園	引佐町田沢 432-1	544-0739
36		尾奈幼稚園	三ヶ日町下尾奈 1461-1	524-0011
37		大崎幼稚園	三ヶ日町大崎 1665-20	526-0517
38		平山幼稚園	三ヶ日町平山 223-1	524-0608
39	浜北区	小松幼稚園	小松 2400	586-2002
40		平口幼稚園	平口 2583	586-2463
41		北浜南幼稚園	寺島 2436-3	586-2993
42		北浜中央幼稚園	西美薗 1624-1	586-2992
43		北浜北幼稚園	小林 1522-2	586-2092
44		北浜東幼稚園	善地 1546	586-2001
45		中瀬幼稚園	中瀬 3531	588-7375
46		上島幼稚園	上島 217	583-2709
47		赤佐幼稚園	於呂 3524-68	588-7591
48		赤佐西幼稚園	於呂 2235	588-1013
49		宮口幼稚園	宮口 1526-1	589-8552
50		新原幼稚園	新原 2315	589-8413
51		内野幼稚園	内野 1648-1	586-4777
52	天竜区	二俣幼稚園	二俣町二俣 158-2	925-2077
53		光明幼稚園	山東 2314	925-2514
54		鏡山幼稚園	只来 97-3	924-0224
55		竜川幼稚園	横山町 547	923-0735
56		熊幼稚園	熊 2072-1	929-0133
57		上阿多古幼稚園	西藤平 1266-1	928-0030
58		下阿多古幼稚園	両島 762	925-6755
59		犬居幼稚園	春野町堀之内 989-1	985-0821
60		気田幼稚園	春野町気田 624	989-0201
61		浦川幼稚園	佐久間町浦川 2799	967-3803
62		佐久間幼稚園	佐久間町半場 47	965-0260
63		城西幼稚園	佐久間町奥領家 1632	987-0424

(5)私立幼稚園

No.	行政区	施設名	所在地	電話	No.	行政区	施設名	所在地	電話
1	中区	浜松中央幼稚園	尾張町 127-7	453-0249	26	中区	追分幼稚園	葵東二丁目 10-23	437-2831
2		中沢幼稚園	中沢町 58-9	471-0497	27		佐鳴台幼稚園	佐鳴台二丁目 26-1	448-7190
3		萩丘幼稚園	泉二丁目 3-10	471-2494	28		平成幼稚園	高丘北三丁目 16-14	438-2800
4		鴨江幼稚園	鴨江町 97-3	452-5456	29	東区	蒲幼稚園	神立町 480	461-2612
5		成子幼稚園	成子町 13	452-2451	30		海の星鷺の宮幼稚園	大瀬町 27-32	434-0051
6		富塚幼稚園	富塚町 659	471-3491	31		篠ヶ瀬幼稚園	篠ヶ瀬町 286	464-8424
7		佐藤幼稚園	佐藤三丁目 15-18	463-7882	32		天王幼稚園	天王町 943	421-6979
8		ひくま幼稚園	助信町 35-30	471-6197	33	西区	入野幼稚園	入野町 8834-1	447-1165
9		相生幼稚園	相生町 14-30	461-6519	34		さなる幼稚園	大平台四丁目 9-1	485-7502
10		普済寺幼稚園	広沢一丁目 2-1	453-1321	35		花園幼稚園	篠原町 9376	447-2336
11		蜆塚幼稚園	蜆塚一丁目 20-2	452-4426	36		春日幼稚園	馬郡町 2560	592-1600
12		あけぼの幼稚園	城北二丁目 5-28	472-5818	37		志都呂幼稚園	志都呂町 1302	448-1283
13		上島幼稚園	上島一丁目 22-5	471-8951	38		湖東幼稚園	湖東町 1169-179	486-1010
14		昭和幼稚園	向宿一丁目 8-15	461-3344	39		浜名幼稚園	舞阪町浜田 76	592-0850
15		早出幼稚園	早出町 1414-1	464-4618	40	南区	赤門幼稚園	新橋町 923-1	447-0108
16		駅南幼稚園	寺島町 478	452-3734	41		河輪幼稚園	東町 238-1	425-2044
17		朝田幼稚園	法枝町 116-1	441-0369	42		平和幼稚園	三島町 1200	443-1500
18		城北幼稚園	文丘町 27-3	472-0336	43		あすなろ幼稚園	遠州浜一丁目 10-2	425-2433
19		日本文教幼稚園	常盤町 141-20	452-5511	44		美波幼稚園	大柳町 50	444-3735
20		青葉幼稚園	栄町 118	454-0255	45	北区	百花幼稚園	根洗町 1497-2	438-0545
21		浜松葵幼稚園	幸四丁目 27-1	471-6878	46		旭ヶ丘幼稚園	初生町 1139	437-4873
22		浜松学院大学附属幼稚園	住吉一丁目 22-5	472-5193	47		気賀幼稚園	細江町気賀 997-1	522-0313
23		緑ヶ丘幼稚園	東伊場一丁目 24-6	455-1253	48		三松幼稚園	三ヶ日町三ヶ日 432	525-0232
24		松城幼稚園	鹿谷町 1-1	452-2088	49	浜北区	北浜幼稚園	貴布祢 409	586-2855
25		浜松海の星幼稚園	蜆塚三丁目 14-3	455-3641	50	天竜区	水窪幼稚園	水窪町奥領家 3184	987-0769

子ども・子育て支援新制度についてもっと詳しく知りたい方は
国のホームページをご覧ください。

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html

内閣府子ども・子育て支援新制度　検索

この資料は子ども・子育て支援新制度の概要を説明するもので、新制度の全てを記したものではありません。
また、現時点における情報を基に資料を作成していますので、今後変更になる可能性があることをご了承願います。

浜松市こども家庭部 次世代育成課
電話：457-2795
E-mail：katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

資料４

第９号様式

区　協　議　会

<table>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="5">□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項</td></tr>
<tr><td>件　　名</td><td colspan="5">新清掃工場及び新破砕処理センターの施設基本計画について</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="4">背景：この施設は、合併による施設の統廃合および老朽化した南部清掃工場施設の代替として計画された。
経緯：平成２３年度に新清掃工場・第２破砕処理センター基本構想を策定し、平成２５年度に浜松市一般廃棄物処理基本計画に基づき新清掃工場施設及び新破砕処理センター基本計画策定業務委託において検証や見直しを行なった。</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象の区協議会</td><td colspan="4">天竜区協議会・浜北区協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">内　　容</td><td colspan="4">新清掃工場及び新破砕処理センター施設基本計画
・計画の概要
・施設規模
・造成
・エネルギー創出計画
・場外余熱利用事業
・啓発施設
・事業費・事業スケジュール
民間活力手法導入可能性と今後の方向性
焼却溶融システム調査
・ごみ処理方式の採用状況
・灰資源化方式の分類と事業者
・焼却溶融システム調査結果と評価</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="4">今年度中に民活手法について方針が決定される予定</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>廃棄物処理施設管理課</td><td>担当者</td><td>山口　佳伯</td><td>電話</td><td>（内）3149</td></tr>
</table>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

新清掃工場及び新破砕処理センター施設基本計画策定業務

報告書【概要版】

環境部

廃棄物処理施設管理課

目次

I.　施設基本計画

(1) 目的及び計画の位置づけ、計画の概要 1

(2) 施設規模 2

(3) 施設配置 5

(4) 造成 6

(5) エネルギー創出計画 8

(6) 場外余熱利用事業 9

(7) 啓発施設 10

(8) 概算事業費の算出 11

(9) 事業スケジュール 12

II.　民活手法導入可能性調査

(1) 事業方式の分類 13

(2) 先行事例調査 14

(3) VFM 算定結果 18

(4) 民間事業者の意見 19

(5) パッケージ案 20

(6) 課題の抽出と今後の方向性 21

III. 焼却溶融システム調査

(1) ごみ処理方式の分類 22

(2) ごみ処理方式の採用状況 32

(3) 灰資源化方式の分類と事業者 34

(4) 焼却溶融システム調査結果と評価 37

I.　施設基本計画

(1)　目的、計画の位置づけ

新清掃工場及び新破砕処理センター施設基本計画策定業務は、新一般廃棄物処理施設基本構想書（平成 24 年 3 月）で示された基本方針や基本コンセプトを踏まえた上で、造成位置や啓発プログラム等の具体化、民間事業者意向調査結果による事業範囲の検討を行い、新清掃工場及び新破砕処理センターの整備推進に資するものである。

策定した計画内容は、今後作成する要求水準書もしくは発注仕様書の基礎資料とするものである。

【計画の概要】

<table>
<tr><th colspan="2">項目</th><th>清掃工場</th><th>破砕処理センター</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1. 施設規模</td><td>処理対象物</td><td>燃えるごみ、破砕後可燃物
下水道汚泥等</td><td>燃えないごみ、粗大ごみ、特定品目
プラスチック製容器包装、びん類</td></tr>
<tr><td>施設規模</td><td>399t/日</td><td>72t/日</td></tr>
<tr><td>災害廃棄物対応</td><td>仮設炉を整備して対処</td><td>仮設処理施設を整備して対処</td></tr>
<tr><td>計画ごみ質</td><td>低位発熱量　基準ごみ9,400KJ/kg</td><td></td></tr>
<tr><td>基本条件の整理</td><td colspan="3">道路は狭隘区間多し。上･下水道は整備されていない。周辺に河川あり。都市計画区域外　など</td></tr>
<tr><td>2. 造成</td><td colspan="3">3つのゾーンを設定し、比較検討（自然への影響、生活への影響、経済性・技術面の観点）</td></tr>
<tr><td>3. 施設配置</td><td colspan="3">各ストックヤードを関係する施設の隣接した位置に配置する。
一般車動線は、可能な限り収集車･搬入出車動線と分離する。　など</td></tr>
<tr><td rowspan="6">公害防止基準</td><td>排ガス</td><td colspan="2" rowspan="5">関係法令による規制基準値より厳しい値とすることを基本に、建設場所の敷地条件、排ガス処理技術の動向及び経済性等を総合的に勘案して設定。</td></tr>
<tr><td>焼却灰・飛灰固化物</td></tr>
<tr><td>溶融スラグ</td></tr>
<tr><td>騒音・振動</td></tr>
<tr><td>悪臭</td></tr>
<tr><td>排水</td><td colspan="2">生活･プラント排水は処理設備で処理後、ガス冷却室への噴霧水として再利用し、施設外へは出さない。</td></tr>
<tr><td>4. エネルギー創出計画</td><td colspan="3">太陽光発電事業と新清掃工場は事業パッケージを同一にして発注することを検討する。</td></tr>
<tr><td>5. 場外余熱利用事業</td><td colspan="3">場外余熱利用事業と新清掃工場は事業パッケージを分割して発注することを検討する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">プラント設備</td><td>主要設備方式</td><td>受入･供給設備：ﾋﾟｯﾄｱﾝﾄﾞｸﾚｰﾝ方式
燃焼ガス冷却設備：廃熱ﾎﾞｲﾗ方式
排ガス処理設備：ﾊﾞｸﾞﾌｨﾙﾀ
余熱利用設備：発電、蒸気利用
灰出し設備：ﾋﾟｯﾄｱﾝﾄﾞｸﾚｰﾝ方式
煙突設備：平衡通風方式
排水処理設備：生物処理方式　など</td><td>受入･供給設備：ﾋﾟｯﾄｱﾝﾄﾞｸﾚｰﾝ方式
破砕設備：低速･高速回転式破砕機
選別設備：磁選機、不燃物選別機
搬送設備：ｺﾝﾍﾞﾔ方式
貯留･排出設備：圧縮梱包器
集じん･脱臭設備：ﾊﾞｸﾞﾌｨﾙﾀ　など</td></tr>
<tr><td>処理方式</td><td>焼却方式または焼却＋灰溶融方式
またはガス化溶融方式</td><td></td></tr>
<tr><td>系列</td><td>3系列</td><td>1系列</td></tr>
<tr><td>建築</td><td colspan="3">将来の施設更新のためのスペースを確保する。
プラント設備機器の取替･補修が容易となるように機器配置･搬入動線を確保する。
周囲の景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物などと敷地の釣合いのとれた高さとし、周囲の景観との調査を図る。　など</td></tr>
<tr><td>6. 啓発施設</td><td colspan="3">施設見学、炭焼き窯、間伐･薪割り体験、動植物の展示、出前講座、リサイクルショップなど</td></tr>
<tr><td rowspan="3">概算事業費</td><td>灰処理外部委託</td><td>22,610,000千円</td><td rowspan="2">5,340,000千円</td></tr>
<tr><td>自工場で溶融処理</td><td>28,940,000千円</td></tr>
<tr><td>造成＋アクセス道路</td><td colspan="2">5,133,000千円</td></tr>
<tr><td>事業スケジュール</td><td colspan="3">平成32年稼働予定
前提条件：静岡県条例に準拠した環境影響評価の手続きにおける評価書の公告･縦覧を平成28年度までに実施することを前提とし、建設地やアクセス道路の造成工事を1.5年、プラントや建屋の建設工事を2.5年と想定。</td></tr>
</table>

(2) 施設規模

① 新清掃工場施設規模の算定

(ア) 処理対象物

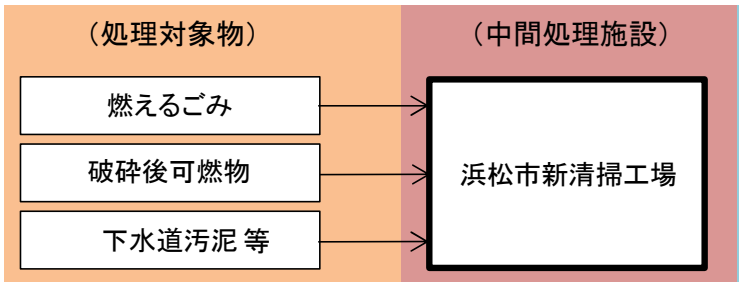

(イ) 焼却・溶融処理量（市全体）

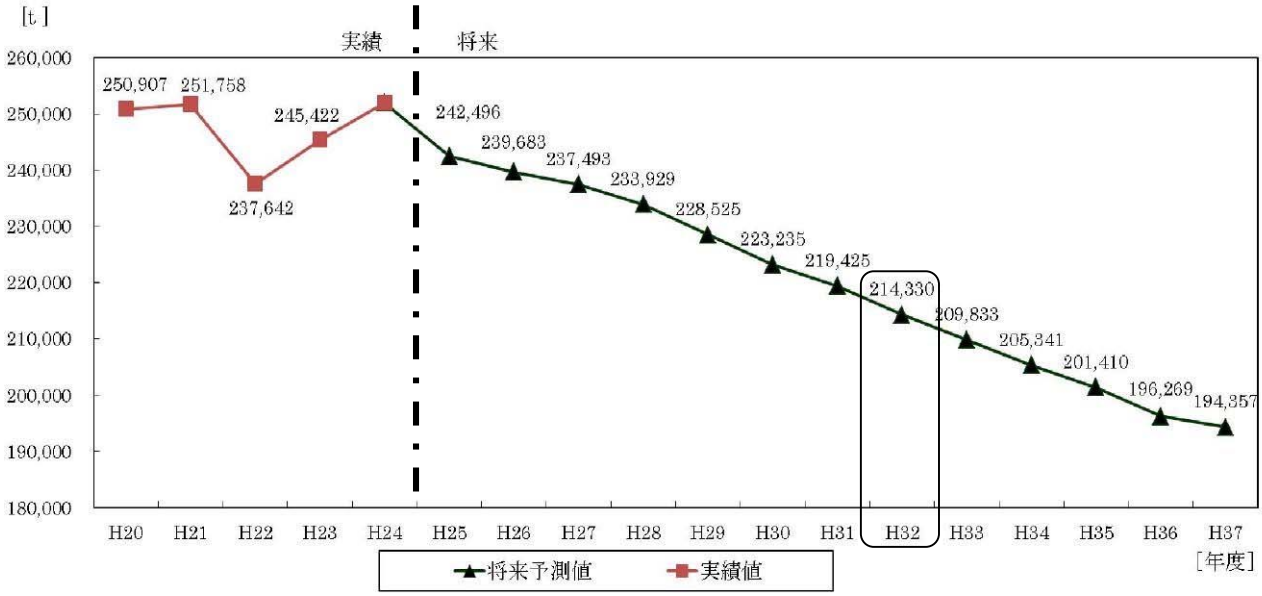

(ウ) 算定結果

施設	施設規模	
	基本計画（t/日）	基本構想（t/日）
新清掃工場	399	399

【算出方法】

施設規模（t/日）＝計画年間日平均処理量（t/日）÷実稼働率÷調整稼働率

計画年間日平均処理量（t/日）＝新清掃工場の処理量（t/日）

実稼働率：280 日／365 日、調整稼働率：0.96

H32処理量 a （t）	日平均処理量 b=a/365 （t/日）	湖西市 日平均処理量 c（t/日）	合計 d=b+c （t/日）	既存施設 日平均処理量 e（t/日）	差引 f=d-e （t/日）	施設規模 g=f/0.767/0.96 （t/日）
214,330	587	38	625	332	293	399

② 新破砕処理センター施設規模の算定

(ア) 処理対象物

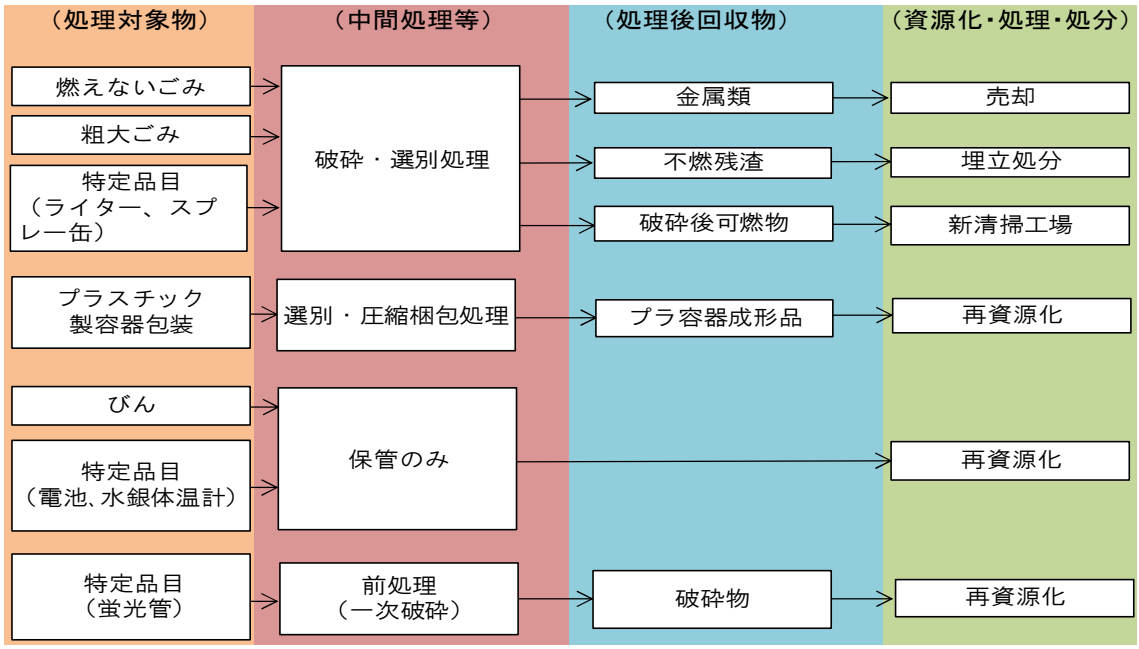

(イ) 破砕対象物処理量（市全体）

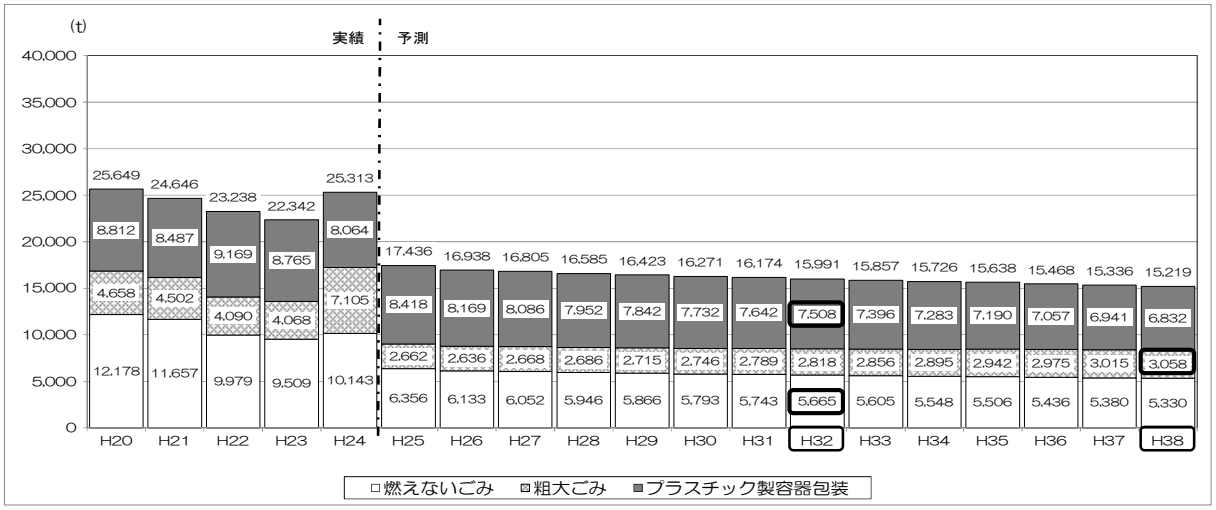

(ウ) 保管対象物量（市全体）

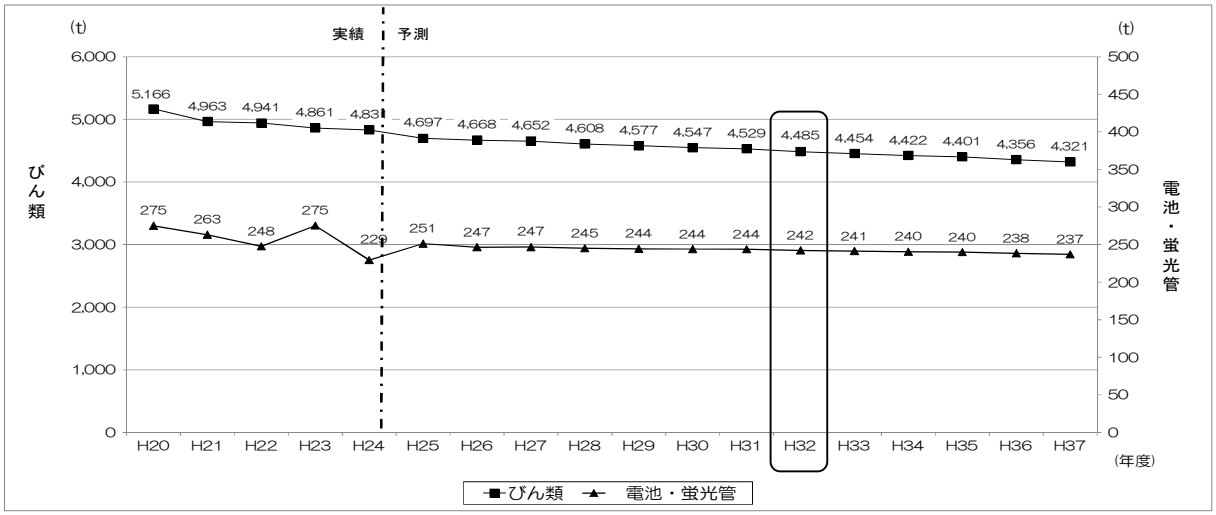

(エ) 算定結果

・破砕処理施設

施設	施設規模		理由
	基本計画（t/日）	基本構想（t/日）	
燃えないごみ	25	31	分別が徹底されることによる減
粗大ごみ	14	10	リバウンドによる増
プラスチック製容器包装	33	40	分別が徹底されることによる減
計	72	81	
スプレー缶破砕機	1,200本/時間		
ライター破砕機	4,000本/時間		
蛍光管破砕機	直管型 6,000本/時間、環型 2,000本/時間		

【算出方法】

施設規模（t/日）＝計画年間日平均処理量（t/日）÷実稼働率÷調整稼働率

計画年間日平均処理量（燃えないごみ）：5,665t／365 日

実稼働率：240 日／365 日、調整稼働率：0.96

・保管施設

対象物	施設規模（㎡）
びん類	253
電池・蛍光管	29
プラスチック製容器包装（処理後）	1,029
自転車	100
一般搬入	1,600
スラグ	703
計	3,714

(3) 施設配置

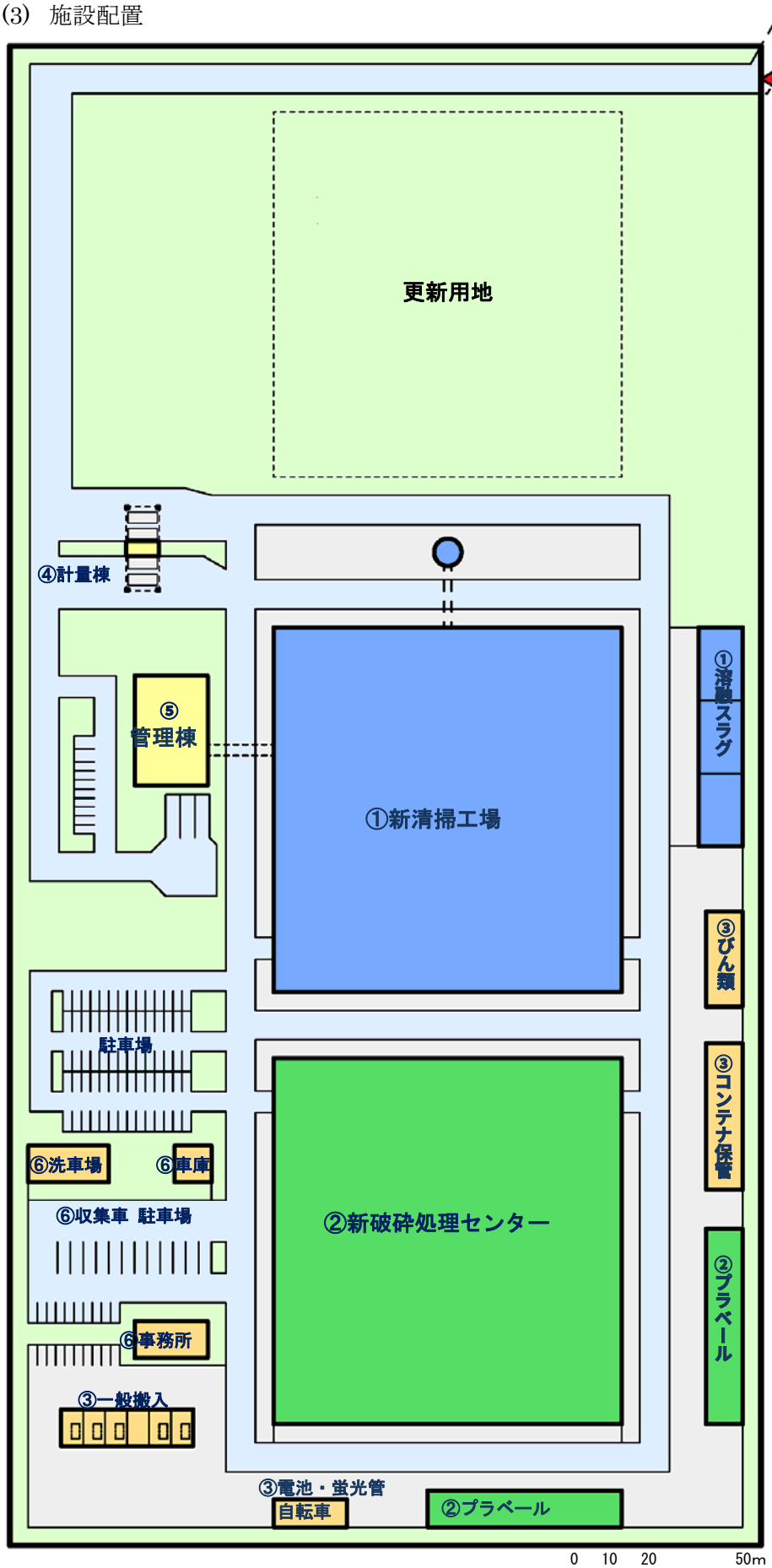

配 置 図 （案）

●施設概要

①新清掃工場（焼却施設）
処理量：399ｔ/日
溶融スラグを一時保管するためのストックヤードを新清掃工場に隣接して設置する。

②新破砕処理センター
処理量：72ｔ/日
プラベール一時保管のためのストックヤードを新破砕処理センターに隣接した位置に設置する。

③ストックヤード
びん類・びん類コンテナ、電池・蛍光管・自転車、市民の一般搬入受入場所など、資源物等を一時保管するストックヤードを整備する。

④計量棟
収集車両、搬出車両の計量の他、自己搬入車への計量に配慮した計画とする。

⑤管理棟
新清掃工場の管理運営と見学者説明室を配置する。
また災害時の避難施設についても検討する。

⑥市役所事務所
一般廃棄物に関する相談・指導等に関すること、収集運搬・受入及び処理に関することなど、天竜環境事業所と同じ機能を設ける。
また天竜地区の収集車の車両基地を整備する。

●更新用地
更新用地は、新清掃工場と新破砕処理センターのどちらでも更新可能な大きさとする。
更新用地は更新までの期間の有効活用の検討を進める。

(4) 造成

① 候補ゾーンと評価

(ア) 候補ゾーンの設定方法

- CSR ゾーンは尊重し、除外する。（CSR：企業による地域貢献活動）
- 流域（尾根＝分水嶺）を越えない範囲とする。

(イ) 比較項目の設定と評価ポイント

- 自然への影響の観点：阿多古川への負荷について過去に発生した浸水被害を考慮して雨水排水は極力、阿多古川の下流に排水することが好ましい。
- 生活への影響の観点：水源への影響がない場所、計画地から集落までの距離が離れていることが好ましい。
- 経済性・技術面の観点：造成による改変面積、造成量（切土・盛土量）を極力少なくし、周辺環境への負荷を最小限にすることが好ましい。現道から計画地までアクセス性の良い場所が好ましい。

(ウ) 各ゾーン別評価

項目		Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン
自然	雨水流下先	町谷沢	長石川	長石川
	阿多古川までの距離	約 2 km	約 3 km	約 3 km
	計画地から阿多古川までの勾配	約 10 %	約 5 %	約 5 %
	評価	△	○	○
生活	水源（井戸）への影響	なし	なし	あり
	直近集落までの距離（平面部の中心より）	上野自治会西山地区	青谷自治会小堀谷地区	青谷自治会紙板地区
		約 700 m	約 400 m	約 300 m
	評価	◎	○	△
経済性・技術面	平面部面積	87,700 ㎡	85,100 ㎡	84,800 ㎡
	造成面積	123,500 ㎡	114,700 ㎡	127,400 ㎡
	平面部面積／造成面積	0.71	0.74	0.67
	計画高	260 m	205 m	208 m
	切土量	1,134,742 m3	528,843 m3	788,547 m3
	盛土量	662,702 m3	676,088 m3	690,935 m3
	概算造成費	約 35 億円	約 21 億円	約 28 億円
	現道からのアクセス	2,366 m	906 m	880 m
	概算アクセス工事費	約 22 億円	約 15 億円	約 33 億円
	評価	△	◎	○

② 造成とアクセスルート案

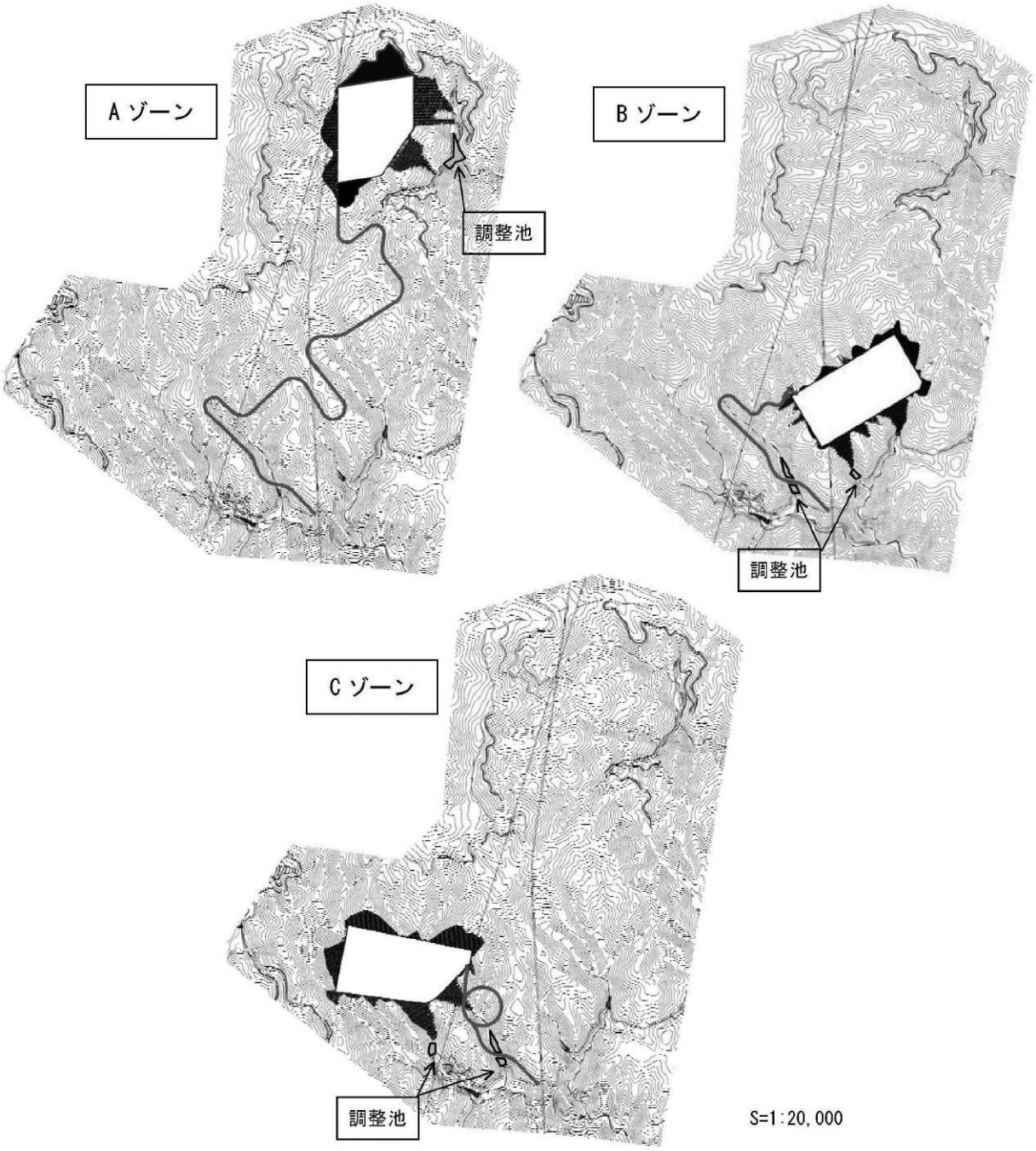

細目	Aゾーン	Bゾーン	Cゾーン
平面部面積	87,700 ㎡	85,100 ㎡	84,800 ㎡
造成面積	123,500 ㎡	114,700 ㎡	127,400 ㎡
道路延長	2,366m	906m	880m
平均道路勾配	4.2%	5.0%	5.5%

(5) エネルギー創出計画

① 再生可能エネルギー発電施設の導入

本市の地域特性を活かして再生可能エネルギーを積極的に導入し、非常時のバックアップ電源などとして活用を図ることを検討する。

(ア) 発電方式による利点と課題

発電方式	利点	課題
太陽光	・設置する地域に制限が少ない ・屋根などの未利用スペースが活用できる	・天候や日照条件等に左右される ・設備機器の低額化、耐久性の向上、高い発電効率が求められている
風力	・再生可能エネルギーの中では発電コストが比較的低い ・風さえあれば夜間でも発電できる	・強風や落雷などによる故障や風車の落下 ・環境影響評価に3年程度要するため、建設までに長期化する可能性がある
小水力	・今まで未利用だった中小規模の河川や農業用水路などが利用可能 ・自然の形状をそのまま利用できる	・水利権の取得 ・使用可能な水量や有効落差などの条件

② 民間事業者意向調査結果

(ア) 本市事業への興味

区分 項目	ある	ない	条件による	回答社数
回答数	3（太陽光）	1（風力）	3（太陽光）	7

※条件の内容：買取価格、買取期間、資機材代の低減等

(イ) 導入可能性

太陽光発電事業については、新清掃工場等の屋根貸し太陽光発電事業に興味を示す事業者が多く、事業化が期待できるため、新清掃工場及び新破砕処理センターの整備・運営事業と太陽光発電を同一事業の事業パッケージとして発注することを検討する。

(6) 場外余熱利用事業

① 場外余熱利用事業に関する調査

余熱利用先として想定される事業分野を所管する各課に場外余熱利用事業に関する背景、需要等について調査・協議を行った結果、施設園芸及び植物工場、CO_2 回収及び有効活用について検討する。

② 民間事業者意向調査結果

(ア) 本調査への参加協力者数

・施設園芸及び植物工場

項　目	対象者	調査協力
植物工場に関する研究機関	2	1
園芸事業者	7	0
食品メーカー、植物工場事業者、商社	5	2
ハウス設備メーカー	3	0
自治体及び熱供給を受けている農業家	4	4
計	21	7

・CO_2 回収及び有効活用

項　目	対象者	調査協力
トリジェネ（火力発電所、ガスタービン、廃棄物処理施設以外の工場）利用事業者、微細藻類による排ガスからのＣO_2回収事業者	7	2

(イ) 導入可能性

・施設園芸及び植物工場

施設園芸及び植物工場については、発電量・蒸気量等の詳細条件が決定していない段階での検討は難しいとの回答が寄せられたため、具体化することは現状において困難である。

・CO_2 回収及び有効活用

CO_2 回収及び有効活用は、現在、実証実験の段階で導入の段階でないため、実用化にはまだ期間を要するとの回答が寄せられため、具体化することは現状において困難である。

以上より、施設園芸及び植物工場と CO_2 回収及び有効活用は、発電量・蒸気量等の詳細条件を踏まえて本市の事業への適合性や実現性を再度検討する必要があるため、新清掃工場及び新破砕処理センターの整備・運営事業と場外余熱利用事業は、事業パッケージを分割して発注することを検討する。

(7) 啓発施設

① 基本コンセプト

- 幅広い世代のニーズや様々な目的・用途に応じた啓発施設及びプログラムの整備
- 持続可能な地域や社会づくりに向けた環境教育・啓発の機会と場の提供
- 参加型、体験型、探求型の啓発プログラムの導入
- 環境教育・啓発によるコミュニケーションの場の提供と地域コミュニティの構築

② 啓発プログラム方針の検討

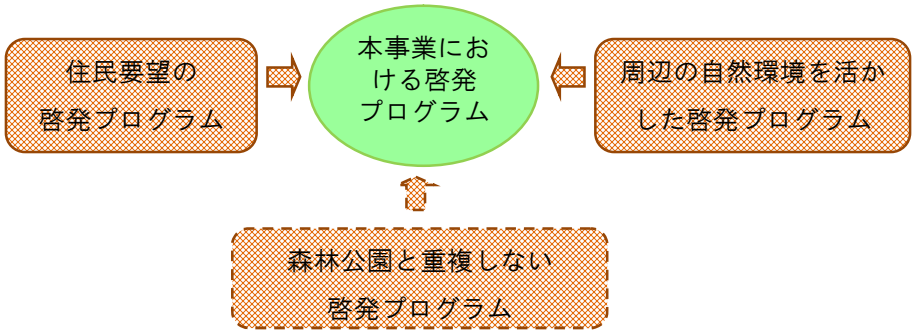

③ 新清掃工場及び新破砕処理センターにおける啓発施設とプログラム（案）

- 炭焼き窯
- 動植物の展示
- 野鳥観察小屋、コーナー
- 散策、ハイキング
- 間伐、薪割り、火起こし体験
- 木材工芸等センター
- 施設見学
- リサイクルショップ
- 出前講座
- 研究会、研修会、講座等
- 屋内外多目的スペース

炭焼き窯　　薪割り体験

間伐体験

動植物の展示

木材工芸等センター

(8) 概算事業費の算出

新清掃工場の建設工事費は、「新清掃工場及び新破砕処理センター整備運営事業に係る民活手法導入可能性調査報告書」（平成 26 年 3 月）のアンケート調査において各メーカーが推奨した処理方式ごとの平均を用いて算出した。

新破砕処理センターについても同様に、メーカーアンケート調査結果から得られた建設工事費の平均を用いて算出した。

① 新清掃工場(灰の処理・資源化を外部委託)＋新破砕処理センター＋造成工事

単位：千円

整備事業内容	工事費	交付対象内	交付対象外	交付金	起債		一般財源
					交付対象内	交付対象外	
新清掃工場	22, 610, 000	18, 992, 400	3, 617, 600	6, 330, 800	11, 395, 400	2, 713, 200	2, 170, 600
新破砕処理センター	5, 340, 000	5, 073, 000	267, 000	1, 691, 000	3, 043, 800	200, 200	405, 000
造成工事	5, 133, 000	3, 387, 780	1, 745, 220	1, 129, 200	2, 032, 700	1, 308, 900	662, 200
合計	33, 083, 000	27, 453, 180	5, 629, 820	9, 151, 000	16, 471, 900	4, 222, 300	3, 237, 800

注）消費税等相当額含まず。

② 新清掃工場(自工場で溶融処理)＋新破砕処理センター＋造成工事

単位：千円

整備事業内容	工事費	交付対象内	交付対象外	交付金	起債		一般財源
					交付対象内	交付対象外	
新清掃工場	28, 940, 000	24, 309, 600	4, 630, 400	8, 103, 200	14, 585, 700	3, 472, 800	2, 778, 300
新破砕処理センター	5, 340, 000	5, 073, 000	267, 000	1, 691, 000	3, 043, 800	200, 200	405, 000
造成工事	5, 133, 000	3, 387, 780	1, 745, 220	1, 129, 200	2, 032, 700	1, 308, 900	662, 200
合計	39, 413, 000	32, 770, 380	6, 642, 620	10, 923, 400	19, 662, 200	4, 981, 900	3, 845, 500

注）消費税等相当額含まず。

(9) 事業スケジュール

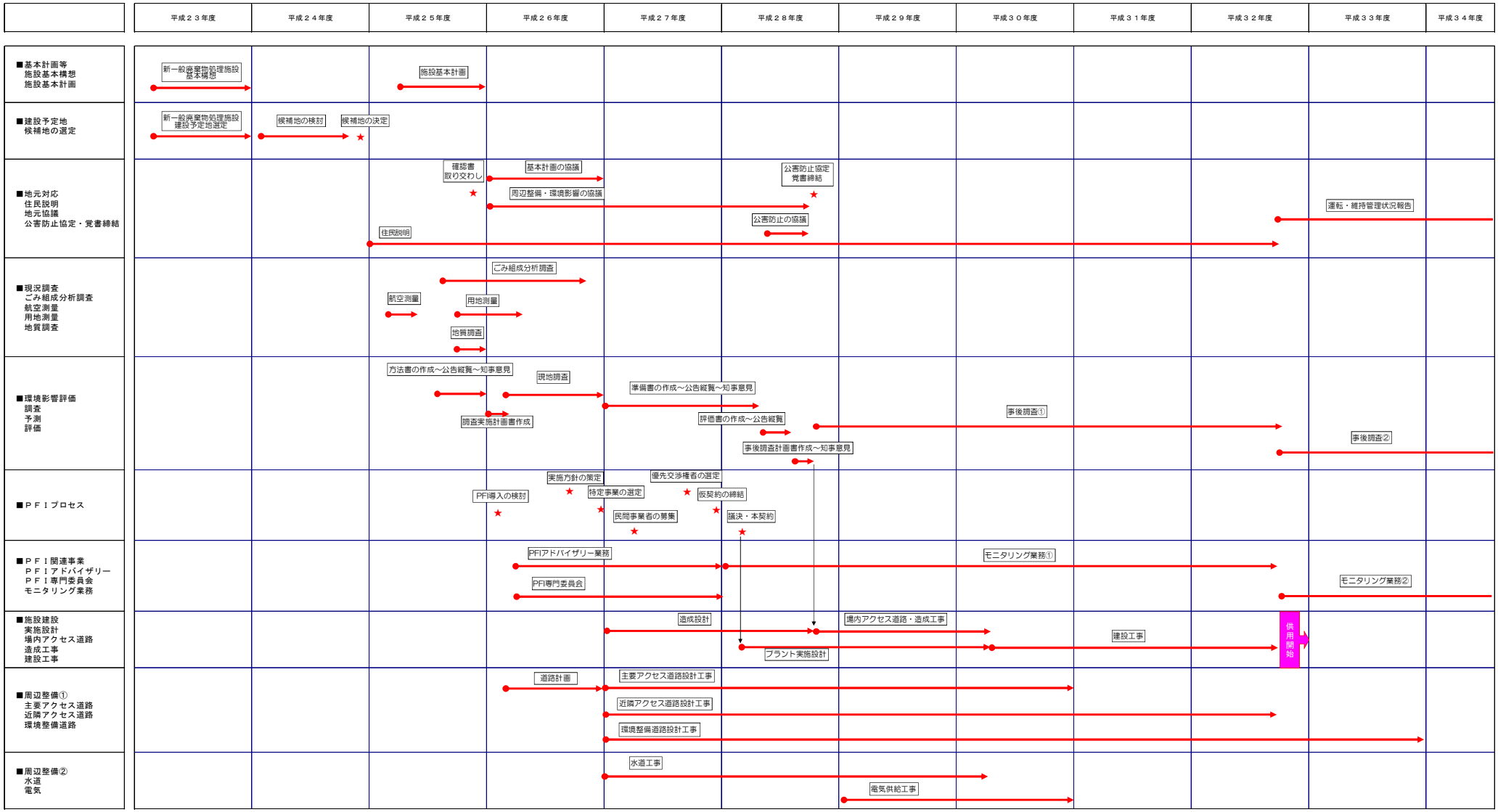
平成２３年度
平成２４年度
平成２５年度
平成２６年度
平成２７年度
平成２８年度
平成２９年度
平成３０年度
平成３１年度
平成３２年度
平成３３年度
平成３４年度
■基本計画等
施設基本構想
施設基本計画
新一般廃棄物処理施設基本構想
施設基本計画
■建設予定地
候補地の選定
新一般廃棄物処理施設建設予定地選定
候補地の検討
候補地の決定
■地元対応
住民説明
地元協議
公害防止協定・覚書締結
確認書取り交わし
基本計画の協議
周辺整備・環境影響の協議
公害防止協定覚書締結
公害防止の協議
住民説明
運転・維持管理状況報告
■現況調査
ごみ組成分析調査
航空測量
用地測量
地質調査
■環境影響評価
調査
予測
評価
方法書の作成～公告縦覧～知事意見
現地調査
調査実施計画書作成
準備書の作成～公告縦覧～知事意見
評価書の作成～公告縦覧
事後調査計画書作成～知事意見
事後調査①
事後調査②
■ＰＦＩプロセス
PFI導入の検討
実施方針の策定
特定事業の選定
民間事業者の募集
優先交渉権者の選定
仮契約の締結
議決・本契約
■ＰＦＩ関連事業
ＰＦＩアドバイザリー
ＰＦＩ専門委員会
モニタリング業務
PFIアドバイザリー業務
PFI専門委員会
モニタリング業務①
モニタリング業務②
■施設建設
実施設計
場内アクセス道路
造成工事
建設工事
造成設計
場内アクセス道路・造成工事
プラント実施設計
建設工事
供用開始
■周辺整備①
主要アクセス道路
近隣アクセス道路
環境整備道路
道路計画
主要アクセス道路設計工事
近隣アクセス道路設計工事
環境整備道路設計工事
■周辺整備②
水道
電気
水道工事
電気供給工事

II. 民活手法導入可能性調査

(1) 事業方式の分類

① 事業方式の一覧

項目 / 事業方式		施設の所有		資金調達		事業実施主体		
		建設時	運営時	建設時	資金の内容	設計・建設	運営・維持管理	モニタリング
従来方式（公設公営方式）		行政	行政	行政	交付金、起債、一般財源	民間（請負契約）	行政（短期委託）	行政
ＤＢＯ方式		行政	行政	行政	交付金、起債、一般財源	民間（請負契約）	民間（長期）	行政
ＰＦＩ方式	ＢＴＯ方式	民間	行政	行政と民間	行政：交付金、起債 民間：融資等	民間（事業契約）	民間（長期）	行政 金融機関
	ＢＯＴ方式	民間	民間	民間	行政：交付金 民間：融資等	民間（事業契約）	民間（長期）	金融機関
	ＢＯＯ方式	民間	民間	民間	行政：交付金 民間：融資等	民間（事業契約）	民間（長期）	金融機関

② 公設公営方式、DBO 方式、PFI 方式の各主体の関わり方を次に示す。

【公設公営方式】

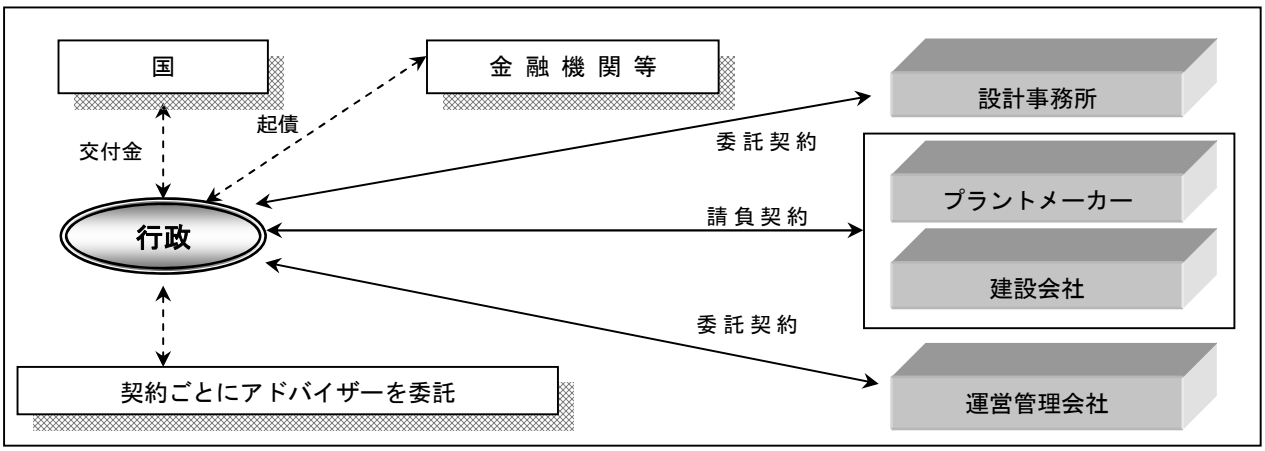

【DBO 方式】

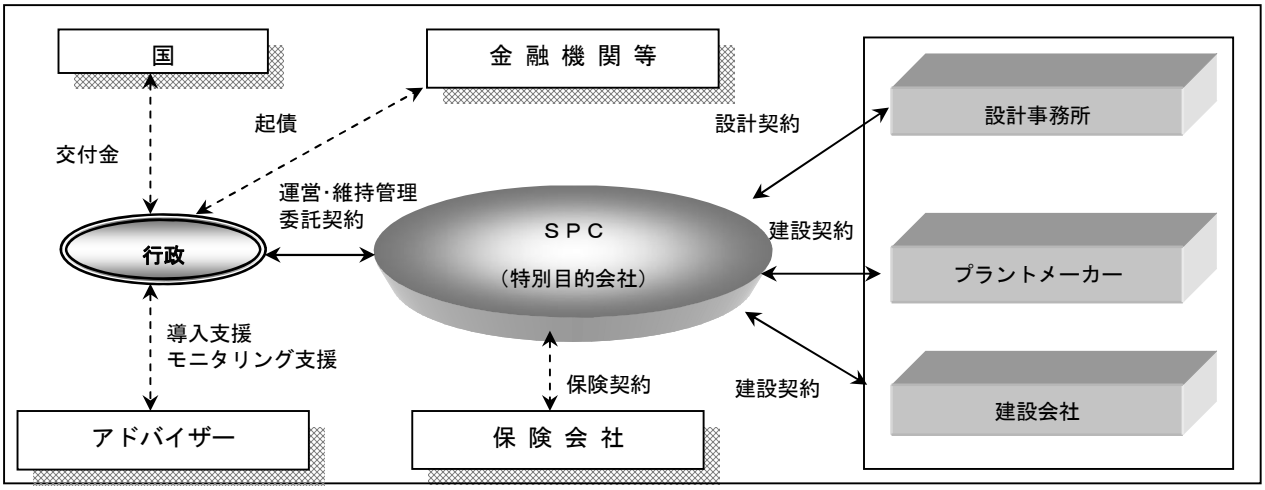

【PFI 方式】

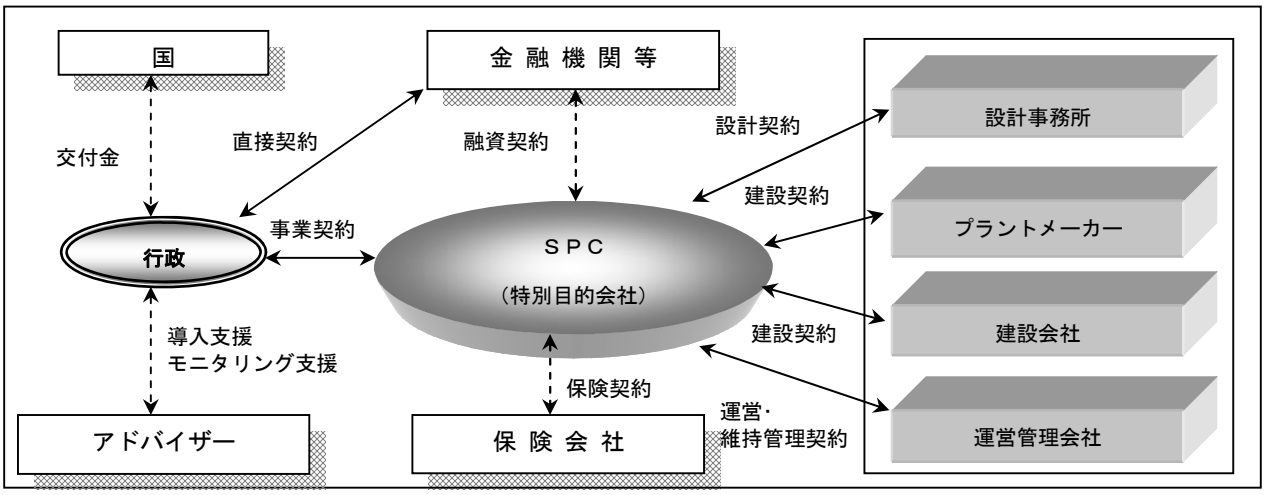

(2) 先行事例調査

● 民活手法の先行事例

廃棄物処理施設の整備・運営事業に民活手法を採用している行政の先行事例を調査し、事業方式の動向、ＶＦＭ等を把握する。

① 調査対象

本市の事業内容を考慮し、民活手法を採用し廃棄物処理施設の整備・運営を行っている行政を調査対象とする。調査対象の条件を以下に示す。

- ＤＢＯ方式、ＢＴＯ方式、ＢＯＴ方式、ＢＯＯ方式等で廃棄物処理施設の整備・運営事業を行っていること。
- ごみ焼却施設等の整備・運営を含む事業であること。
- 国、都道府県の事業は除外すること。
- PFI 法施行から平成 25 年 12 月までに、特定事業の選定が終了していること。

② 調査項目

- 施設の種類及び整備規模
- ＶＦＭ※1（試算時※2、落札時※3）
- 入札参加者数

③ 事業方式の採用数

先行事例調査結果からごみ焼却施設の整備・運営を含む事業において採用されている事業方式は、ＤＢＯ方式が最も多く 39 件（全体の約 87%）を占めている。

次いでＢＴＯ方式が 3 件、ＢＯＯ方式が 2 件、ＢＯＴ方式が 1 件となっている。

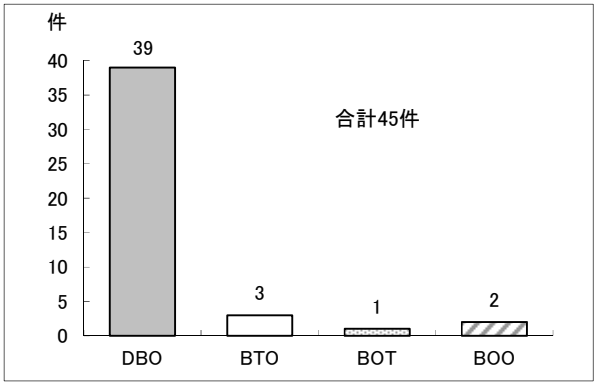

【事業方式別の採用数】

※1 VFM：18 ページ参照

※2 試算時：特定事業の設定において公表されるＶＦＭを示す。

※3 落札時：落札者、優先交渉権者が決定した段階での試算で公表されるＶＦＭを示す。

【先行事例一覧表（1/3)】

実施主体	整備・運営する施設	事業方式	VFM(%)	
			試算時	落札時
西いぶり広域連合	ごみ焼却施設（210t/日、キルン式)、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設（57t/日）	DBO 方式	11.5	29.4（2)
浜松市	ごみ焼却施設（450t/日、キルン式)、新水泳場	DBO 方式	9.9	22.6（3)
福島市	ごみ焼却施設（220t/日、ストーカ式＋灰溶融）	DBO 方式	18.0	18.0（1)
姫路市	ごみ焼却施設（450t/日、シャフト式)、資源化施設（100t/日、DBM 方式）	DBO 方式	11.0	18.9（1)
新潟市	ごみ焼却施設（330t/日、ストーカ式+灰溶融）	DBO 方式	15.0	39.7（5)
岩手県沿岸南部広域環境組合	ごみ焼却施設（165t/日、シャフト式)、破砕処理施設（12t/日）	DBO 方式	10.0	11.7（1)
別杵速見地域広域市町村圏事務組合	ごみ焼却施設（235t/日、ストーカ式+灰資源化)、資源化施設（45t/日）	DBO 方式	9.0	31.5（3)
松山市	ごみ焼却施設（117,000t/年、ストーカ式+灰溶融）	DBO 方式	11.2	非公表 (1)
防府市	ごみ焼却施設（150t/日、ストーカ式＋バイオガス化 51.5t/日)、資源化施設（23t/日）	DBO 方式	7.0	34.8(3)
三条市	ごみ焼却施設（160t/日、流動ガス化式)、 資源化施設（11t/日）	DBO 方式	6.9	23(4)
平塚市	ごみ焼却施設（315t/日、流動床式+灰資源化）	DBO 方式	13.6	29（3)
ふじみ衛生組合	ごみ焼却施設（288t/日、ストーカ式+灰資源化）	DBO 方式	7.0	51（3)
ひたちなか市	ごみ焼却施設（220t/日、ストーカ式+灰溶融）	DBO 方式	9.0	22.0（2)
さいたま市	ごみ焼却施設（357t/日、シャフト式)、資源化施設（93t/日）	DBO 方式	14.5	16.8（2)
阿南市	ごみ焼却施設（96t/日、ストーカ式+灰溶融)、資源化施設（35t/日）	DBO 方式	7.0	23.2（4)
西秋川衛生組合	ごみ焼却施設（117t/日、流動ガス化式)、不燃粗大ごみ処理施設（27t/日)、リサイクルセンター（11.2t/日）	DBO 方式	8.0	31.0（4)
青森市	ごみ焼却施設（300t/日、ストーカ式+灰溶融)、破砕選別処理施設(39.8t/5h)	DBO 方式	4.254	59.2（6)
福岡都市圏南部環境事業組合	ごみ焼却施設（510t/日、ストーカ式）	DBO 方式	8.9	46.4（4)
成田市	ごみ焼却施設（212t/日、シャフト式）	DBO 方式	－	－
小山広域保健衛生組合	ごみ焼却施設（70t/日、ストーカ式）	DBO 方式	－	－(2)
芳賀地区広域行政事務組合	ごみ焼却施設（143t/日、流動ガス化式)、リサイクル施設（19t/日）	DBO 方式	非公表	(2)

【先行事例一覧表（2/3）】

実施主体	整備・運営する施設	事業方式	VFM(%)	
			試算時	落札時
ふじみ野市	ごみ焼却施設（142t/日、ストーカ式）、リサイクル施設（21t/日）、啓発施設、余熱利用施設、解体撤去	DBO 方式	6.7	11.66(2)
村上市	ごみ焼却施設（94t/日、ストーカ式）、粗大ごみ処理施設（10t/5h）	DBO 方式	6.61	25.1(2)
熊本市	ごみ焼却施設（300t/日、ストーカ式）	DBO 方式	9.4	28.3（6）
甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合	ごみ焼却施設（396t/日、流動ガス化式）、リサイクルセンター（破砕設備：36t/5h、選別設備：31t/5h、保管設備：22t/日）	DBO 方式	4.9	16.3（2）
萩・長門清掃一部事務組合	ごみ焼却施設（104t/日、ストーカ式）	DBO 方式	約 12	約 35（2）
知多南部広域環境事務組合	ごみ焼却施設（380t/日、ストーカ式）	DBO 方式	7.68	―
四日市市	ごみ焼却施設（336t/日、シャフト式）、リサイクルセンター（破砕処理施設：32t/日）	DBO 方式	23.7	18.0（3）
津山圏域資源循環施設組合	ごみ焼却施設（128t/日、ストーカ式）、リサイクル施設（38t/日）	DBO 方式	約 10	約 24（2）
岩手中部広域行政組合	ごみ焼却施設（211t/日、ストーカ式+灰資源化）	DBO 方式	8.7	34.6（2）
久留米市	ごみ焼却施設（163t/日、ストーカ式）、砕選別施設（可燃性 24t/5h、不燃性 28t/5h）、リサイクルセンター（22.5t/5h）	DBO 方式	5.9	24.3(3)
船橋市（北部）	ごみ焼却施設（381t/日、ストーカ式）、粗大ごみ処理施設（15t/5h）	DBO 方式	5.9	―(3)
武蔵野市	ごみ焼却施設（120t/日、ストーカ式）、不燃・粗大ごみ処理施設：10t/日	DBO 方式	8.91	―(2)
横手市	ごみ焼却施設（95t/日、ストーカ式＋灰資源化）、リサイクルセンター：21t/5h、啓発施設	DBO 方式	3.65	8.68(2)
東埼玉資源環境組合	ごみ焼却施設（297t/日、シャフト式）	DBO 方式	―	―
近江八幡市	ごみ焼却施設（76t/日、ストーカ式）、リサイクルセンター：15.82t/日	DBO 方式	8.85	13.06（1）
上越市	ごみ焼却施設（170t/日、ストーカ式）	DBO 方式	7.97	―(3)
今治市	ごみ焼却施設（174t/日、ストーカ式）、リサイクルセンター：41t/日	DBO 方式	4.8	27.5（2）
湖周行政事務組合	ごみ焼却施設（110t/日、ストーカ式）	DBO 方式	8.7	15.35（4）
名古屋市	ごみ焼却施設（530t/日、シャフト式）	BTO 方式	18.0	31.9（2）
堺市	ごみ焼却施設（450t/日、シャフト式）	BTO 方式	15.0	18.0(1)

【先行事例一覧表（3/3）】

実施主体	整備・運営する施設	事業方式	VFM(%)	
			試算時	落札時
御殿場市・小山町広域行政組合	ごみ焼却施設（143t/日、ストーカ炉+灰資源化）	BTO 方式	3.4	35.72(2)
益田地区広域市町村圏事務組合	ごみ焼却施設（450t/日、ストーカ式＋灰溶融）	BOT 方式	6.0	35.0(2)
倉敷市	ごみ焼却施設（555t/日、ガス化改質式）	BOO 方式	6.1	11.1(2)
大館市	ごみ焼却施設（90t/日、ストーカ式+灰溶融）	BOO 方式	14.0	30.0(3)

④　事業方式の採用状況

平成 20 年度～平成 24 年度のごみ焼却施設の整備・運営を含む事業の発注案件において採用されている事業方式は、DBO 方式が 14 件（56%）、公設公営方式等が 11 件（44%）を占めている。近年の事業において、PFI 方式は採用されていない。なお、実績抽出の条件を次に示す。

【H20～H24 の事業方式別採用数】

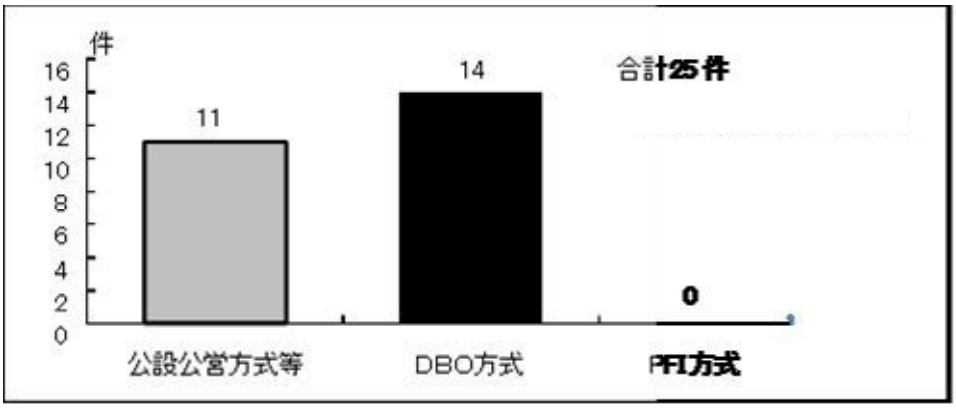

≪実績抽出の条件≫

- 平成 20 年度～平成 24 年度におけるごみ焼却施設の整備・運営事業を含む案件
- ごみ焼却施設の施設規模は 200ｔ/日～600ｔ/日
- 公設公営方式等とは公設公営方式（8 件）、公設＋長期包括責任委託（2 件）、公設公営＋長期維持管理委託（1 件）の件数の合計

(3) VFM 算定結果

① VFM とは

民活手法における最も重要な概念の一つで、民活手法を採用した場合に公共が支払う額（Money）に対して最も価値の高いサービス（Value）を供給するという考え方のことである。

公設公営方式と比べて、民活手法を採用した場合の市の負担額がどれだけ削減できるかを定量的に示す。

② ケース１：灰の場外処理（セメント原料化、溶融処理）の場合

公設公営方式の事業費、民間事業者意向調査結果に基づき試算した場合、ＤＢＯ方式に経費削減率が認められる。なお、ＢＴＯ方式についての回答が得られなかったため、算定は不可能であった。

区分 項目	公設公営方式 （ＰＳＣ）	ＤＢＯ方式 （ＬＣＣ）	ＢＴＯ方式 （ＬＣＣ）
市負担額※1	46,275,496 千円	38,645,001 千円	算定不可能
現在価値換算額※2	28,318,275 千円	23,506,623 千円	
現在価値換算したＰＳＣとＬＣＣとの差額	－	4,811,652 千円	
ＶＦＭ	－	16.99%	

※１：市負担額とは、事業費から交付金、税収、地方財政措置等を差し引いた額を示す。

※２：現在価値換算額とは、社会的割引率（4%）を用いて、将来の事業費を現在の貨幣価値に置き換えた額を示す。

③ ケース２：灰の場内処理（溶融処理）の場合

公設公営方式の事業費、民間事業者意向調査結果に基づき試算した場合、ＤＢＯ方式ＢＴＯ方式ともに経費削減率が認められる。

区分 項目	公設公営方式 （ＰＳＣ）	ＤＢＯ方式 （ＬＣＣ）	ＢＴＯ方式 （ＬＣＣ）
市負担額	29,866,023 千円	27,623,087 千円	45,075,780 千円
現在価値換算額	18,736,066 千円	17,325,615 千円	27,872,675 千円
現在価値換算したＰＳＣとＬＣＣとの差額	－	1,410,451 千円	7,826,177 千円
ＶＦＭ	－	7.53%	9.25%※

※ＢＴＯ方式は１社のみの回答であったため、ＤＢＯ方式に比べＶＦＭの精度は劣る。またＶＦＭの算定方法も異なるため参考として取り扱う必要がある。

(4) 民間事業者の意見

民間事業者の意見をまとめた結果は、以下のとおりである。

① 事業方式

民間事業者は公設公営方式、ＤＢＯ方式を推奨するものが多く、資金調達のリスクを市が負うことにより、効率的、効果的な事業が推進できるものと推測される。

② 処理方式

処理方式は、各社の得意とする方式に基づく処理方法と資源化手法が示された。

溶融処理あるいはセメント化の資源化事業者と連携して事業を行う場合に、焼却灰、飛灰を長期的に引き取る契約をすることは、民間事業者にとってリスクが高く、競争性を欠いた結果を招く恐れがある。一方で各社の提案は、本市が目指す焼却溶融処理対象物あるいは焼却残渣の全量リサイクルの達成が期待できることから、引き続き最適な条件について調査・検討を継続する必要がある。

③ エネルギー創出事業

廃棄物発電事業に関しては、8,150kW～9,400kW の発電出力が見込め、新清掃工場及び新破砕処理センターの消費電力を差し引いても年間約 400MW～600MW の売電が可能である。

太陽光発電による停電時の電力確保は可能であるが、1 炉を立ち上げ操業することは困難と考えられる。電力確保においては、非常時に備え、新清掃工場に無停電電源設備や自立型発電設備等を設置することが妥当と考えられる。

太陽光発電事業については、本市の新清掃工場等の屋根貸し太陽光発電事業に興味を示す事業者が多く、事業化が期待できる。一方で、発電した電力の引き取り価格が不透明であり、設備機器の推移も不透明なため、事業の拡大を躊躇する事業者も見受けられた。

今後、設備の寿命や発電能力等の推移も注視しながら事業化に向けた更なる検討が必要である。

④ 場外余熱利用事業

場外余熱利用については、電力、蒸気について供給が可能である。

新清掃工場等の整備・運営事業の内容をより詳細に、明確にして確保できる電力量、蒸気量を確定し、改めてその条件に見合った需要が見込める施設園芸や植物工場の事業者がいないか、また、今後新たな需要が見込めないか、調査・検討を継続する必要がある。

⑤ CO_2回収事業

CO_2回収事業に関しては、民間事業者において未だ調査・研究段階にあるものが多く、具現化することは現状において困難である。

しかし、佐賀市の事例を踏まえ、実験結果のデータを注視し本市の事業への適合性について再度検討する必要がある。

(5) パッケージ案

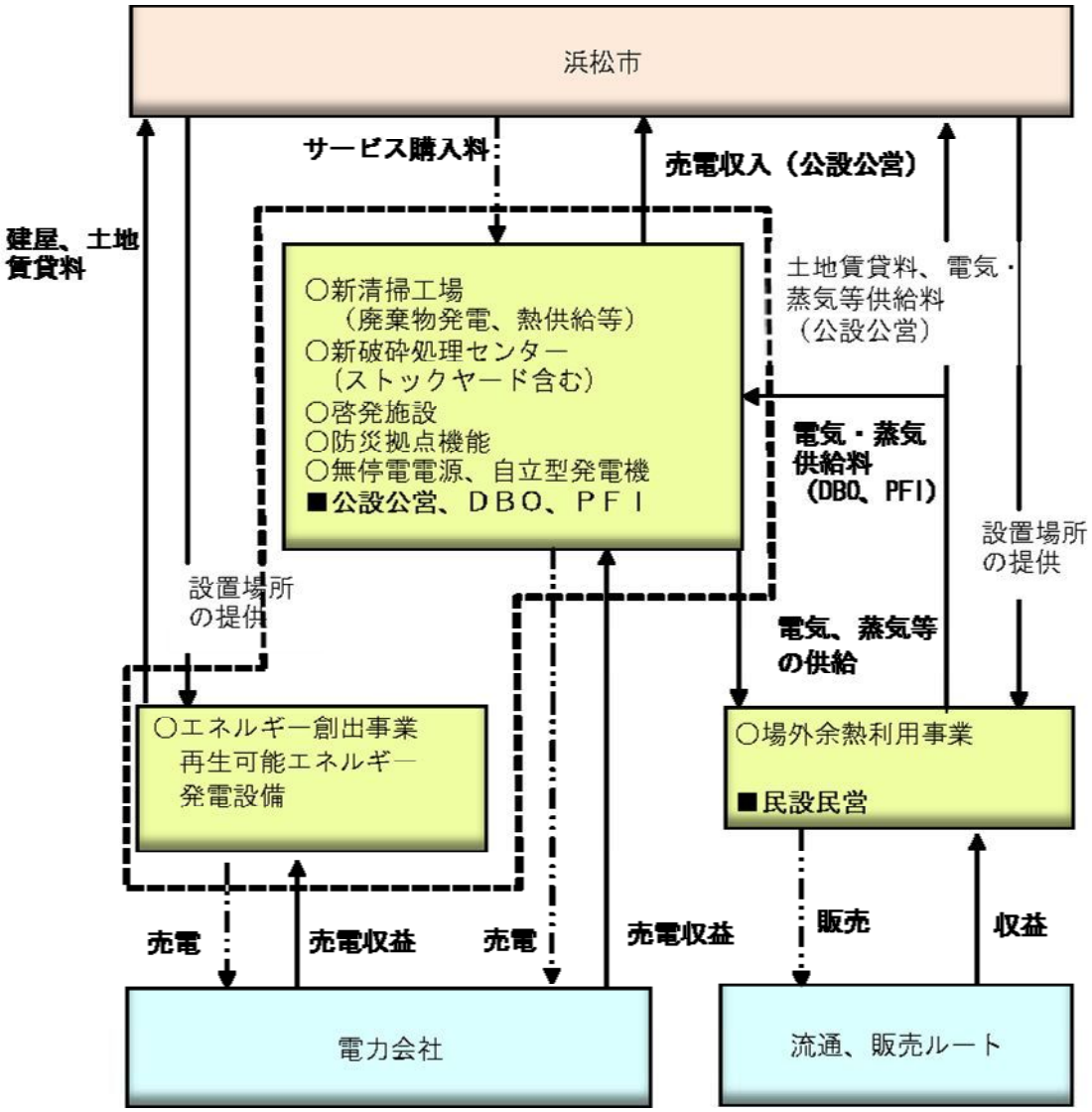

※新清掃工場及びエネルギー創出事業については同一パッケージ、場外余熱利用事業については別途発注とする。

(6) 課題の抽出と今後の方向性

プラントメーカーへの意向調査と先行事例調査の結果から抽出した主な課題は、以下のとおりである。

① 新清掃工場の整備・運営事業について

民間事業者の新清掃工場の整備・運営事業に関しては、溶融処理委託、セメント化委託、溶融処理に関してはいずれも採用可能であり、長期包括的に事業を行うために資源化事業者と連携した取り組みのあり方が課題となる。

② エネルギー創出事業及び場外余熱利用事業について

太陽光発電事業に関しては、施設のバックアップ電源としては１炉を立ち上げることは困難である。しかし、電力自給率の向上を考慮し、今後も事業化を推進することが妥当である。

場外余熱利用については、電力、蒸気については供給が可能であるため、施設園芸や植物工場の事業者やその他にも広く需要を募っていく必要がある。

ＣＯ2 回収に関しては、佐賀市清掃工場における取り組みの動向及び今後の技術革新に期待する。

エネルギー創出事業及び場外余熱利用事業は、施設規模や処理方式が大きく影響するため、実務面での課題が多い。電力供給においては、現時点では電力会社の買取価格や使用電力量を確定することは困難であるため、事業者にとって収益性の確保が不透明である。しかし、本事業に対し参画を検討する事業者も複数存在するため、今後、事業条件が更に具体化するなかで要求水準書等に規定を盛り込み、条件を提示していくことが必要である。

③ 本市の役割について

本事業を遂行することにより雇用の創出及び経済活性化に期待される効果は大きいと考えられ、より高質の公共サービスを提供できる可能性も高いと思われる。

発注者の役割としては、民間の自由度を活かした事業管理体制を構築することが必要である。

委託先の事業の継続性・安全性・安定性を十分に確認する必要があり、事業のモニタリングも不可欠である。その他、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの法規制を遵守する体制を整えることが必要である。

III. 焼却溶融システム調査

(1) ごみ処理方式の分類

現在、実用化されているごみ処理方式は、「ごみ焼却方式」及び「ごみ燃料化方式」、「バイオガス化方式」及び「高速堆肥化方式」が挙げられる。

これらのうち、「バイオガス化方式」及び「高速堆肥化方式」は、生ごみや汚泥等の有機性廃棄物の処理に限定されるので、これらの方式を採用する場合には、生ごみや汚泥等の有機性廃棄物以外の可燃ごみを処理するために「ごみ焼却方式」あるいは「ごみ燃料化方式」を併設する必要がある。

<table>
<tr><td rowspan="12">ごみ処理方式</td><td rowspan="9">ごみ焼却方式</td><td rowspan="2">焼却処理方式</td><td colspan="2">ストーカ式</td></tr>
<tr><td colspan="2">流動床式</td></tr>
<tr><td rowspan="2">焼却＋灰溶融処理方式</td><td colspan="2">ストーカ式</td></tr>
<tr><td colspan="2">流動床式</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ガス化溶融等処理方式</td><td rowspan="3">ガス化溶融処理方式</td><td>シャフト炉式（一体型）</td></tr>
<tr><td>キルン式（分離型）</td></tr>
<tr><td>流動床式（分離型）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ガス化改質方式</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ごみ燃料化方式</td><td colspan="3">炭化処理方式（キルン式、流動床式）</td></tr>
<tr><td colspan="3">RDF 化処理方式</td></tr>
<tr><td colspan="4">バイオガス化方式（＋焼却）※</td></tr>
<tr><td colspan="4">高速堆肥化方式（＋焼却）※</td></tr>
</table>

※「バイオガス化方式」及び「高速堆肥化方式」は、生ごみや汚泥等の有機性廃棄物に処理が限定されるため、焼却施設等が必要である。

● ごみ焼却方式

ごみ焼却方式は、焼却処理方式とガス化溶融等処理方式に大別される。各方式の概要は、以下に示すとおりである。

① 焼却処理方式

高温でごみを燃焼し無機化することで、無害化、安定化、減容化を同時に達成する技術であり、ごみ処理技術として我が国で最も採用例が多い方式である。また、発生する熱エネルギーは温水や蒸気として回収し、給湯、発電等に利用される。

焼却炉は、ストーカ炉と流動床炉が用いられる。

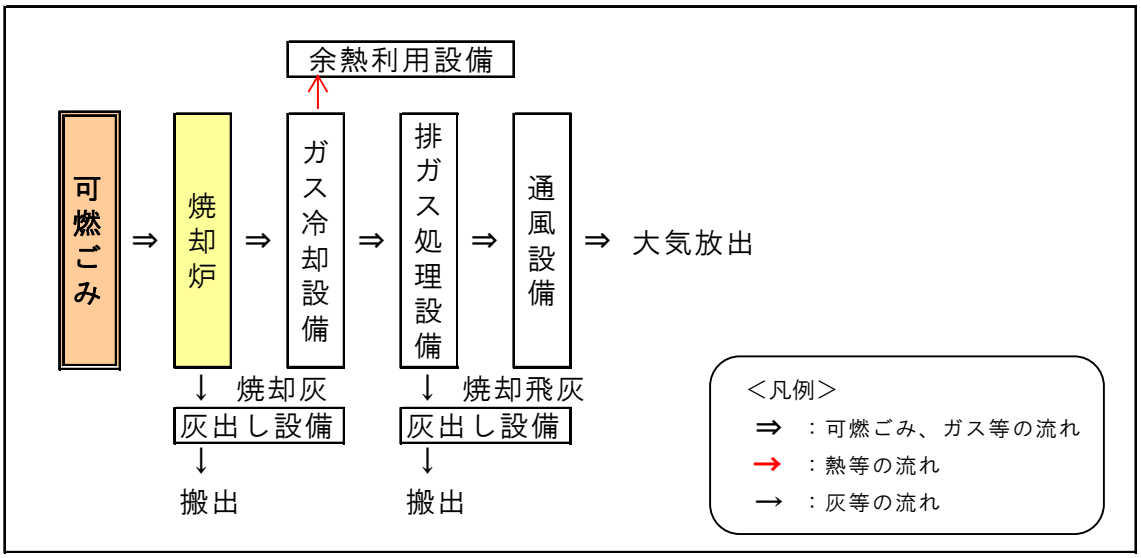

【焼却処理方式の概略フロー】

(ア) ストーカ炉

ストーカ炉は、乾燥・燃焼・後燃焼ストーカよって構成され、乾燥ストーカ上で燃焼に先立ったごみの乾燥を行い、乾燥したごみは燃焼ストーカで燃焼された後、未燃分のごみは後燃焼ストーカで燃焼される。このようにストーカ炉は、ストーカ上でゆっくり撹拌しながら、ごみを燃焼させるため、焼却処理の安定性に優れ、ごみ質の変動に強い傾向がある。

焼却灰の熱灼減量は 3～5%程度である。

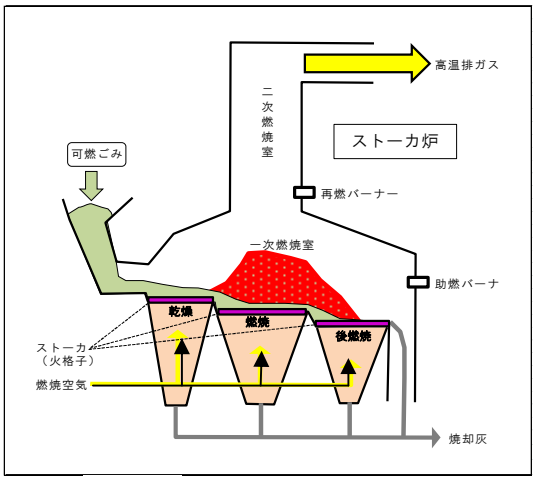

【ストーカ炉の概略図】

（イ）流動床炉

流動床炉は、破砕したごみを加圧した空気を下から上へ向けて吹き上げるなどして流動化させた高温の砂の中でごみを瞬時燃焼させる方式である。流動床炉はごみと砂を接触させ瞬時に燃焼させるため、処理の安定性を図る上で、ごみを破砕・選別等の前処理を行った後、ごみを投入することが必要である。不燃物は流動砂とともに流動床炉下部より排出・分離され、流動砂は再び流動床炉内に戻される。不燃物の熱灼減量は0.3～1%程度となる。

なお、流動床炉は、ガス化溶融処理方式の流動床式と同類の技術であるが、相違点は炉内温度にあり、焼却処理を行う場合は850℃以上、ガス化処理を行う場合は450～600℃程度となっている。

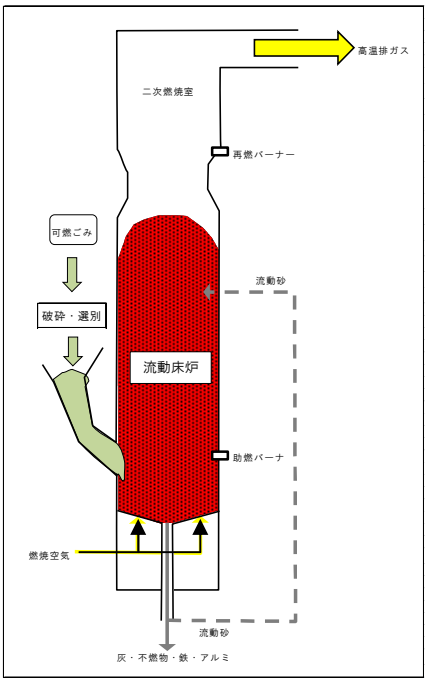

【流動床炉の概略図】

② 焼却＋灰溶融処理方式

焼却処理方式とほぼ同じであるが、相違点はごみ焼却の過程で発生した焼却灰と焼却飛灰をごみ焼却施設内に付設した灰溶融炉でスラグ化を行うことである。

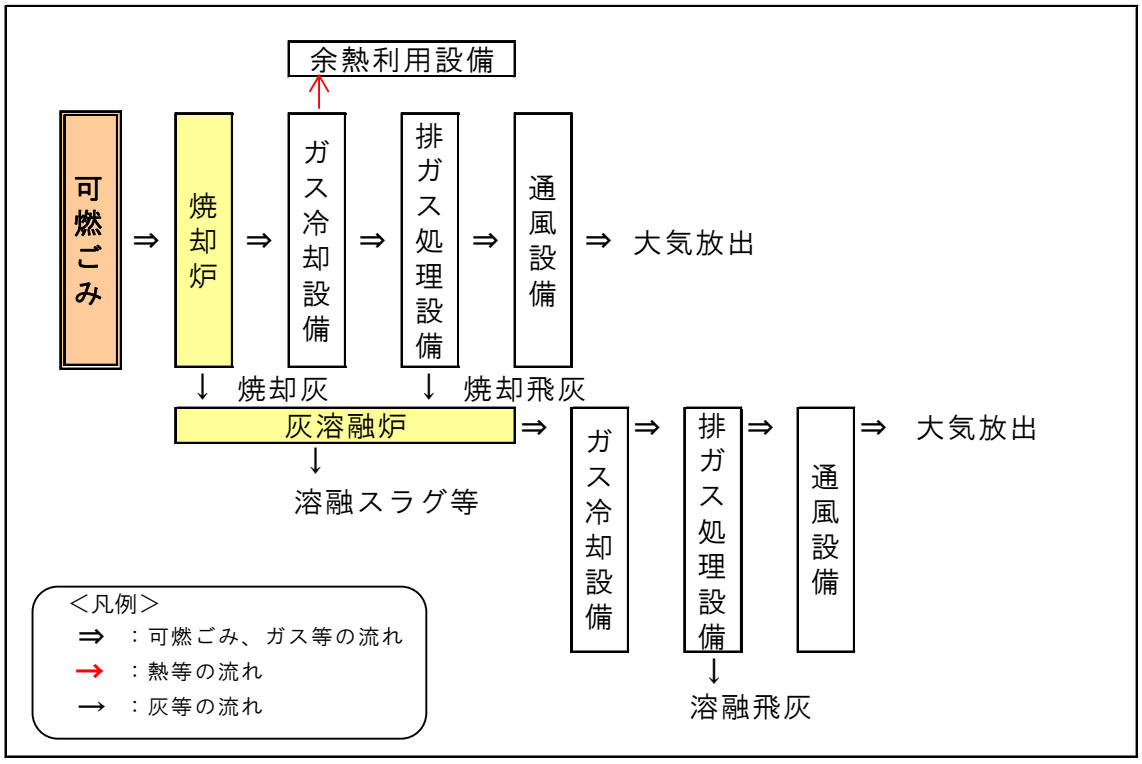

【焼却＋灰溶融処理方式の概略フロー】

灰溶融処理は、概ね 1,200℃以上の高温条件下で有機物を燃焼、ガス化させ、無機物を溶融してガラス質のスラグとし、容量を約 1/2 に減少させることで減容化が図られる。また、低沸点の重金属類のほとんどを排ガスに揮散させ、排ガス処理設備で捕集する溶融飛灰の中に濃縮し、他方、高沸点の重金属類をスラグ中に移行させ、酸化ケイ素（SiO_2）の網目構造に包み込んだ形でガラス化することによって溶出を抑制し無害化するものである。

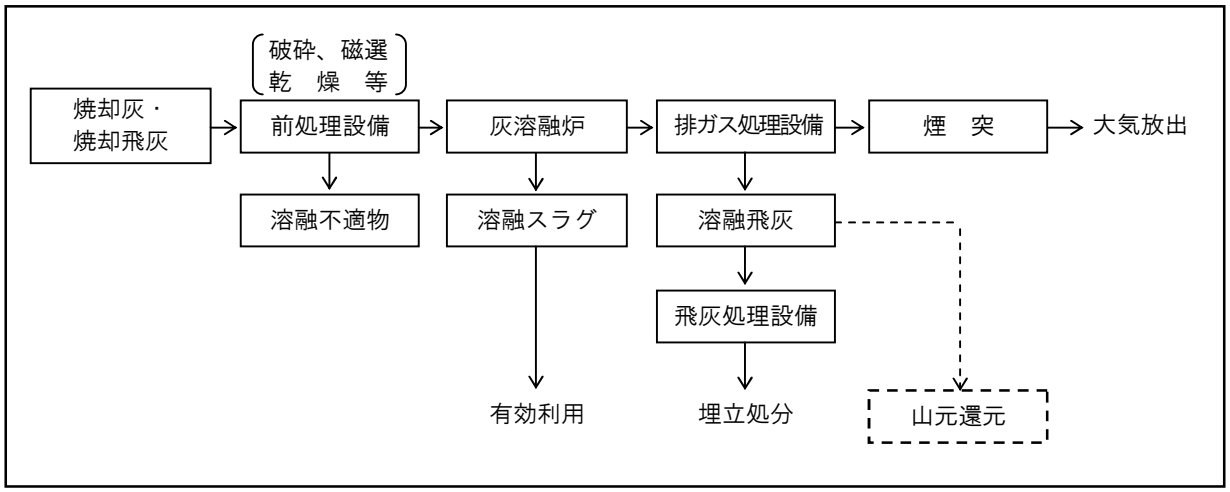

【焼却灰・焼却飛灰の溶融処理フロー（例）】

灰溶融炉の型式は灰を溶融する熱源によって分類され、油、ガスを燃焼させて灰を溶融する「燃料燃焼式」及び電気から得られた熱エネルギー等により灰を溶融する「電気式」の 2 方式に大別される。

発電を有するごみ焼却施設では「電気式」が採用されている。

③　ガス化溶融等処理方式

ガス化溶融等処理方式は、ガス化溶融処理方式とガス化改質方式に大別される。

(ア) ガス化溶融処理方式

ガス化溶融処理方式は、ごみをガス化炉で可燃ガスと不燃物に熱分解し、溶融炉で可燃性ガスの持つエネルギーで不燃物を溶融する技術である。ガス化炉と溶融炉が一体となったタイプ（図 1）と分離しているタイプ（図 2）がある。また、焼却方式と同様に、発生する熱エネルギーは温水や蒸気として回収し、給湯、発電等に利用される。

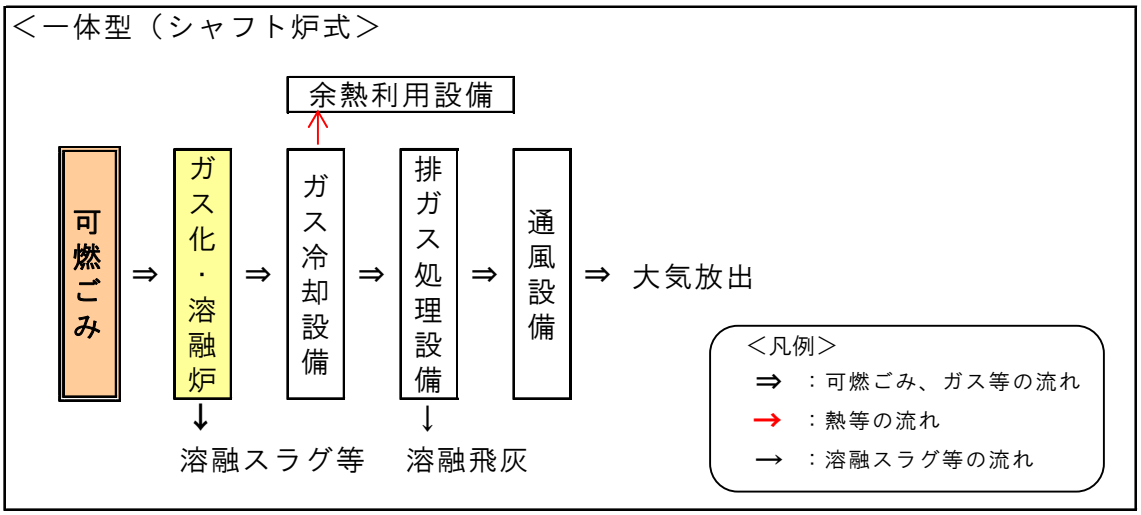

【図 1　ガス化溶融処理方式（一体型）の概略フロー】

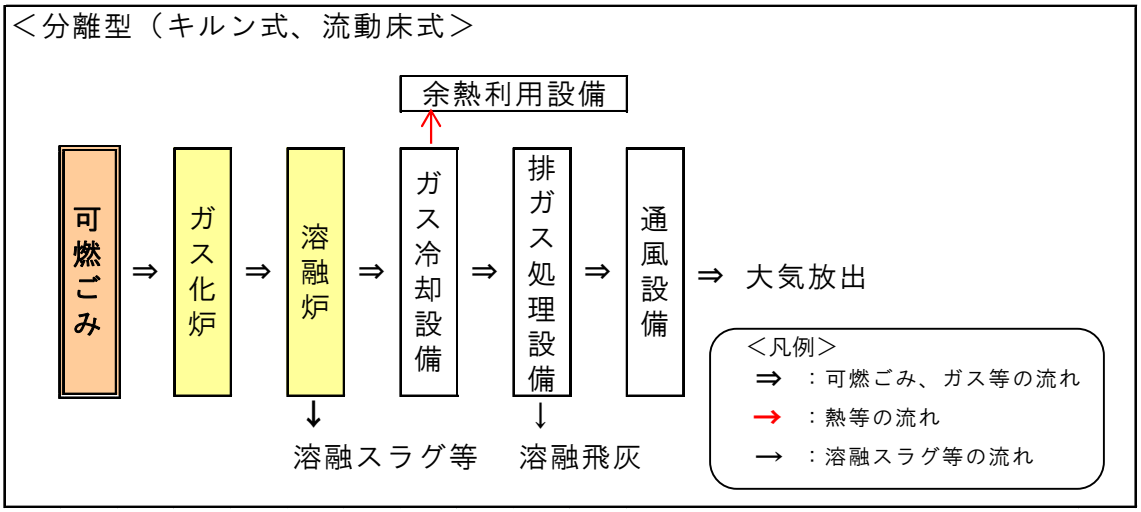

【図 2　ガス化溶融処理方式（分離型）の概略フロー】

(ア) - 1 シャフト炉

シャフト炉は、溶融炉にコークス等の副資材を使用するものと純酸素を用いるものがある。ここでは、コークス式を代表例として示す。

炉の上部からごみとコークス等を投入し、乾燥・予熱帯、熱分解ガス化帯、燃焼帯・溶融帯を経て、不燃物と金属類は溶融スラグ・メタルとして出滓口から回収する方式であり、焼却灰は発生しない。

乾燥・予熱帯では、ごみが過熱され水分が蒸発する。熱分解ガス化帯では、有機物のガス化が起こり、熱分解ガスは炉上部から排出され、二次燃焼室で完全燃焼される。ガス化した後の金属類を含む不燃物はコークスとともに燃焼帯・溶融帯へ下降し、羽口から供給される燃焼空気により高温で燃焼し、完全に溶融される。

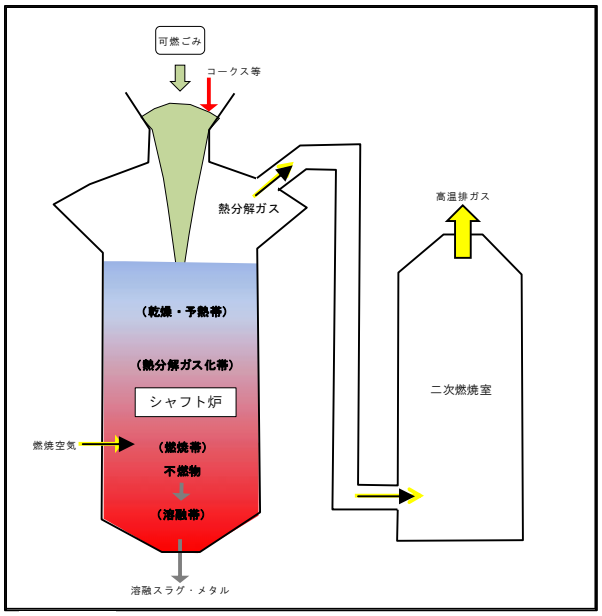

【シャフト炉（コークス式）の概略図】

(ア) - 2 流動床炉

流動床炉（ガス化）は、焼却処理方式の流動床炉と比較して流動空域を絞り、破砕・選別後に投入されたごみを流動床内で熱分解化を行い、発生した熱分解ガスとチャー等を後段の溶融炉で低空気比高温燃焼することにより不燃物を溶融スラグとして回収する方式である。

流動床炉は、流動砂の温度を 500～600℃と比較的低温に維持し安定してごみのガス化を行わせる。溶融炉で低空気比燃焼を行うことにより、ダイオキシン類の生成を抑え、不燃物を低温で溶融し溶融スラグとして回収する。

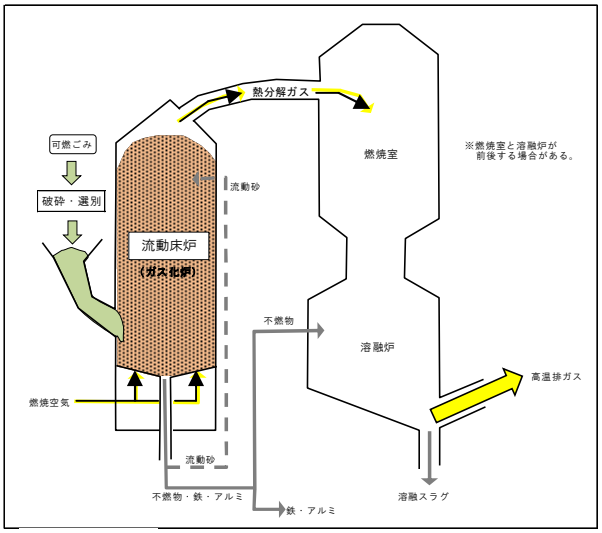

【流動床炉（ガス化）の概略図】

(ア) - 3 キルン炉

キルン炉は、ごみを破砕・選別した後に炉内に投入して間接的に外部から加熱し、450℃程度の比較的低温で熱分解する。熱分解が終了するとキルンの下部からチャー、熱分解残さ、鉄・アルミが混ざった状態で排出される。鉄・アルミを選別・回収した後、残った不燃物とチャーは溶融炉に入れて高温で燃焼溶融する。

溶融炉では、このチャーと熱分解ガスが燃料となり低空気比高温燃焼が可能となり、約 1,300℃の高温で燃焼しダイオキシン類の生成を抑えると同時に熱回収率も高める。不燃物は溶融されスラグとなり回収される。

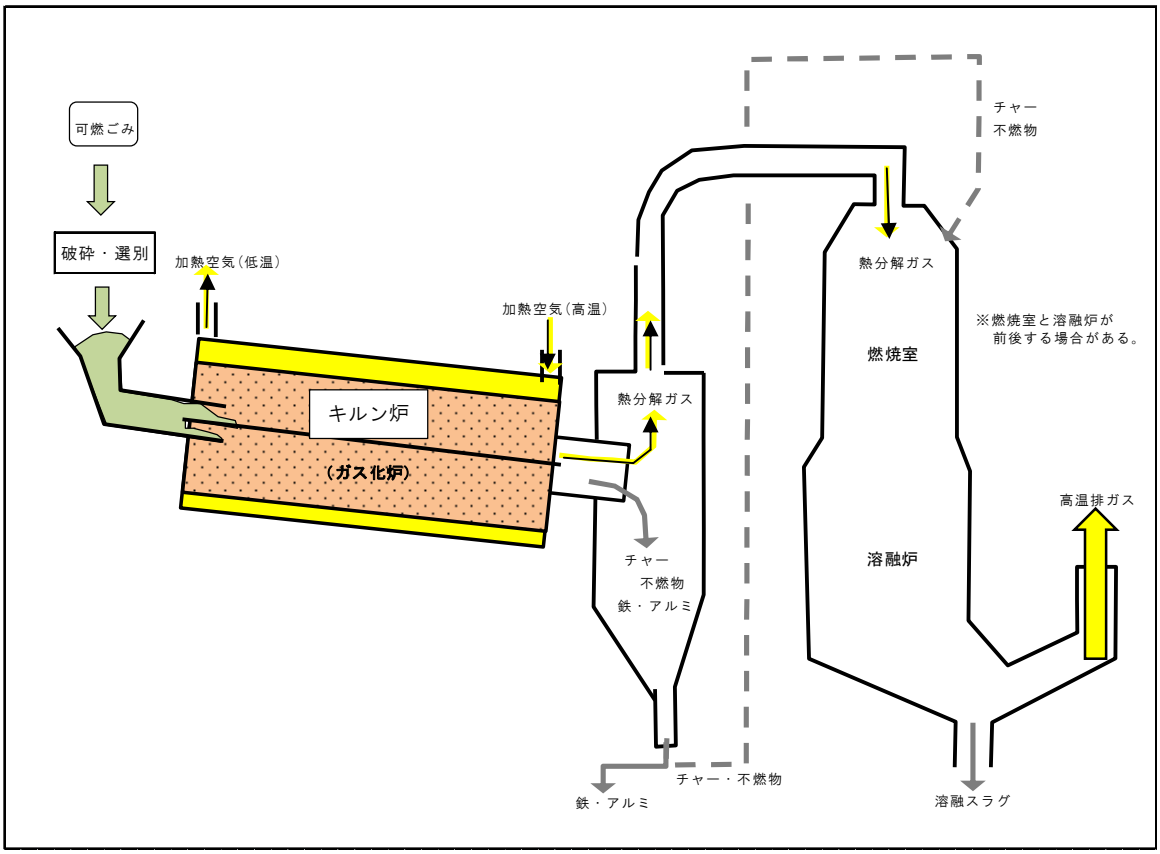

【キルン炉の概略図】

(イ) ガス化改質方式

ガス化改質方式は、ごみを圧縮し、脱ガスチャンネルで間接加熱することにより乾燥・熱分解する。熱分解されたごみは高温反応炉に投入され、酸素と熱分解炭素との反応により生じる高温下で不燃物を溶融する。また、生成ガスは高温反応炉上部で約 1,200℃、2 秒以上保持した後に 70℃まで急速冷却することで、ダイオキシン類の発生を抑制する。さらに、この生成ガスは酸洗浄・アルカリ洗浄・脱硫などの精製を行い、燃料ガスとして利用される。この燃料ガスはガスエンジン発電などを用いて電力に変換される。この方式は、生成ガスを急冷する際に多量の水を使用するとともに、ごみ質が高く施設規模がある程度大きいことが必要であるため、100t/日以下では採用されていない。

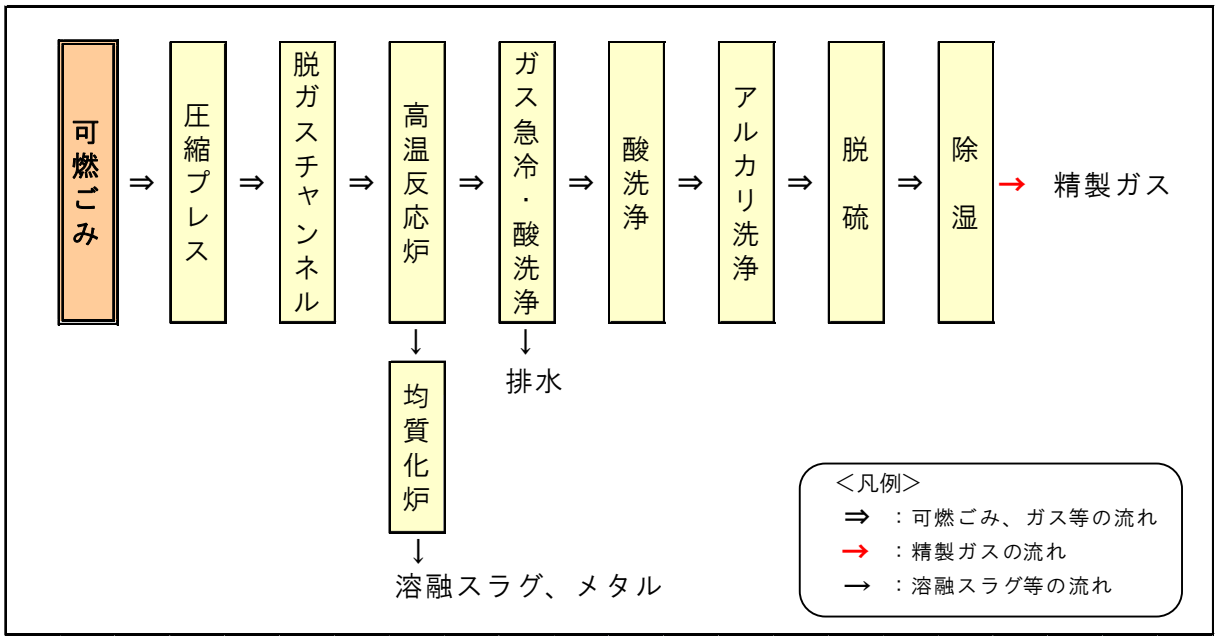

【ガス化改質方式の概略フロー】

● ごみ燃料化方式

み燃料化方式は、炭化処理方式と RDF 化処理方式に大別される。各方式の概要は、以下に示すとおりである。

① 炭化処理方式

炭化処理方式は、空気を遮断した状態でごみを加熱して炭化するものであり、熱分解ガスと分離して取り出された炭化物は、必要に応じて不燃物や金属の除去、水洗等の後処理施した後、製品化される。炭化物は、代替燃料、補助燃料、吸着材、保温材、土壌改良材等に利用されるが、その利用先を確保する必要がある。一方、排ガスは焼却処理方式等と同様に排ガス処理設備で処理し、大気放出される。また、余熱利用も可能であるが、炭化物を取り出すため、焼却処理方式やガス化溶融処理方式に比べて利用できる熱量は少なくなる傾向がある。

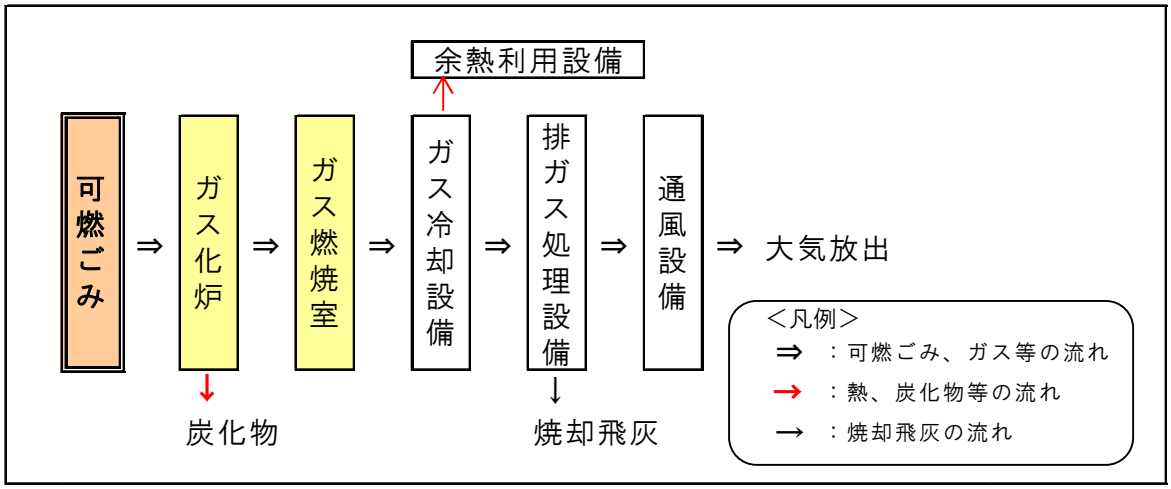

【炭化処理方式の概略フロー】

② RDF 化処理方式

RDF 化処理方式は、可燃ごみ中の可燃物を破砕、乾燥、選別、成形して燃料として取り扱うことのできる性状にするものであり、製造された燃料を RDF(Refuse Derived Fuel)と呼んでいる。また、ごみ処理の広域化の手段として、いくつかの RDF 化処理施設を建設して RDF を製造し、これを一箇所に集約して高効率の発電を行う場合がある。

製造した RDF は、燃料として利用されるため、品質の高い RDF を製造する必要があり、そのためには、収集段階において不適物、特に燃焼過程においてダイオキシン類の生成触媒となるとされている塩化ビニール類の混入を極力避ける必要がある。また、RDF 利用施設は、ごみ焼却施設と同様、高度な燃焼制御方式や排ガス処理施設を具備する必要がある。

なお、RDF 化処理方式は可燃ごみ中の生ごみを乾燥するために、大量の化石燃料を使用するために、別途、堆肥化施設等の生ごみ処理施設を整備することが望ましい。

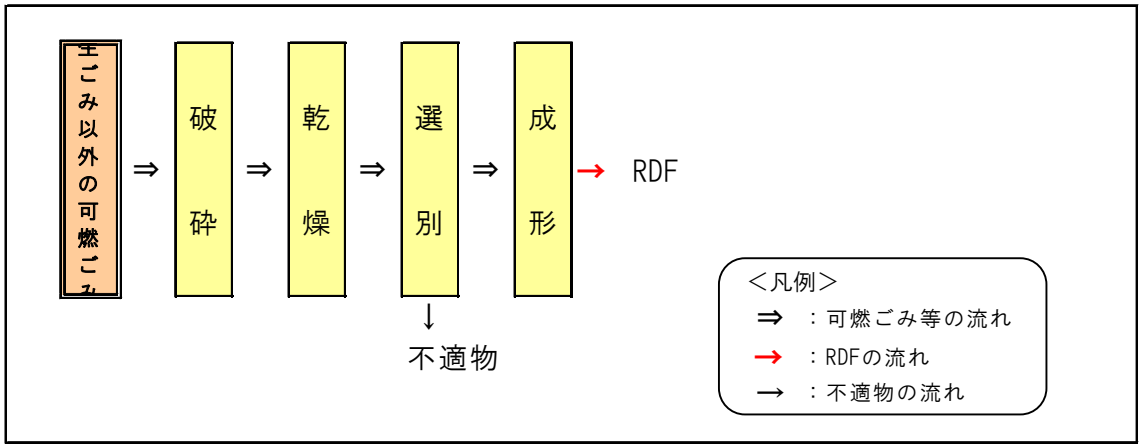

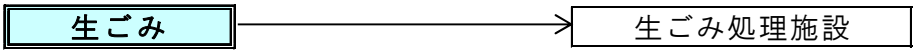

【RDF 化処理方式の概略フロー】

③ バイオガス化方式

バイオガス化方式（図 4）は、生ごみや汚泥等の有機性廃棄物を発酵させて生成するメタンガスを回収し、そのエネルギーを発電や燃料供給などに有効利用する方式である。

この方式ではメタン発酵後の残さを焼却処理するために、脱水機などから構成される残さ処理設備が必要であるとともに、残さ処理設備からは有機排水が比較的多く発生するので、下水道が整備されていない地域での施設建設には排水処理設備が必要となる。

また、バイオガス化方式では、生ごみ以外の可燃ごみを処理できないため、さらにメタン発酵後の残さを焼却処理するためにも、別途、焼却施設等の可燃ごみ処理施設を整備する必要がある。

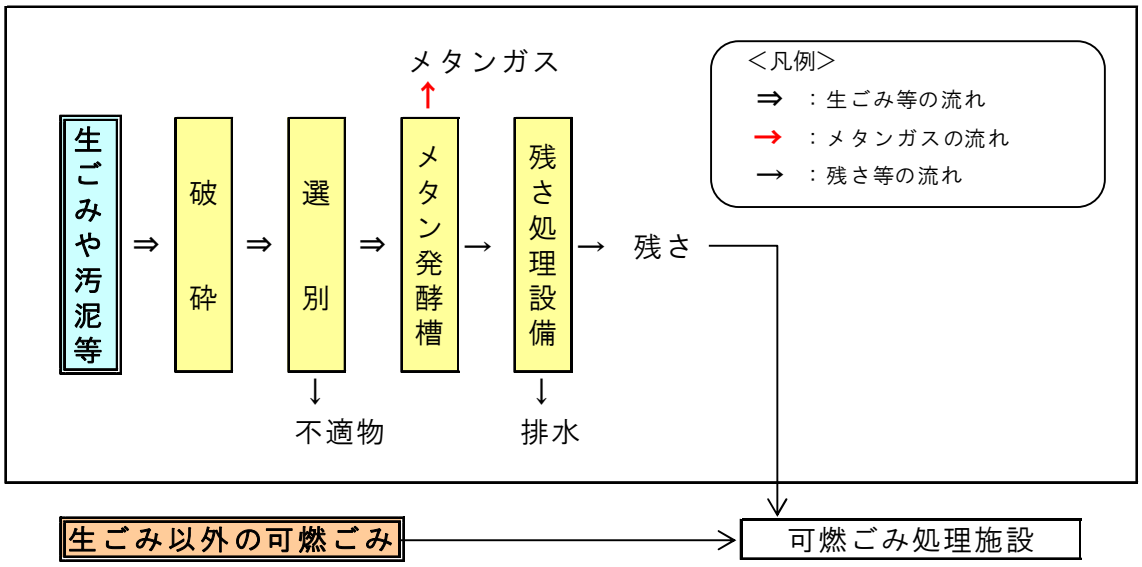

【バイオガス化方式の概略フロー】

④　高速堆肥化方式

高速堆肥化方式は、生ごみや汚泥等の有機性廃棄物を発酵に適した水分率に調整した後、強制的な通風、機械的な切り返しを連続的あるいは間欠的に行うことによって良好な好気的発酵状態を維持し、一次発酵に 7～10 日程度、二次発酵に 1 ヶ月程度をかけて工業的規模で短時間に堆肥化を行うものである。

なお、高速堆肥化方式は生ごみ以外の可燃ごみを処理できないため、別途、焼却施設等の可燃ごみ処理施設を整備する必要がある。

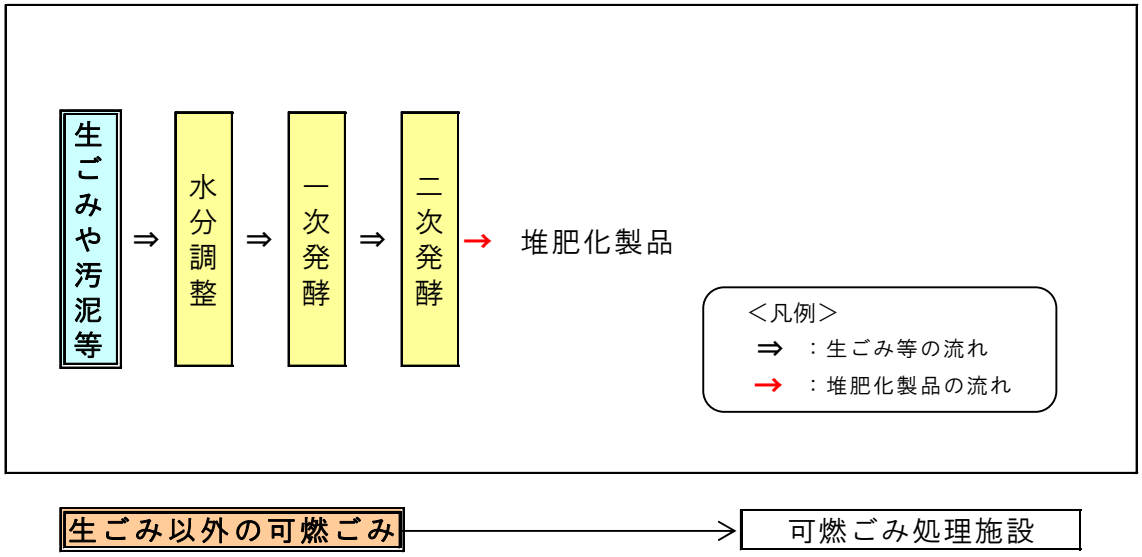

【高速堆肥化方式の概略フロー】

(2) ごみ処理方式の採用状況

① ごみ処理方式の採用状況

ごみ処理施設における処理方式別の採用状況は、平成 11 年度までは焼却処理方式のストーカ式と流動床式が可燃ごみ処理の大半を占めていた。これは、国庫補助事業費としてごみ処理施設を建設する場合にはごみ処理施設が生活環境の保全上最低限満たすべき技術上の基準として、廃棄物処理法に基づき構造及び維持管理に関する基準を定めた『ごみ処理施設構造指針』に準拠し建設されたためである。

一方、平成 11 年度以降は、円滑かつ高度な廃棄物処理を推進することが強く求められているとともに、新技術の導入が速やかに行えるよう配慮する必要があることに鑑み、関係法令等において定められた事項に加え、ごみ処理施設が備えるべき性能に関する事項とその確認の方法を示す『ごみ処理施設性能指針』によりごみ処理施設が建設されるようになったため、次に示すとおりごみ処理方式が多様化している。

【平成 11 年度から平成 24 年度までの処理方式別受注実績】

（単位：施設）

年度	ごみ焼却施設								ごみ燃料化施設		高効率原燃料回収施設
	焼却処理方式				ガス化溶融等処理方式						
	ストーカ炉		流動床炉		ガス化溶融処理方式			ガス化改質方式	炭化処理方式	ＲＤＦ化処理方式	焼却＋ﾒﾀﾝ化方式
	ｽﾄｰｶ炉	内、灰溶融炉有り	流動床炉	内、灰溶融炉有り	シャフト炉式	キルン式	流動床式				
H11	18	(13)	2	(1)	3	0	3	0	0	6	—
H12	21	(16)	3	(3)	12	8	11	0	1	6	—
H13	11	(1)	1	(1)	6	2	4	2	2	19	—
H14	6	(5)	1	(0)	1	0	0	4	0	3	—
H15	6	(4)	0	(0)	5	2	4	0	2	0	—
H16	6	(5)	0	(0)	2	0	6	0	1	0	—
H17	4	(3)	0	(0)	2	1	3	0	0	0	—
小計	72	(47)	7	(5)	31	13	31	6	6	34	0
比率	36.0%	(23.5%)	3.5%	(2.5%)	15.5%	6.5%	15.5%	3.0%	3.0%	17.0%	0.0%
H18	5	(1)	0	(0)	3	0	5	0	0	0	0
H19	6	(4)	0	(0)	2	1	0	0	0	0	0
H20	4	(2)	0	(0)	1	0	0	0	0	0	0
H21	3	(1)	0	(0)	0	0	1	0	0	0	0
H22	11	(2)	1	(0)	1	0	2	0	0	0	2
H23	10	(0)	0	(0)	2	0	2	0	0	0	0
H24	18	(0)	0	(0)	3	0	0	0	1	0	0
小計	57	(10)	1	(0)	12	1	10	0	1	0	2
比率	67.8%	(11.9%)	1.2%	(0.0%)	14.3%	1.2%	11.9%	0.0%	1.2%	0.0%	2.4%
合計	**129**	**(57)**	**8**	**(5)**	**43**	**14**	**41**	**6**	**7**	**34**	**2**
備考	(ｽﾄｰｶ炉)	—	(流動床炉)	—	(ｶﾞｽ化ｼｬﾌﾄ炉)	(ｶﾞｽ化ｷﾙﾝ式)	(ｶﾞｽ化流動床式)	(ｶﾞｽ化改質)	(炭化)	(RDF化)	(焼却+ﾒﾀﾝ化)

注：高効率原燃料回収施設は、平成 17 年度から循環型社会形成推進交付金制度の交付メニューに追加された施設である。

出典：工業新報、環境装置と技術情報及びウエイストマネジメント　ほか

② ごみ焼却施設における施設規模別処理方式の動向

平成 11 年度から平成 24 年度までの期間におけるごみ焼却施設の施設規模別処理方式は、次に示すとおりである。

いずれの施設規模においてもストーカ炉が最も多く採用されており、次いでガス化シャフト炉式、ガス化流動床式が多い。

【平成11年度から平成24年度までのごみ焼却施設における施設規模別処理方式】

工場の施設規模（t/日）	ストーカ炉	流動床炉	ガス化 ｼｬﾌﾄ炉式	ガス化 キルン式	ガス化 流動床式	ガス化改質
50 以下	32	2	5	0	2	0
51 以上、100 以下	21	1	6	2	14	0
101 以上、150 以下	12	1	11	4	6	3
151 以上、200 以下	9	1	7	2	6	0
201 以上、250 以下	15	0	4	3	4	0
251 以上、300 以下	11	0	2	2	4	1
301 以上	29	3	8	1	5	2
合計	129	8	43	14	41	6

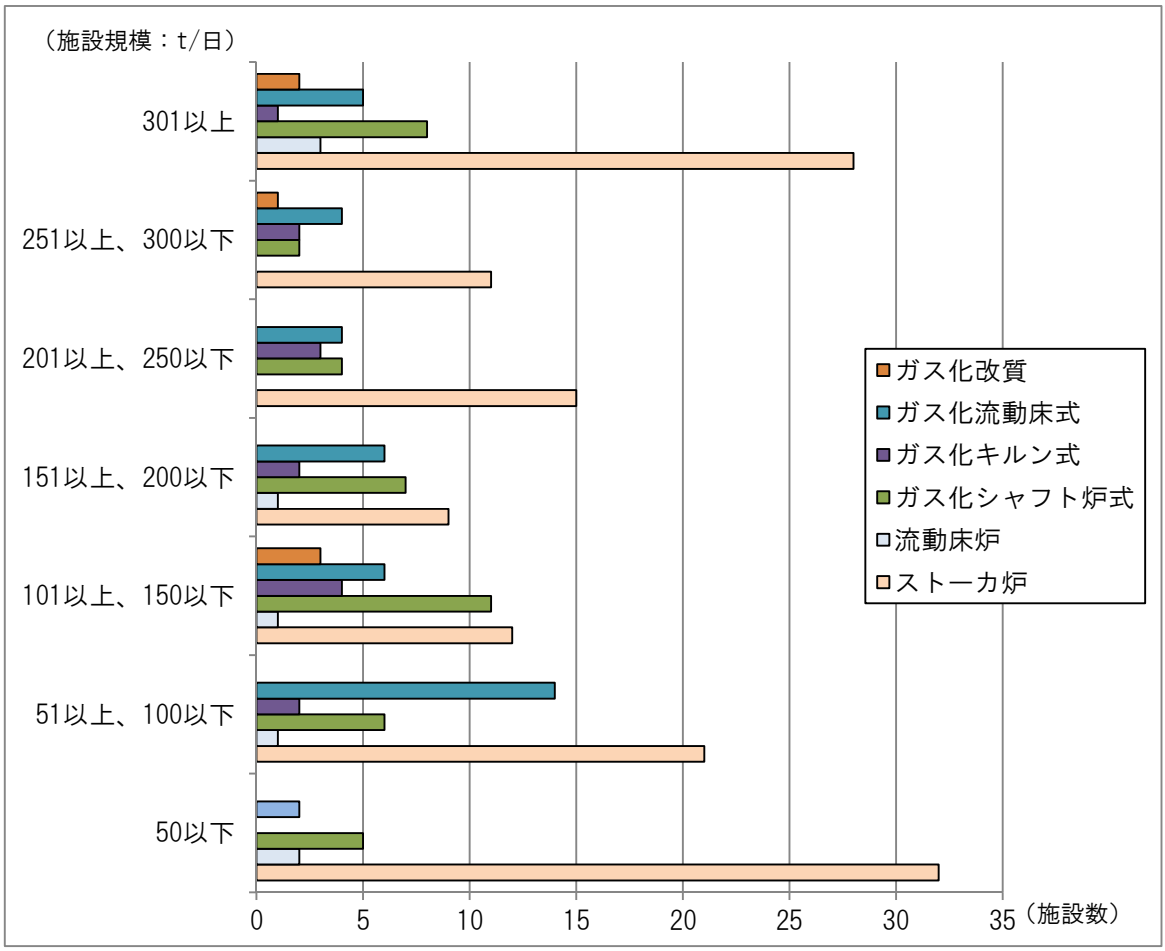

【平成 11 年度から平成 24 年度までのごみ焼却施設における施設規模別処理方式】

(3) 灰資源化方式の分類と事業者

① ごみ処理施設にける処理方式別の資源化方式

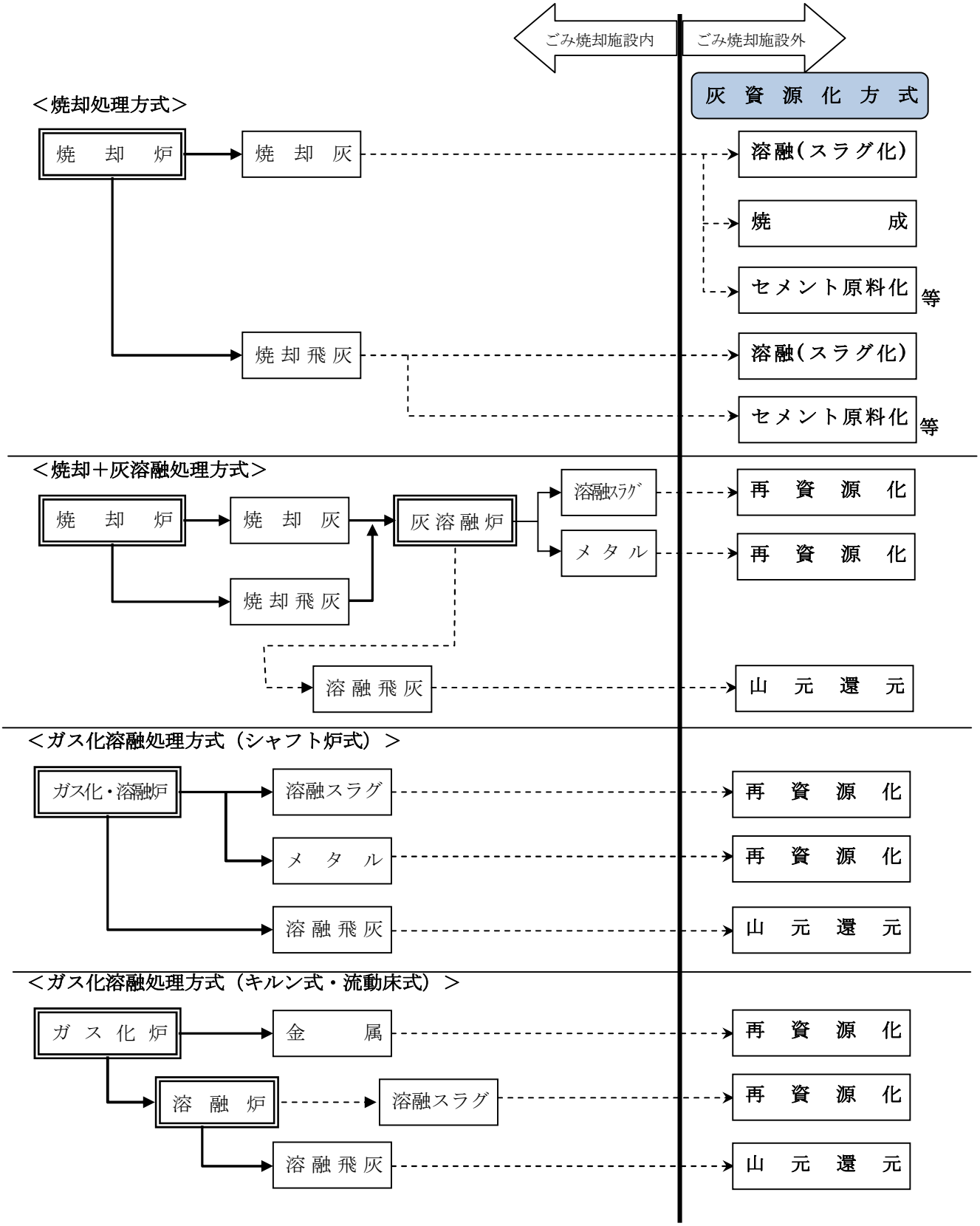

【ごみ焼却施設の処理方式別資源化方式】

② 灰資源化方式の概要

灰資源化方式について、溶融（スラグ化）、焼成、セメント原料化、エコセメント化、固型化及び山元還元の概要は、以下に示すとおりである。

(ア) 溶融（スラグ化）

溶融（スラグ化）は、燃料や電気等のエネルギーを利用して、焼却灰等を約 1,200℃以上の高温で、無機物を溶融してスラグに変換させる技術である。

(イ) 焼成

焼成とは、一般に焼結を目的とした加熱処理のことを指す。焼結は、固体粉末の集合体を融点よりも低い温度で加熱すると固まって焼結体と呼ばれる緻密な物質になる現象をいう。

焼却灰を約 1,000～1,100℃で熱処理し、塩素・重金属を揮散させることによって得られた焼成灰は、上層路盤工に使用される他、粒度調整砕石や再生粒度調整砕石、セメントと混合して人工砂を製造し、下層路盤材等に利用される。

(ウ) セメント原料化

セメント原料化は、焼却灰や焼却飛灰をセメントの原料として利用するものである。一般的に「セメント」とは「ポルトランドセメント」を指している。

セメントの主成分である酸化カルシウム（CaO）、二酸化けい素（SiO_2）、酸化アルミニウム（Al_2O_3）酸化第二鉄（FeO_3）を含む石灰石、粘土、けい石、酸化鉄原料などが使用されている。焼却灰もセメントの主成分を含むため、セメント原料として利用することができる。

また、ポルトランドセメント製造に要するエネルギー起因の二酸化炭素以外に、物質起因の二酸化炭素（主原料である石灰石の熱分解により発生:$CaCO_3 \rightarrow CaO + CO_2$）の排出が避けられないという特徴をもっている。

セメント工場での廃棄物等の活用は、最終処分場の延命だけでなく、石灰石や化石起源エネルギー等の天然資源の節約につながることから、セメント産業ではかねてより廃タイヤや石炭灰等の他産業で発生した廃棄物・副産物を、原料・エネルギー・製品の一部として積極的に活用している。

(エ) エコセメント化

エコセメントとは、都市ごみを焼却した際に発生する焼却灰をエコセメントクリンカの原料に用い、製品 1 トンにつき廃棄物を 500kg 以上使用して作られるセメントをいう。エコセメントは、平成 14 年 7 月に JIS 化（JIS R 5214）され、塩素を塩化揮発法による重金属の除去・回収に利用していることから、焼却飛灰もそのままエコセメントに利用することができる。

固型化とは、焼却灰に含まれる不純物（鉄分、クリンカ、未燃物）を除去した後、砂、セメント及び薬剤と混合することにより、焼却灰の無害化・固型化を図るものである。コンクリート固型化した焼却灰は、再生路盤材として再利用される。

(オ) 山元還元

溶融飛灰から非鉄金属を回収し、再利用する技術である。溶融飛灰中には、鉛、カドミウム、亜鉛、銅等の非鉄金属が含まれており、これを非鉄金属の原料として、

精錬所の非鉄精錬技術で鉛、亜鉛等の単一物質に還元、回収するものである。廃棄物を埋立処分せずに、山元（鉱山や精錬所）に戻し、有価金属として再生利用する（還元）することから、山元還元と呼ばれている。

③　灰資源化業者の位置

灰資源化業者の位置を、「ごみ焼却灰リサイクルの温室効果ガス排出削減・ライフサイクル管理に関する調査研究―民間施設を活用したごみ焼却灰のリサイクルに関する調査研究（その２）―報告書」（平成 20 年 3 月、財団法人クリーン・ジャパン・センター）等を基に次に示す。なお、セメント工場については、現時点で受入可能と想定される工場を示すが、これら以外にも計画中のセメント工場もあるため、今後の動向を見極める必要がある。

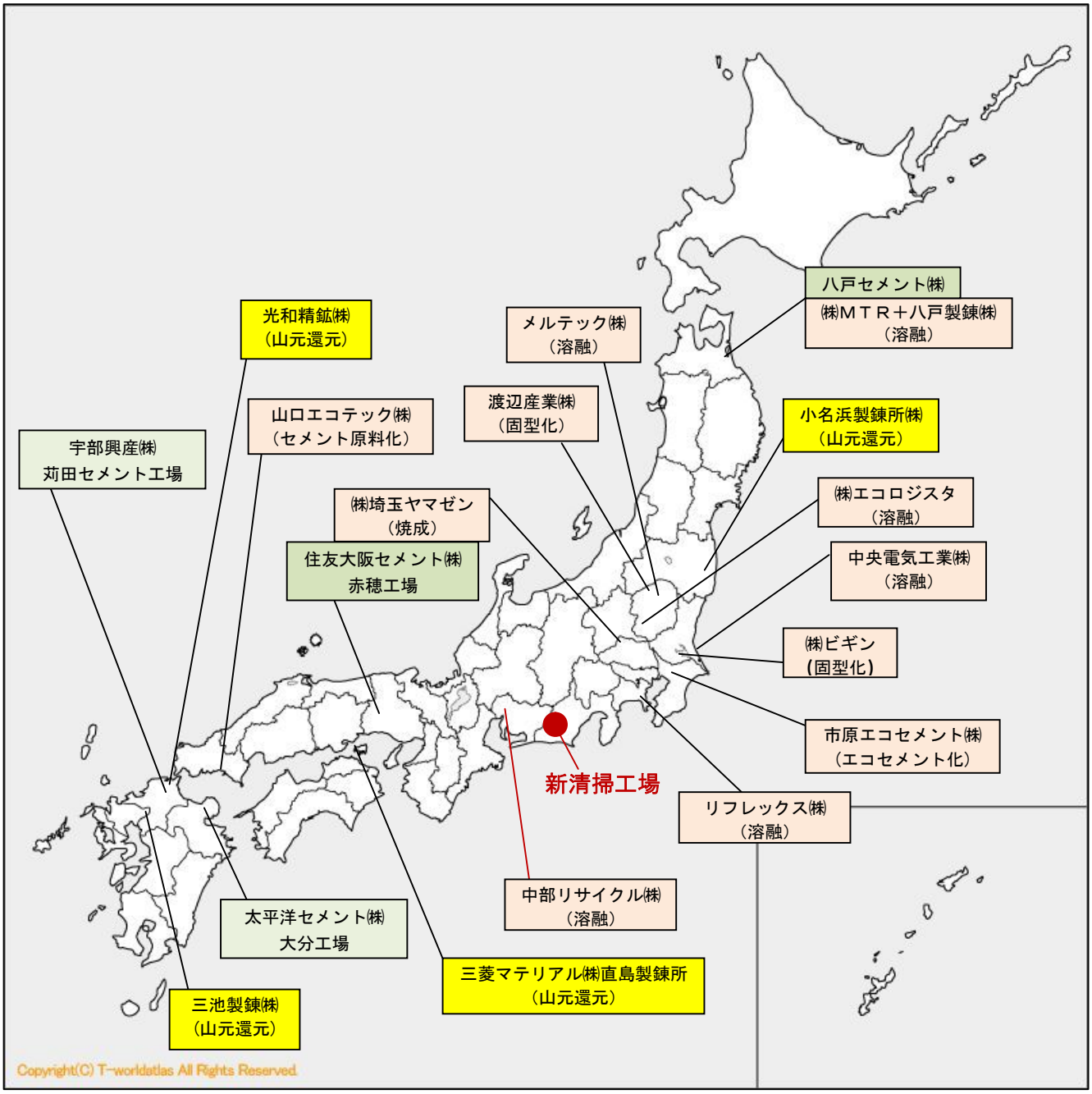

【灰資源化業者の位置図】

(4) 焼却溶融システム調査結果と評価

● 焼却溶融システム調査結果

国内プラントメーカーのうち、200ｔ/日以上の熱回収施設受注実績を有する14社に対しアンケート調査を実施した結果、8社から協力が得られ、回答に不備があった1社を除く7社の有効回答をまとめた。

各社が有する処理技術や実績、現段階における新清掃工場の諸条件等を踏まえて推奨する処理方式の提案は、次に示すとおりである。

【新清掃工場へ採用を推奨する処理方式】

プラントメーカー	推奨する処理方式	有効回答
A社	・ストーカ炉 ・ストーカ炉＋灰溶融炉	○
B社	・ストーカ炉	○
C社	・ストーカ炉 ・流動床炉	○
D社	・ストーカ炉	○
E社	・シャフト炉式ガス化溶融炉	○
F社	・流動床式ガス化溶融炉	×
G社	・ストーカ炉	○
H社	・ストーカ炉	○

① 評価対象とする処理方式

評価対象とする処理方式は、焼却溶融システム調査及び灰の処理・資源化調査を踏まえて次に示すとおりとする。

【対象とする処理方式】

<table>
<tr><th colspan="3">自工場で焼却後に外部へ灰資源化委託</th><th colspan="2">自工場で焼却・溶融処理</th></tr>
<tr><td colspan="3">焼却方式</td><td>焼却＋灰溶融方式</td><td>ガス化溶融方式</td></tr>
<tr><td colspan="2">ストーカ式</td><td>流動床式</td><td>ストーカ式
＋灰溶融炉</td><td>シャフト炉式</td></tr>
<tr><td>セメント原料化</td><td>溶融処理</td><td>溶融処理</td><td>山元還元</td><td>山元還元</td></tr>
<tr><td>焼却灰と焼却飛灰をセメント工場でセメント原料として利用する。</td><td>焼却灰と焼却飛灰を外部灰溶融施設でスラグ化する。</td><td>同　左</td><td>溶融飛灰を外部山元還元施設で処理し、重金属類を回収する。</td><td>同　左</td></tr>
</table>

② 評価項目と内容

調査結果の評価項目と内容について、次に示すとおりとする。

評価項目は、施設整備の基本コンセプトを踏まえ、西部清掃工場を建設する際に検討した「浜松市新清掃工場建設に係る焼却溶融システム検討報告書」（平成 15 年 12 月）と同様とした。

【評価項目と内容】

評価項目	内容
1)環境保全性	
(1)ダイオキシン類抑制・防止性	
①排ガス中のダイオキシン類濃度	公害防止基準値に適合していること
②総ダイオキシン類総排出量	低いほど優れている
(2)大気汚染防止性	
①煙突出口の排ガス	公害防止基準値に適合していること
②排ガス量（乾き）	低いほど優れている
(3)水質汚濁防止性	完全クローズドに適合していること
(4)二酸化炭素(CO_2)排出量	低いほど優れている
2)安全性	
(1)トラブル対策	過去のトラブルが解決されていること
(2)防災性	防災対策がされていること
(3)安全労働性	作業環境評価基準に適合していること。
3)中間処理性	
(1)ごみ処理能力と適応性	計画ごみ質条件に適合し助燃材を必要としないこと
(2)ごみ供給条件	せん断機以外の前処理が不要であること
4)総合機能性	
(1)安定稼働性	連続運転可能日数の条件（90 日）に適合していること
(2)炉立上げ・立下げの容易性	炉立上げ・立下げ時間の条件（48 時間以内）に適合していること
5)再資源化性	
(1)資源消費	外部エネルギーと副資材使用量が少ないこと
(2)余剰電力量	年間余剰電力量が多いほど優れている
6)維持管理性	自動化できない操作と補修頻度が少ないこと
7)経済性（公設公営の場合）	
(1)建設工事費	施設規模 1t 当たりの建設工事費が安価であること
(2)用役費等の合計	運転費や点検・整備費、補修費、灰運搬・処理費が安価であること
8)地域適合性	施設規模（縦 95m×横 100m 以内）条件に適合していること

③　調査結果の評価

調査結果の評価は次に示すとおりである。

【調査結果の評価】

評　価　項　目	自工場で焼却後に外部へ灰資源化委託			自工場で焼却・溶融処理	
	焼却方式			焼却+灰溶融方式	ガス化溶融方式
	ストーカ式		流動床式	ストーカ式＋灰溶融方式	シャフト炉式ガス化溶融炉
	セメント原料化	溶融処理	溶融処理		
1）環境保全性					
(1)ダイオキシン類抑制・防止性					
①排ガス中のダイオキシン類濃度	◎		◎	◎	◎
②総ダイオキシン類総排出量	△		△	○	◎
(2)大気汚染防止性					
①煙突出口の排ガス	◎		◎	◎	◎
②排ガス量（乾き）	○		○	○	○
(3)水質汚濁防止性	◎		◎	◎	◎
(4)二酸化炭素（CO_2）排出量	◎	○	◎	◎	△
2）安全性					
(1)トラブル対策	◎		◎	◎	◎
(2)防災性	◎		◎	◎	◎
(3)安全労働性	◎		◎	◎	◎
3）中間処理性					
(1)ごみ処理能力と適応性	○		◎	◎	◎
(2)ごみ供給条件	◎		○	◎	◎
4）総合機能性					
(1)安定稼働性	◎		◎	△	◎
(2)炉立上げ・立下げの容易性	◎		◎	◎	◎
5）再資源化性					
(1)資源消費	◎		◎	○	△
(2)余剰電力量	○		◎	○	○
6）維持管理性	○		○	△	○
7）経済性〔公設公営の場合〕					
(1)建設工事費	○		◎	△	○
(2)用役費等の合計	○	△	△	◎	◎
8）地域適合性	◎		◎	◎	◎

注）用役費等の合計は、用役費、運転費、法定点検費、定期点検・整備費、補修費及び灰運搬・処理費の合計とする。

※凡例　◎：優れる　○：標準　△：劣る